

見附市地域防災計画

（風水害等対策編）

令和6年5月

見附市防災会議

見附市地域防災計画 風水害等対策編（目次）

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画作成の趣旨等	1
第 2 節 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱	2
第 3 節 見附市の自然条件	7
第 4 節 見附市の社会的条件	8
第 5 節 見附市の過去の主な災害	9
第 2 章 災害予防	11
第 1 節 防災教育計画	11
第 2 節 防災訓練計画	14
第 3 節 自主防災組織育成計画	16
第 4 節 防災都市計画	18
第 5 節 建築物等災害予防計画	20
第 6 節 気象等収集体制	23
第 7 節 道路・橋梁等の風水害対策	24
第 8 節 鉄道事業者の風水害対策	27
第 9 節 土砂災害予防計画	29
第 10 節 河川の災害予防計画	35
第 11 節 農地・農業用施設等の災害予防計画	39
第 12 節 防災通信施設の整備と風水害対策	42
第 13 節 電気通信事業者の風水害対策	44
第 14 節 電力供給事業者の風水害対策	47
第 15 節 ガス事業者等の風水害対策	49
第 16 節 上水道事業者の風水害対策	52
第 17 節 下水道事業者等の風水害対策	55
第 18 節 危険物等施設の風水害対策	59
第 19 節 火災予防計画	61
第 20 節 水防管理団体（市及び水防事務組合）の体制整備	65
第 21 節 廃棄物処理体制の整備	67
第 22 節 救急・救助体制の整備	69
第 23 節 医療救護体制の整備	73
第 24 節 避難体制の整備	77
第 25 節 要配慮者の安全確保計画	84
第 26 節 食料・生活必需品等の確保計画	89
第 27 節 学校の風水害対策	91
第 28 節 文化財の風水害対策	95
第 29 節 ボランティア受入れ体制の整備	97
第 30 節 市の業務継続計画	99

第3章 災害応急対策	101
第1節 災害対策本部の組織・運営計画	101
第2節 職員の配備・招集	112
第3節 防災関係機関の相互協力体制	115
第4節 気象情報等伝達計画	121
第5節 洪水予報・水防警報伝達計画	128
第6節 災害時の通信確保	131
第7節 被災状況等収集伝達計画	135
第8節 広報計画	138
第9節 市民等避難計画	144
第10節 避難所運営計画	149
第11節 自衛隊の災害派遣計画	153
第12節 輸送計画	156
第13節 警備・保安及び交通規制計画	161
第14節 消火活動計画	169
第15節 水防活動計画	176
第16節 救急・救助活動計画	182
第17節 医療救護活動計画	187
第18節 防疫及び保健衛生計画	191
第19節 こころのケア対策計画	195
第20節 児童生徒に対するこころのケア対策計画	201
第21節 廃棄物の処理計画	203
第22節 トイレの対策計画	207
第23節 入浴対策計画	211
第24節 食料・生活必需品等供給計画	214
第25節 要配慮者の応急対策	219
第26節 学校における応急対策	223
第27節 文化財応急対策	228
第28節 障害物の処理計画	230
第29節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画	233
第30節 愛玩動物の保護対策	239
第31節 公衆通信の確保	241
第32節 電力供給応急対策	244
第33節 ガス供給対策	246
第34節 給水・上水道施設応急対策	250
第35節 下水道施設等応急対策	256
第36節 危険物施設等応急対策	261
第37節 道路・橋梁等の応急対策	267

第 38 節	鉄道事業者の応急対策	269
第 39 節	土砂災害・斜面災害応急対策	273
第 40 節	河川施設応急対策	276
第 41 節	農地・農業用施設等の応急対策.....	281
第 42 節	農林業応急対策	285
第 43 節	商工業応急対策	293
第 44 節	被害家屋調査・り災証明発行計画.....	296
第 45 節	応急住宅対策.....	299
第 46 節	ボランティア受入れ計画	307
第 47 節	義援金の受入れ・配分計画.....	310
第 48 節	義援物資対策.....	312
第 49 節	災害救助法による救助	315
第 4 章	災害復旧・復興.....	321
第 1 節	民生安定化対策	321
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	327
第 3 節	公共施設等災害復旧対策.....	339
第 4 節	災害復興対策.....	341

作成	昭和 43 年 6 月 25 日 (新潟県知事承認	昭和 43 年 7 月 24 日)
修正	昭和 44 年 11 月 29 日 (新潟県知事承認	昭和 44 年 2 月 12 日)
修正	昭和 45 年 7 月 6 日 (新潟県知事承認	昭和 45 年 8 月 12 日)
修正	昭和 47 年 7 月 6 日 (新潟県知事承認	昭和 47 年 7 月 29 日)
修正	昭和 51 年 6 月 11 日 (新潟県知事承認	昭和 51 年 10 月 7 日)
修正	昭和 53 年 6 月 6 日 (新潟県知事承認	昭和 54 年 3 月 7 日)
修正	昭和 56 年 6 月 12 日 (新潟県知事承認	昭和 56 年 6 月 6 日)
修正	昭和 63 年 12 月 2 日 (新潟県知事承認	昭和 63 年 12 月 15 日)
修正	平成 3 年 6 月 10 日 (新潟県知事承認	平成 3 年 7 月 9 日)
修正	平成 6 年 6 月 20 日 (新潟県知事承認	平成 6 年 6 月 29 日)
修正	平成 14 年 11 月 20 日 (新潟県知事承認	平成 14 年 12 月 18 日)
修正	平成 19 年 2 月 19 日 (新潟県知事承認	平成 19 年 3 月 5 日)
修正	平成 22 年 8 月 27 日 (新潟県知事承認	平成 22 年 9 月 6 日)
修正	平成 23 年 5 月 31 日	
修正	平成 25 年 5 月 29 日	
修正	平成 27 年 5 月 27 日	
修正	平成 29 年 5 月 25 日	
修正	平成 30 年 5 月 31 日	
修正	令和 元年 5 月 29 日	
修正	令和 2 年 6 月 19 日	
修正	令和 3 年 5 月 31 日	
修正	令和 4 年 5 月 30 日	
修正	令和 5 年 5 月 29 日	
修正	令和 6 年 5 月 27 日	

(空白)

1

- ・ 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）
- ・ 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難なものであってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第49条の10 関係）
- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市が指定したもの（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8 関係）
- ・ 指定避難所 避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設で市が指定したもの（法第49条の7及び第49条の8 関係）

(空白)

第2節 市民及び防災関係機関等の責務 と処理すべき事務または業務の大綱

1 基本方針

- (1) 市民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本計画においては、市民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

- (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

- (3) 積雪期対策の配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、などにおいて予め考慮する。

- (4) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

2 防災関係機関及び市民の責務

- (1) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

- (2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

- (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民（市民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

見附市、新潟県、見附市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて見附市地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりである。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
見附市	1 見附市防災会議に関すること 2 市内における公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予報警報等の情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発出、避難の勧告及び指示（緊急）に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する相談、援護に関すること 11 被災要援護者に対する相談・援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 15 水道事業の災害対策に関すること
新潟県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予報警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難の勧告、指示（緊急）に関すること 7 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 8 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 10 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 12 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 15 緊急通行車両の確認に関すること 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 17 自衛隊の災害派遣要請に関すること 18 他の都道府県に対する応援要請に関すること
見附警察署	19 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 20 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 21 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 22 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
北陸地方整備局	大規模自然災害が発生した場合における、地方公共団体との協定に基づく被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本郵便(株) 見附郵便局	災害時における郵便業務等に関すること
	東日本旅客鉄道(株) 長岡駅	災害時における鉄道による緊急輸送の確保について
	東日本電信電話(株) 新潟支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること
	東北電力ネットワーク 株式会社 長岡電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運(株) 見附支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	北陸ガス株式会社 長岡供給センター	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること
指定地方公共機関	刈谷田川土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	新潟運輸(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	越後交通(株) 栃尾営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	石油資源開発(株) 見附鉱場事務所	災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	J A えちご中越 中越よつば森林組合 新潟県農業共済組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること
	見附商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	一般病院・医院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	医師会	災害時における医療救護に関すること
	一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第3節 見附市の自然条件

1 位置及び風土

本市は新潟県の中央部に位置し、長岡市、三条市に隣接し守門岳に源を発した刈谷田川が中央部を東から西へ横切っている。

地域を大別すると山間部と平野部により形成され、山間部は丘陵的山地を形成し、平野部は山間部を背に西へ広がり、穀倉越後平野の中央部に伸びている。平野部の地質層序を見ると、沖積及び洪積層の下部に魚沼層群が、その下部に和南津層・灰爪層・浜忠層・椎谷層・寺泊層・七谷層・津川層が存在している。

見附市の位置及び面積

東経		北緯		面積	周囲	広ぼう (飛び地を含む)	
東端	西端	南端	北端			東西	南北
139° 00′	138° 52′	37° 27′	37° 35′	77.91km ²	71.7km	11.5km	14.7km

海 抜	最高 300m	最低 10m
-----	---------	--------

2 気象状況

本市の気候は、典型的な日本海側気候である。降水量は梅雨期より冬期の方が降雪の影響で多くなっている。年間の平均気温は12～13℃であり、台風が日本付近を通過する際にフェーン現象や低気圧等により、6月や9月にも30℃以上の真夏日となる日がある。12月の平均気温は4℃以上であるが、1月、2月の平均気温は2℃以下となり冬期間の最低気温は氷点下となる。湿度は年間を平均すると70%以上で、特に夏季は蒸し暑く感じられる。風向は年間を平均すると東から南寄りの風が多くなっているが、1月は偏西風の影響から西から北寄りの風が多くなっている。

第4節 見附市の社会的条件

1 人口

見附市の人口は、市制施行以来一貫して増加傾向にあったが、平成7年国勢調査時の43,760人を最高として、令和2年国勢調査では39,237人と年々減少している。

年齢階層別では、年少人口（0～14歳）の減少、高齢人口（65歳以上）の増加が続いており、令和2年では高齢者率が32.9%となった。

本市に居住する外国人は、230人（令和2年国勢調査）で、総人口に占める割合は0.58%となっており、平成27年の150人に比べ80人の増加となっている。

年次	人口			世帯数	一世帯の平均人口
	総数	男	女		
昭和60年	42,546	20,509	22,037	10,423	4.08
平成2年	43,116	20,810	22,306	10,978	3.93
平成7年	43,760	21,113	22,647	11,771	3.72
平成12年	43,526	20,968	22,558	12,445	3.50
平成17年	42,668	20,592	22,076	12,980	3.29
平成22年	41,862	20,224	21,638	13,371	3.13
平成27年	40,608	19,636	20,972	13,702	2.96
令和2年	39,237	19,050	20,187	14,136	2.78

2 道路・鉄道の位置

道路は、南北に延びる国道8号線その他、長岡・見附・三条線、見附・栃尾線、見附・中之島線の主要地方道（県道）がある。これ以外の幹線的な道路としては、長岡・見附線、七軒町・見附線、遅場・見附線、栃尾・田井線、見附・分水線、長岡・中之島・見附線、杉澤・上樫出線、坂井・猪子場新田線等があげられる。

また、鉄道は、JR 信越本線が南北方面にのびている。

道路の整備状況（令和6年3月31日現在）

単位：km, %

	実延長	舗装済延長	舗装率
高速自動車国道	3.6	3.6	100
国道	4.8	4.8	100
県道	52.1	52.0	99.8
市道	386.8	354.7	91.7

第5節 見附市の過去の主な災害

1. 既往の主な災害

(1) 台風災害

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
第2室戸台風 (S36.9.16)	四国の南端室戸岬付近に上陸した台風18号は日本海沿岸に沿って北上し、佐渡付近を通過したことにより本市域も台風の勢力圏内に入り、最大風速は南西風31.1mに達し瞬間最大風速は40mを超えた。これにより大きな被害が発生し、市は災害対策本部を設置するとともに県災害対策本部に応急物資の手配を要請した。 ○被害概要 死者 1人 重傷者 8人 全壊家屋 31棟 半壊家屋 302棟 被害総額 555,037千円

(2) 豪雪災害

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
昭和38年豪雪	年末から年始にかけて降り続いた雪は、1月下旬にさらに強まり1月30日には最深積雪が340cmに達し、交通が遮断され市民生活は重大な危機に直面した。このため2月5日から19日まで自衛隊が鉄道や道路の復旧のために派遣され、出動人員は延べ7,398人にのぼった。また、避難所を開設し81世帯が避難、収容された。 ○被害概要 全壊家屋 5棟 半壊家屋 9棟 被害総額 1,120,103千円

(3) 火 災

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
新町大火 (S43.5.12)	午後2時27分、薬店から出火した。当日は数日続いた好天に加え三陸の東にある強い高気圧が本州付近に張り出しており、中越地方は南風が強くフェーン現象となっていた。 この気象条件の中、引火性物品を多量に取り扱いしている薬店からの出火のため、火のまわりが速かったことに加え、油類を取り扱う店舗が隣接していた。さらに、通報の遅れや背後に木造家屋の密集地、道路の狭隘など悪条件が重なり延焼拡大した。 ○被害概要 重傷者 1人 全焼家屋 69棟 半焼家屋 4棟 被害総額 473,877千円

(4) 豪雨災害

名称・発生年月日	災 害 の 状 況
昭和36年8月5日 集中豪雨	朝鮮半島の元山沖に進んだ台風10号が勢力を弱め温帯低気圧となり、その中心から南東に延びる前線の影響で豪雨となった。刈谷田川が増水し各所で溢水・破堤し大きな被害を受けた。 ○被害概要 死者 1 人 重傷者 1 人 全壊家屋 4 棟 半壊家屋 24 棟 床上浸水 2,350 棟 床下浸水 2,651 棟 被害総額 587,887 千円
平成16年7月 新潟・福島豪雨 (H16. 7. 13)	梅雨末期の日本海から新潟県内に伸びた「湿舌」と言われる気団が、停滞する梅雨前線に影響し、中、下地方を中心に大雨を降らせた降り始めの7月12日21時から13日24時までの27時間に322ミリメートルの降雨量を記録した。(時間最大降雨量44ミリメートル、7月13日7時から8時まで) この想像を絶する集中豪雨により、市内いたる所で道路や低地の浸水、土砂崩れ等が発生した。 ○被害概要 半壊 1 棟 床上浸水 880 棟 床下浸水 1,153 一部損壊 2 棟 被害総額 18,407,000 千円
平成23年7月 新潟・福島豪雨 (H23. 7. 30)	前線が新潟県付近に停滞し、高気圧同士の間日本列島が挟まれ、下越地方西部や中越地方北部に日本海から発達した雨雲が次々と流れ込み、7月30日24時間に170.5ミリメートルの降雨量を記録した。時間最大雨量は68.0ミリメートルで7.13新潟豪雨災害時の雨量を上回った。 この集中豪雨の影響により多くの土砂災害が発生したが、平成16年以後の各種災害対策により被害状況は減少した。 ○被害概要 全壊 2 棟 半壊 3 棟 床上浸水 51 棟 床下浸水 408 棟 一部損壊 2 棟 被害総額 1,430,000 千円

2 災害の傾向

(1) 大雨による災害

大雨は、主に台風、梅雨前線の活発化及び発達した低気圧が本州を西から東へ進むことによって起こる。

当市は過去において、何度も集中豪雨のため刈谷田川が氾濫し大きな被害を受けてきた。特に平成16年7月新潟福島豪雨（通称7.13水害）では甚大な被害を受けている。その後、災害後の各種対策を実施しているが、平成23年にも水害が発生しており、今後も大雨による溢水等に十分な注意が必要である。

(2) 大雪による災害

本市においては道路の改良、消雪パイプの敷設及び除雪機械の増強が進んだことで、冬

期間の交通は確保されている。雪崩についてはここ数年大きな被害は受けていないが、降積雪、気温等の気象条件の変化によっては注意が必要となる。

(3) 火災

市街地では木造建築物が密集している中に繊維関連工場が点在し、狭い道路もあり、空気が乾燥し風が強い気象状況下で火災が発生し、発見が遅れた場合大火につながる危険性がある。

(空白)

第 2 章 災 害 予 防

第 1 節 防災教育計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、市、県、防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。
- (イ) 市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。
- (ウ) 県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供、学習環境の整備、市の防災教育及び職員研修の支援及び県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における生徒の防災教育を行う。
- (エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

イ 達成目標

- (ア) 児童・生徒が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- (イ) 市民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- (ウ) 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。
- (エ) 市、防災関係機関において、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、一般市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行できる。
- (オ) 市において、防災に関する専門研修を受けた職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

- リ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (3) 積雪期に対する対策
- 冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 市民・企業等の役割

- (1) 市民の役割
- ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
 - イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
 - ウ 次世代への災害被災経験の伝承
 - エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
- (2) 地域の役割
- ア 町内会や自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
 - イ 町内会や自主防災組織等による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認
- (3) 企業・事業所等の役割
- ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
 - イ 社内での事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、町内会、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

- (1) 市立学校、保育園等における防災教育の推進
- 児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。
- 実施に当たっては、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (2) 社会教育における防災学習の推進
- 公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。
- (3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知
- (4) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進
- ア 要配慮者本人及び家族の学習
 - イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
 - ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
 - エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習
- (5) 町内会や自主防災組織等に対する防災学習の推進
- (6) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成
- (7) 消防職・団員の防災教育・研修

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民への普及、啓発を図る。

(1) 新潟地方気象台

風水害に関する基礎的な知識の普及・啓発

(2) 新潟県

過去の災害記録の公開及び災害に関する情報の提供

(3) 東北電力ネットワーク株式会社

一般家庭に対する、災害発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(4) 北陸ガス(株)、L Pガス販売店（（一社）新潟県L Pガス協会）

ア 災害発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(5) 日本赤十字社新潟県支部

一時救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

(6) 国土地理院

災害教訓の伝承の重要性についての啓発に関し、自然災害伝承碑などの情報の提供
や活断層図公開などの地理空間情報に関する情報の提供

第2節 防災訓練計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、隣接市等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、地域、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪に対する対策

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制などの確認に努める。特に水防活動等の防災活動は、平時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努めるとともに行政との連携・協力体制について意識づける。

3 市の役割

県に準じた各種防災訓練の実施及び他市町村、防災機関と協調した総合的な防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

ア 実施期間

原則として年1回以上実施するものとし、災害経験を風化させないような時期を考慮する。

イ 実施場所

市内全域で実施する。

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く市民避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

(5) 学校における防災訓練

学校の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時には、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

2 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市は、複数の災害を想定し自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施す

るとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大いことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

第4節 防災都市計画

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、市、県、国等の機関が協力して総合的な施策を展開することが必要である。

洪水、浸水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制・誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

カ 災害危険区域の指定

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪に対する対策

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人一人がアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

「地区計画制度」を活用するなど、市民合意によりその地域にふさわしい建築のルールや地区施設等の計画を策定し、地域単位で災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をでき

るだけ市民に開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、安全防災空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。このため、市は都市防災に配慮し、都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、あわせて都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行い災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路等ネットワークの形成

市は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路、避難場所のネットワーク等の確保に努める。

イ 避難場所等の整備

市は、県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ 防災公園の整備

市は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一次避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

4 防災関係機関の役割

(1) 国土交通省北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

(2) 県

都市防災に配慮した都市区域マスタープランの充実を図る。

第5節 建築物等災害予防計画

【関係部署】施設所有部

1 計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（市立病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署等）
- d 避難収容の施設（学校、保育園、体育館、公民館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、知的障害者更正援護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

b 防災設備等の整備

施設設置者及び施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の固定強化
- (d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- (e) 防災設備の充実、他

c 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 市は県が行う一般建築物の安全を確保するため以下の指導等に協力する。

(ア) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について

必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

(イ) 著しく劣化している建築物の安全確保について

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(ウ) 落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害

を防止するための安全確保の指導、啓蒙を行う。

(エ) 水害常襲地の建築物における耐水化について

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(オ) 地階を有する建物等の浸水防止対策について

地階を有する建物等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。

また、避難路や救助のための進入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。

(カ) がけ地等における安全立地について

建築基準法に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する施策の整備に努める。

(キ) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

イ 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 積雪に対する対策

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する施策の整備に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を

参考に安全性の向上を図る。

ウ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

4 防災関係機関の役割

消防署等

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第6節 気象情報等収集体制

【関係部署】総務部

1 計画の方針

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要である。市は、気象情報収集及び観測体制の強化を図るとともに、新潟地方気象台及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

2 市の役割

(1) 気象情報の収集

市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、次により気象情報の早期収集に努める。

ア 新潟地方気象台から発表される注意報や警報、気象予報及び線状降水帯等に関する情報の収集

イ 民間気象会社の気象予測情報収集

ウ 新潟県土木防災情報システム

エ 新潟県雪情報システムによる降雪量予測情報の収集

オ 消防本部の気象観測データの収集

カ その他関係機関の気象情報の収集

キ インターネットによる各種情報の収集

(2) 気象情報伝達体制

市及び県、防災関係機関は、気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できるよう体制の整備に努める。

3 国、県、関係機関の役割

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般市民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第7節 道路・橋梁等の風水害対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路などその意義は極めて重要である。

市および国・県等、道路を管理する関係機関や団体は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

市は各道路管理者や関係機関等と協力し、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、市内の防災活動拠点（市庁舎、消防署、警察署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル等）などを有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう綿密な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

イ 緊急輸送道路の指定基準

（ア） 防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網（資料編 1-13 緊急輸送路 参照）

（イ） 病院、指定避難所等公共施設と（ア）の道路を結ぶ道路

ウ 臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、臨時ヘリポートを指定しておくものとする。（資料編 7-14 災害時におけるヘリポート使用予定地 参照）なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努めるものとする。

エ 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

（ア） 市及び各道路管理者は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

（イ） 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

（ウ） 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う風水害対策

道路管理者である市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また被災時の道路機能を維持するため、市は各道路管理者と連携して整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を実施する。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設等には十分な通水能力を確保することや塗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

市は各道路管理者および関係機関協力を得て、洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附帯施設

市および道路附帯施設の管理者は、次により道路付帯施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、市および各道路管理者は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

市および各道路管理者は災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視体制の整備等を行なう。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

市および関係行政機関は、被災時の迅速で的確な対応に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員体制や資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

市は異常気象時において、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

市は被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第8節 鉄道事業者の風水害対策

【関係部署】総務部、（東日本旅客鉄道株式会社）（日本貨物鉄道株式会社）

1 計画の方針

基本方針

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

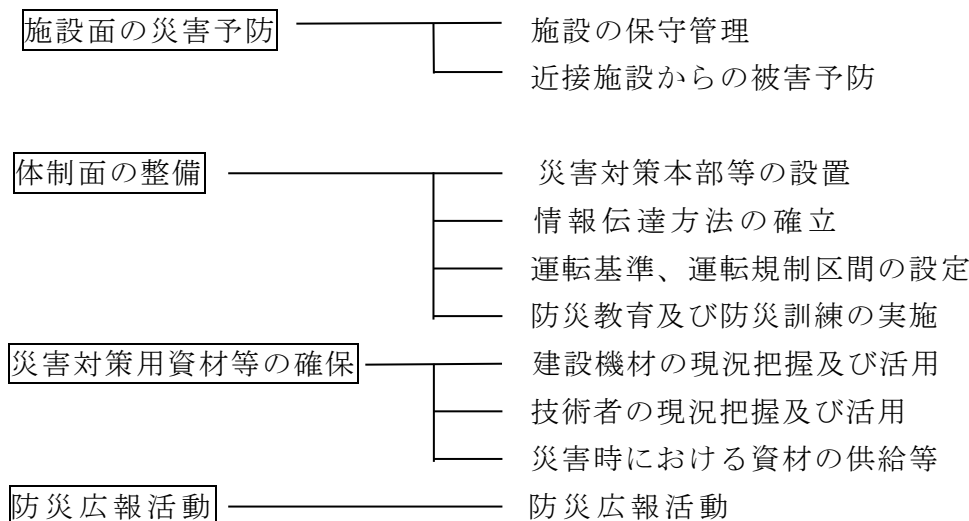
2 市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

3 防災関係機関の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を

円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第9節 土砂災害予防計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し被害を与えることが多いため、平時から土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の予防対策の推進及び防災体制の整備に努める。

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる地域コミュニティの形成に努める。

イ 市は、市民へ土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、危険性・緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに、市への情報提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ 施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、市と連携して積極的に支援を行う。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所について位置を把握してお

くなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる地域コミュニティの形成に努める。

また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難等、避難行動ができるよう努める。

土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 市の役割

(1) 市民への土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の事前周知

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(4) 警戒体制の確立

市は、降雨が連続しかつ日降雨量が異常に多くなることが予想されるとき及び地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、県と協力し災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行うものとし、当該危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置するものとする。また、市は、危険箇所の巡視を開始し、警戒にあたるべき時期を失わないよう、関係機関との連絡体制を密にして降雨量の把握に努めるものとする。

(5) 避難体制の確立

市長は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、巡視警戒において危険な状況が発見されたとき、異常に降雨量が増大しつつあるとき、その状況に応じて総合的に判断し、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある住宅等に対し避難指示を行うなど、生命または身体を災害から保護する措置を講ずるものとする。

(6) 避難指示の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備

市は、砂防指定地および土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険区域、土砂災害警戒区域における情報伝達方法等について、市民及び関係機関等に周知するとともに、警戒避難体制を整備する。

イ 情報の収集および伝達体制の整備

市及び県は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予報、雨量情報等の収集伝達体制を整備する。また、県および市は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ウ 災害ハザードマップ等の作成と配布

市は、土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するものとする。

エ 避難情報等の発令対象区域等の設定

市は、住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるために、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。

(8) 要配慮者施設への情報伝達体制の整備

土砂災害警戒情報等が発表されたときは、土砂災害警戒区域又は特別警戒区域内の該当する要配慮者施設に対し、電話又はFAX等により伝達する。

(土砂災害警戒区域等に該当する要配慮者利用施設一覧・・・資料編参照)

(9) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、必要となる住宅の移転促進を図る施策の整備に努める。

(10) 防災意識の向上

土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。

また、定期的な防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

4 県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災

害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。砂防指定地に計画的に砂防設備の整備を進める。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等に順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的の実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

(5) 土砂災害危険箇所等の調査及び市民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所を定期的に調査し、土砂災害危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、また、関係市町村を通じ、住民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報の発表

大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、県は新潟地方気象台と共同して、該当する県内市町村（聖籠町を除く）に土砂災害警戒情報を発表する。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市町村などに常時提供できるよう体

制整備を進める。

(8) 情報伝達体制の整備

県は、市町村を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(9) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する市町村を支援する。

(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告等による移転者への融資、資金の確保

(11) 地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市町村に委託する。

(12) 専門技術ボランティア等の活用

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用（農林水産部）

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ 砂防・治山ボランティアとの協働

本県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・

啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(13) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

(14) 二次災害の予防

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

5 防災関係機関の役割

建設業協同組合等

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第10節 河川の災害予防計画

【担当部署】建設部、総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民は、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、洪水予防施設等の整備等を計画的に行う。

ウ 国、県は、豪雨、洪水等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。

また、市への防災情報の提供及びハザードマップ作成支援等、ソフト対策の実施に努める。

エ 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の防災関係機関で、密接な連携体制を構築する。

オ 達成目標

(ア) 国土交通省直轄管理区間の大河川は、戦後最大規模に対応できる整備を目標とする。

(イ) 県管理区間の大河川については、年超過確立 1/30 程度（日雨量 200mm 程度）の降雨又は戦後最大規模の降雨に対応できる整備目標とする。

(ウ) 中小河川については、年超過確立 1/5～1/10 程度（時間雨量 40mm 程度）の降雨に対応できる整備を目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水の恐れがある場合、避難判断水位に達した時は、市町村へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備するものとする。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調

査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防等の河川管理施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は遅滞なく市、消防本部及び警察機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、確認しておく。

見附市地域防災計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、豪雨、洪水等を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水時において、水防団等からの要請により、水防活動に従事する。

3 市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険個所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 市は水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備する。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により指定緊急避難場所・指定避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図るとともに要配慮者施設等を含む避難訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など「緊急安全確保」の手段を講ずべきことにも留意する。

4 関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

豪雨、洪水等による災害発生時に県、市町村及び東日本高速道路(株)等公共機関から要請があった場合は、河川、ダム等の状況調査等について協力する。

防災エキスパートの活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

(空白)

第11節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【関係部署】総務部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等とともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

ウ ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

治水協定を締結したため池は流域治水の一環として事前放流等を行い、洪水調節容量を確保する。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようにする。

2 市の役割

(1) 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(5) 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

3 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市町村等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、市民に対する避難のための指示を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努め

るものとする。

(5) 被害状況の把握

市等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

4 防災関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

(2) 土地改良区

情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第12節 防災通信施設の整備と風水害対策

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

(資料編 5 通信施設に関する資料 参照)

2 県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意思決定を支援するため、新潟県総合防災情報システムの調整を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務部）

地上系、衛星系無線施設

(ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

3 市の役割

(1) 市防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から市民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うため、通信設備の整備を検討する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためデジタル移動通信システムの整備を検討する。

ウ 地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため通信設備の整備を検討する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を検討する。

(3) 県・市防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制

を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(4) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(5) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 防災関係機関の役割

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、所有する無線通信施設の停電対策を図るものとする。

(2) 消防本部

ア 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(3) アマチュア無線局

市は、災害時の通信手段の確保として、平常時からアマチュア無線局等との協力体制の整備に努めるものとする。

第13節 電気通信事業者の風水害対策

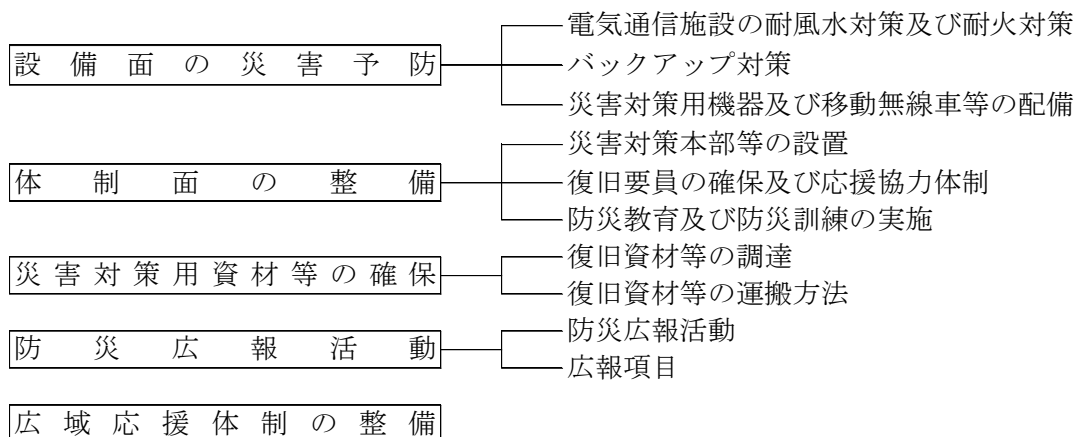
【関係部署】総務部、（東日本電信電話株式会社）

1 計画の方針

(1) 基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

ウ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

- ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
- イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。
- ウ 非常用電源の整備等による通信整備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧光ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 非常災害警戒本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び県市町村が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を

主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T 東日本及びN T T ドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第14節 電力供給事業者の風水害対策

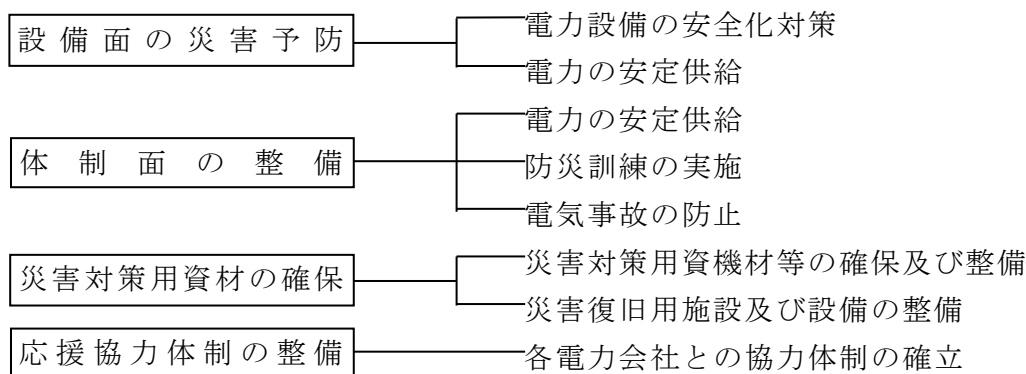
【関係部署】 総務部

【関係機関】 東北電力ネットワーク株式会社

1 計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

（１）電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を講ずる。

（２）電力の安定供給

電力供給各社との連携体制を強化し、緊急時においても安定した電力供給が実施できる体制の整備に努める。

4 体制面の災害予防

（１）電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、24時間の監視体制で非常時に備え、安定供給に努める。

（２）防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

（３）電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整備しておく。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。

また、関係工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第15節 ガス事業者等の風水害対策

【関係部署】 総務部

【関係機関】 北陸ガス株式会社

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 北陸ガス株式会社長岡供給センター、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下、「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。

(イ) 消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「L P ガス事業者」という）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 市民は、風水害発生時に取りべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

エ 県は、風水害発生時に取りべき安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 市は、次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。

(イ) 風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

(イ) 消費者に対してL P ガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対して風水害発生時に取りべき安全措置を予め周知する。

(イ) 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ウ) L P ガス事業者は、風水害により流出した容器の回収に必要な体制を整備する。

- (エ) 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県、市への連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してLPガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある避難所等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 市民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。
- (2) 風水害発生時に取るべき安全措置について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪時の風水害発生に備え、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県LPガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制

を整備する。

ウ ガス器具等を備蓄することにより、都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給体制を整備する。

エ 風水害発生時に取りべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第16節 上水道事業者の風水害対策

【関係部署】総務部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、施設の防災対策を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市の責務

市の防災担当は、上下水道局と連絡を取り、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 県の責務

水道事業者及び市町村による災害予防対策が促進されるよう支援体制の充実、強化を図る。

(エ) 市民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

2 水道事業者の役割

風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに、長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市の防災担当が行う災害時の飲料水等の確保に関する施策に応じて、緊急時

における飲料水等の確保対策を行う。

(1) 施設の防災対策

ア 主要施設の防災性の強化

(ア) 貯水、取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(イ) 浄水、送水、配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送、配水幹線については、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(ウ) 広域的な連絡管の整備

隣接する水道事業者間の相互連絡管を整備する。

イ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(2) 体制面の防災対策

ア 水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ 風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

- b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
- c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保

- a 給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設を整備する。
- b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

(3) 施設の長寿命化

上下水道局は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 水道事業者、市の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第17節 下水道事業者等の風水害対策

【関係部署】上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、あらかじめ、風水害から市民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策を作成しておく。

近年の集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者の協力を得て、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

施設が被害を受けた場合に、ただちに、被災状況調査、復旧工事に着手できるように、あらかじめ、組織体制を整備しておく。

下水道等施設が被害をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県は、あらかじめ、風水害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、施設の浸水対策を作成しておく。

また、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに関係市町村に連絡し、市町村から下水道使用不能地域の情報を市民に周知することが出来るようにしておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	・ 風水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 市、県は、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。

市、県は、新設及び既存の施設に対して風水害対策を講ずるように努める。

カ 上下水道局は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市、県は、被害箇所バリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備するように努める。

イ 市は、指定避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るように努める。

ウ 市、県は連絡を密にし、適正な下水道使用に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・地域の役割

ア 各家庭において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

- イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。
- ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 下水道施設等の管理

- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定期間および必要な応急処置を実施する。
- イ 県等の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道施設等の被害に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。

(2) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

(3) 災害時における下水道使用に関する市民への普及啓発

- 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び、災害時の下水道使用について、普及啓発を図るように努める。

4 関係機関の役割

(1) (財) 新潟県下水道公社

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(2) 日本下水道事業団

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) (社) 地域資源循環技術センター

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(4) (社) 日本下水道管路管理業協会

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

第18節 危険物等施設の風水害対策

【関係部署】教育部、消防本部、（警察）

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、市、消防本部、事業者、県は、必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ 消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪期の対応

事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害計画区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、泡化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火

薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射性物質使用施設等

ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

3 市の役割

(1) 危険物等施設の設置状況を把握する。(資料 7-10)

4 防災関係機関の役割

(1) 消防本部

ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第19節 火災予防計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、市民、企業・事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市・消防本部の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 市及び県は、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては道路の除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 消火器、水バケツ等の消火器具及び住宅用火災警報器の設置に努める。

ウ 台所など火気を使用する場所の不燃化に努める。

エ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

オ プロパンガスボンベ、灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

カ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者を選任する事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、消防用設備等の取扱い及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護技術の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

ア 耐震性を有する防火水槽の整備促進を図る。

イ 自然水利が年間通じて使用出来るよう、河川管理者等と協力し有効活用の推進を図る。

ウ 消雪井戸等について施策を講じ、消防水利として有効活用を図る。

エ 私設の消火栓、防火水槽の設置者に対し、維持管理の強化推進を図る。

オ 消火栓、防火水槽の適正配置に努め、水利不足地域の解消を図る。

カ 上記の消防水利の位置について、明記した地図の整備に努める。

(3) 消防団の充実強化

ア 町内会、自主防災組織及び事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため広報活動の更なる充実や消防団員雇用事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。

イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、運動公園、野球場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。(資料 7-14)

(5) 出火防止対策

火災予防運動や予防査察などあらゆる機会を通じ、火災の発生を予防する各種安全対策を推進し、出火の防止を最重点とした防火意識の普及、啓発に努めるものとする。

ア 消火器、水バケツ等消火器具の普及及び取扱指導の促進を図る。

イ 火気使用場所の内装材料等の不燃化の促進を図る。

ウ カーテン、じゅうたん等は防災製品の使用の促進を図る。

エ 灯油等、危険物貯蔵取扱いの安全管理の徹底を図る。

オ 学校、事業所の発火危険薬品の安全管理と、保管場所の不燃化の促進を図る。

(6) 初期消火体制

初期消火活動の確立を図るため家庭、町内会、自主防災組織、事業所等(自衛消防隊)に対し、次の対策を指導するものとする。

ア 各種訓練、集会、防災印刷物等を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難、緊急通報等、災害対応力の向上を図る。

イ 防火管理者を選任する事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各種訓練の実施指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練の参加及び防災印刷物等の配布により、防災意識や防災行動力の向上を図る。

ウ 予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防指導の徹底を図る。

(7) 消防力の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実、強化を図る。

ア 消防車両、救急・救助資器材、各種消防施設の充実強化

イ 消防団の活性化と機動力の強化推進

ウ 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化

エ 消防職、団員の迅速な参集方法、活動等についてのマニュアル整備

4 積雪期の消防水利維持対策

積雪期における消防水利の確保については、市民の協力を得て行うものとする。

(1) 消防団、地域住民の協力による消防水利の除雪体制の強化を図る。

(2) 除排雪により消防水利が使用不能とならないよう、地域住民及び除雪業者に対し指導する。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を選任する事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、近接消防本部応援協定及び広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施する。

※ 隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

(1) 県内統一協定(県内全消防機関が加入) 2 協定

ア 新潟県消防広域相互応援協定

イ 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定

(2) 県内消防機関とのもの 2 協定

ア 中部消防応援協定

イ 北陸自動車道消防相互応援協定

第20節 水防管理団体（市）の体制整備

【関係部署】総務部、建設部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市（以下「水防管理団体」という。）は、市内における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者関連施設については、はん濫時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう伝達方法等体制整備を図る。

(3) 積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。

イ 風水害時、水防管理者、消防本部からやむを得ず水防活動への協力要請があった場合は、水防活動に従事する。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時には、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、建設業協同組合等は、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、見附市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

3 水防管理団体の役割

(1) 水防計画の策定

水防管理者（市長）は、県水防計画に即して市内における水防計画又は地域防災計画を策定し、水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者（市長）は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することが

できる。

(3) 消防団の育成強化

ア 水防管理者（市長）は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者（市長）は、自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。

ウ 水防管理団体は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防管理者（市長）は、水防活動の拠点となる防災施設の整備に努める。

(5) 災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊しまたはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

(6) 予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

5 防災関係機関の役割

新潟県

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を水防管理団体と合同で実施する。

第21節 廃棄物処理体制の整備

【関係部署】建設部

1 計画の方針

基本方針

- (1) 市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- (2) 市民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。
ただし、市町村の避難勧告等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。
- (3) 市は、水害時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、市民に対し、協力を求める事項について周知する。
- (4) 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策、応急復旧対策の整備に努める。
- (5) 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係機関との協力体制を整備する。

2 市民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 市が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
 - ア 水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。
 - イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。
- (2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等
 - ア 施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。
 - イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。
- (3) 協力体制の整備
 - ア 近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 市で対応しきれない災害ごみの収集・運搬・処理、し尿、浄化槽の応急復旧等の要請に対し、体制を整備する。

イ 緊急連絡体制を整備する。

第22節 救急・救助体制の整備

【関係部署】医療部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 見附警察署、市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

(ウ) 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(エ) 消防本部、県、医師会及び歯科医師会などは救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。

(オ) 県は、大規模災害時にあつては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入及び活動が行える体制を整備する。

また、県、消防本部、県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(カ) 市、県、消防本部、消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

市民は、大規模災害発生時にあつては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(キ) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

(ク) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

(ケ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材

を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

(ア) 市及び消防本部は、消防力の整備指針及び自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等を計画的に整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、見附警察署、市及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期の対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の地震災害等発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時から地域・学区・町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織活動に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察、市、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関と DMAT が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療器材等の供給協定（福祉保健部）

市における医療器材等の不足に対応するため、新潟県医理科機械同業者組合と医療器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災態勢の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等と協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

4 市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市、消防本部は、消防力の整備指針（平成26年10月31日改正）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と管轄消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における資機材及び人員等を整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、管轄警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 市民等に対する防災意識の啓蒙

市、消防本部、消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救急・救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会及び歯科医師会などを通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会及び歯科医師会などと連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

医師会及び歯科医師会などの対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して救護所、救護病院（市立病院）、及び現地に派遣し医療活動を行う。また、医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

第23節 医療救護体制の整備

【関係部署】福祉保健部、医療部

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医師会及び歯科医師会などは、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市及び県は、地震の災害から地域住民の生命、健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- (イ) 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。
- (ウ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- (エ) 県は、それぞれ地域の医療機関の協力を得て、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。
- (オ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

イ 活動の調整

被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等が、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ 達成目標

市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体（医師会・歯科医師会）

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

(ア) 病院

- a 見附市立病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき実践的な訓練を行う。
- b 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。
 - ・災害対策委員会の設置
 - ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
 - ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
 - ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
 - ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
 - ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(イ) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとする。

イ 災害拠点病院

(ア) 基幹災害医療センター

- a 基幹災害医療センターは、長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害医療センターは、災害時の患者受入、水・医療資器材等の備蓄に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

3 県の役割

(1) 新潟 DMAT、県医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、

新潟 DMAT、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

(2) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(3) 医療資器材等の供給支援

県は、市町村、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、新潟県薬剤師会、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医理科器械同業組合及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部と医療資器材等の供給に係る計画を定める。

また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(4) 災害医療救護対策の充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

(5) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

4 市の役割

(1) 救護病院体制の整備

救護病院指定病院である見附市立病院は、この計画を踏まえて災害時医療体制を整備するとともに、定期的に防災訓練等を行い災害に備えるよう努める。

(2) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をとまう医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、医師会及び歯科医師会などの医療関係団体と、救護所設置に係る医療救護班及び歯科医療救護班の編成について協議する。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(3) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所において応急処置用資機材の備蓄を図るとともに、長岡市薬剤師会と薬剤師の派遣、見附市薬業協同組合と医薬品等の確保、供給について事前に協議

する。

(4) 医療救護体制の方針

- ア 災害時における最悪の事態、状況を想定して確立する。
- イ 医療救護計画が円滑に機能するよう、市民、自主防災組織の役割を明確にするとともに、周知、連携等の整備に努める。
- ウ 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- エ 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

第24節 避難体制の整備

【関係部署】総務部、福祉保健部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

- ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難情報（高齢者等避難、避難指示）等情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出
- エ 避難誘導体制の整備
- オ 指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、※防災ファミリーサポート制度を活用するとともに特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

※防災ファミリーサポート制度

災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（要配慮者）を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組み

資料編参照

2 市民の役割

(1) 市民等に求められる役割

- ア 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと
- (イ) 指定緊急避難所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること
- (オ) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること
 - d 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと
- (ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ア) 要配慮者等の避難を支援すること

(イ) 必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。

(2) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）等情報伝達体制の整備

ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線等、住民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡。連携体制の構築に努める。

エ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関連施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

オ 在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

カ 避難情報伝達に、FM放送、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

キ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

(3) 避難情報発出の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情

報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

ウ 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

エ 土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発令基準を設定する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。

イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難支援計画」を策定する。

ウ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(5) 避難所等の指定

ア 指定と周知

(ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは統一的な図記号を用いたわかりやすい標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

イ 指定にあたっての注意点

(ア) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること

(イ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること

(ウ) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること

面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡、避難所は避難者1人当たり3～4.3㎡のスペースとすることに努める。

(エ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、備蓄薬、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること

(オ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性

による配布、避難場所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮すること

- (カ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること

なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。

- (キ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること

- (ク) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。

- (ケ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること

なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。

- (コ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

- (カ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。

- (シ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。

- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

- (セ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ウ 即応体制の整備

- (7) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

- (イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

- (ウ) 避難所開設の初動対応を予めマニュアル化しておくよう努める。

- (エ) 避難施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

- (オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議

しておくよう努める。

(カ) 避難所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。

(キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 福祉避難所の指定

(ア) 市長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設を予め指定する。

(イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要援護者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。

(ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要なとなる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ア) 市は、避難所等を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難の勧告・指示（緊急）が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記した防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

4 防災関係機関の役割

(1) 新潟県

- ア 市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネットを通じて常時市民に提供する。
- ウ 過去の河川氾濫の実績や、破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、市民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。
- エ 土砂災害警戒情報等を、インターネットを通じて提供する。
- オ 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

(2) 新潟地方気象台

- ア 市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

(3) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態の把握、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市町村と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第25節 要配慮者の安全確保計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる町内会、自主防災組織、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。」)とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができるよう※防災ファミリーサポート制度などの体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
情報の把握、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・要配慮者対象の防災訓練
	避難誘導、避難所管理等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受け入れ

	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策		・外国人への防災教育の実施 ・外国語による災害情報等の提供方法や相談体制の整備

ア 県

県は、市、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行う。

イ 市

市は、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。また、*防災ファミリーサポート制度における名簿の作成や地域、団体及び組織への協力依頼に努める。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

また、職員、市民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、洪水時の避難計画の作成など施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市、県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2節第27章「学校の風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、市や県の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策等を行う。

オ 町内会、自主防災組織等

町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保を図るため、*防災ファミリーサポート制度による体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ 避難行動要支援者名簿

市は*防災ファミリーサポート制度における避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難行動要支援者マップの整備にも努める。名簿及びマップについて変更があった場合は適宜更新を図る。

(2) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

※防災ファミリーサポート制度

災害発生時に自分の身を守る事が困難な方々(要配慮者)を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組み 資料編参照

2 市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、市、県、民生委員、町内会等と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、民生委員、福祉関係者等は、避難行動要支援者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県、防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

(4) 外国人関係団体の役割

外国人関係団体は、所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、啓発、訓練等

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画等を作成するとともに、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの備品等の確保を図る。収集した避難行動要支援者情報は、個人情報保護に関する法令に配慮しつつ、県や防災関係機関との情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者対象の防災訓練の実施や、避難支援者に対する説明会の実施などの体制整備に努める。

要配慮者関連施設に対しては、防災関連情報の伝達体制を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防署、消防団、町内会、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。市は避難支援等関係者が可能な範囲で避難支援を行えるよう、安全確保に十分配慮する。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の特性に応じた生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事

の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

避難行動要支援者への情報提供にあたり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等を通じて、避難支援者を含めて確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(空白)

第26節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生から、流通機構の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、市民（各家庭、企業・事業所、学校等）自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が取り出せない市民や、一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。
- ウ 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、物資等を提供又は調達の代行を行う。
- エ 県及び市は、上記の責務を果たすため、別途協議の上、物資等の備蓄目標と分担割合を定めると共に、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。
- オ 県及び市は、民間事業者に委託可能な業務（物資の確保、荷捌及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、搬送拠点として活用可能な民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- カ 県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ア 市は、食料の供給に当たって、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。
- イ 市は、年齢、性差、障害等により必要となる物資の供給に配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、家族の3日分、出来れば1週間程度の物資等の備蓄に努める。
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料を常に半分以上としておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込む

のに必要な量の物資等の備蓄に努める。

イ 企業・事業所は、業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等の備蓄並びに非常用電源等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

ア 市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。

イ 災害時の必需品で、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ 地域の住民組織、災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 災害備蓄に関する市民への普及啓発

ア 家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(5) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア 非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡を密にする。

第27節 学校の風水害対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)を作成するとともに、児童、生徒、園児等(以下「生徒等」という。)及び教職員に対し、防災教育、防災訓練を実施する。
- イ 学校設置者(市、県、学校法人等)は、学校の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。
- ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、見附市地域防災計画に沿って各学校及び学校設置者の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。
- エ 県は、学校設置者として、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第25節「要配慮者への安全確保対策」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 危機管理マニュアルの作成

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成する。

- ア 予防対策
 - ①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備
 - ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施
 - ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備
- イ 応急対策
 - ①災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等
 - ②災害発生直後の生徒等の安全確保 ③避難誘導
 - ④生徒等の安否確認 ⑤気象情報の収集
 - ⑥被災状況の把握と報告 ⑦下校措置又は保護継続
 - ⑧避難所開設・運営協力 ⑨教育活動の再開
 - ⑩生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、またマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段などが使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行

動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。(なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。)

3 学校設置者の役割

(1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

見附市域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

- (ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
- (イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
- (ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

- (1) 市立学校の設置者としての役割 … 前項記載のとおり
- (2) 学校に対する支援、助言

市は、見附市地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

- (1) 県立学校の設置者としての役割（総務部、県教育委員会）
第3項記載のとおり

- (2) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言（県教育委員会）

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

- (3) 公立学校教職員に対する防災教育（総務部、県教育委員会）

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に
応じた避難行動などに関する研修を行う。

第28節 文化財の風水害対策

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市並びに文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 県指定等文化財

市に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第29節 ボランティアの受入れ体制の整備

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

ア 災害救援ボランティアの育成

市は、県と連携しながら、ボランティアリーダー、コーディネーター養成研修等を計画し、災害救援ボランティアの育成に努めるものとする。

イ 災害救援ボランティアの登録

市は、ボランティアの自主性を阻害しないよう留意しつつ、ボランティアの登録を行うものとする。

ウ ボランティア現地本部

市は、見附市社会福祉協議会、日本赤十字新潟県支部見附市地区等関係機関団体と連携を図りながら、災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるよう、ボランティア現地本部が、迅速に組織できる体制について整備するものとする。

(3) 災害発生時のボランティア活動支援体制整備

ア ボランティア活動本部の設置

市、見附市社会福祉協議会及び関係団体は、災害発生時のボランティア活動の円滑な実施を支援するため、見附市ボランティア活動現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ア) 現地本部の活動

- a ボランティアの要請、受入れ、登録
- b 被災者のニーズの把握と分析
- c 具体的救援活動の調整、指示
- d 救援活動に要する物資の確保と配付

(イ) 現地本部の体制

現地本部は、市災害対策本部と密接な連携を図りながら、災害救援活動経験者や一般ボランティアの協力によって運営する。

イ 現地本部は、市外、県外からのボランティアへの対応には、県ボランティア活動救援本部に総合的なボランティアコーディネートを依頼する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、見附市社会福祉協議会及び関係団体と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営の支援を行う。

イ ボランティアセンターと市災害対策本部との情報の共有を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

ア 防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

3 関係機関の役割

(1) 見附市社会福祉協議会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部見附市地区、新潟県共同募金会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の日本赤十字社の支部や他の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 県内NPO

県ボランティア本部やボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第30節 市の業務継続計画

【関係部署】総務部

1 計画の方針

災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 業務継続計画の策定等

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定することなどにより、市の業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するために必要となる資源の確保や教育、訓練を通じた体制の整備に努める。

(空白)

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画

【関係部署】全部署

1 計画の方針

市は、市内で大規模な風水害等による災害が発生した場合、国、県をはじめとする防災関係機関相互に連携し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 市の災害対策本部等の種類

市は、風水害等が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」、又は「警戒本部」を設置する。

(2) 災害対策本部等の組織・運営

見附市災害対策本部は、災害対策基本法、見附市災害対策本部条例等の定めるところにより、見附市災害対策本部の組織、運営等について定める。

なお、災害対策本部の体制については、災害等の規模により本部長（市長）がその都度定める。

2 災害対策本部

(1) 見附市災害対策本部の設置

ア 設置の基準

市長は、次の場合に見附市災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置 基準	○市の地域において、風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合（参考：見附市水害時非常配備・避難情報発令基準）
廃止 基準	○災害応急対策が概ね完了した場合 ○その他必要がなくなつたと認めた場合

イ 本部の設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市の施設の中から市長が指定する施設とする。

ウ 本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

エ 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各部等への周知は、庁内放送又は電話等により行う。

オ 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

(ア) 市は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちに、新潟県、警察署、地域振興局等の関係機関にその旨を連絡する。

- (イ) 企画調整課長は、本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表する。

カ 防災会議連絡員室の設置

- (ア) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を設置する。
- (イ) 見附市防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2) 見附市災害対策本部の組織図



(3) 本部の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐する。

ウ 指揮命令の順位

本部長に事故あるときに本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

（第1順位：副市長、第2順位：企画調整課長、第3順位：総務課長）

エ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の指示を受け、原則として本部において、市本部の事務に従事する。

(イ) 本部員の構成は次のとおりとする。

全課長、上下水道局長、病院事務長、消防長及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する。なお、やむを得ず本部員が従事できない場合は、各部の班長等を代理として従事させる。

オ 災害対策本部職員

(ア) 災害対策本部の職員については、あらかじめ市長が指名する。

(イ) 災害対策本部職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

カ 会議の開催

(ア) 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議の構成は、本部長、副本部長、企画調整課長及び本部長がその都度指示する本部員とする。

c 協議事項等は、次のとおりとする。

(a) 市の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

(b) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(c) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(d) 公用負担に関する事項

(e) その他災害対策上重要な事項

(イ) 緊急対策会議

本部長は、災害対策に係る検討を行うため、必要に応じ緊急対策会議を招集する。

(4) 本部における職員応援

ア 本部

(ア) 災害対応に必要な人員については、総務部（総務班）が調整を行う。

(イ) 職員の応援は、主として本庁を中心に行うこととし、それでも不足する場合

は、出先等に対して応援を依頼する。

- (ウ) 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、災害時応援協定市町、新潟県等に職員の派遣を要請し、応援を得るものとする。

3 警戒本部

(1) 設置

梅雨前線の活発化や台風の接近などにより、市内で風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合で、市長が必要と認めた場合には、見附市水害時非常配備・避難情報発令基準等に基づき「警戒本部」を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

ア 名称は「〇〇警戒本部」とする。

イ 設置者は市長とする。

ウ 設置場所は、見附市役所に設置する。

エ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

- ・庁舎内：庁内放送又はメール等
- ・県地域振興局等：FAX又はメール等
- ・警察署その他関係機関：FAX又はメール等

オ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、企画調整課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページに掲載する。

(2) 組織

ア 本部長：市長

イ 副本部長：副市長、教育長

ウ 本部員：本部長の指定する関係部長等

(5) 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 市の活動体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び見附市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

別表1 災害対策本部分掌事務

部名	班名	業務分掌
総務部	総務班	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部会議及び本部の庶務に関すること。 3.防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4.各部との連絡及び応援職員の調整に関すること。 5.無線通信の統括に関すること。 6.車両の確保及び配車に関すること。 7.県への連絡及び被害報告に関すること。 8.県、他市町村への応援要請及び受け入れ調整に関すること。 9.災害救助法、県災害救助条例、見附市災害救助条例に関すること。 10.自衛隊の災害派遣要請、受け入れ態勢に関すること。 11.職員の被災状況の把握に関すること。 12.ヘリポートの設置に関すること。 13.町内会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 14.本部内における相互応援協定及び他団体からの応援職員の派遣調整に関すること。 15.災害時における職員の健康管理に関すること。 16.国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。 17.災害関連死の認定に関すること。 18.市議会との連絡に関すること。 19.その他、各部に属さない事項。
	情報班	1.被害状況の収集、集計に関すること。 2.河川情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。 3.警報の伝達、避難の指示等に関すること。 4.各指定避難所に対する災害関連情報の提供に関すること。 5.市民への広報に関すること。 6.報道機関との連絡調整に関すること。 7.災害記録に関すること。 8.国、県等との陳情、視察等に関すること。 9.市のホームページの更新に関すること。 10.所要見舞者の応接に関すること。
	財務班	1.災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。 2.市有財産の被害調査に関すること。 3.義援金の給付配付に関すること。 4.災害弔慰金等の支給に関すること。 5.災害援護資金に関すること。

	情報システム班	6.被災者生活再建支援金に関すること。 7.被害状況及び損害額の集計の取りまとめに関すること。 8.災害時における予算及び資金の管理に関すること。 9.災害対策基金の管理運用に関すること。 10.激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)の適用に関すること。 1.市所有の情報システムの機能確保に関すること。 2.システム・インフラの復旧に関すること。 3.庁舎内システム・インフラの動作状況及び被害調査に関すること。 4.代替拠点施設の被害調査に関すること。 5.ICT 資源の確認及び確保に関すること。
出納部	会計班	1.災害時における出納、経理に関すること。 2.救援資金及び見舞金の受入れに関すること。 3.被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関すること。
民生部	避難対策班	1.指定避難所の開設に関すること。 2.避難者救護に関すること。 3.避難者名簿の作成に関すること。 4.指定避難所施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5.仮設トイレの設置に関すること。
	避難者支援班	1.被災者に対する応急品の給与に関すること。 2.救援物資の受入れ及び配付に関すること。 3.ボランティアに関すること。 4.外国人の被災調査に関すること。 5.被災外国人に対する支援に関すること。 6.食糧確保及び緊急炊き出しに関すること。 7.遺体の収容及び埋火葬に関すること。
	家屋調査班	1.被災世帯(家屋)の調査に関すること。 2.被災者台帳の作成に関すること。 3.り災証明に関すること。 4.被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。
福祉保健部	福祉保健班	1.要配慮者の救助に関すること。 2.被災者相談所の開設に関すること。 3.人的被害状況の調査に関すること。 4.被災者に対する福祉相談に関すること。 5.重傷者名簿の作成に関すること。 6.安否情報の収集に関すること。

		7.要配慮者被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談支援に関すること。 8.被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 9.被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 10.被災者に対する国民健康保険税の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。 11. 国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置検討に関すること。 12.社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 13.医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 14.福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。 15.感染症予防及び防疫対策に関すること。 16.看護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること。 17.保健衛生用資機材の調達及び防疫用薬剤に関すること。 18.保健医療情報の収集に関すること。 19.保健衛生活動の実施に関すること。 20.被災者の入浴支援に関すること。 21.被災者に対する栄養指導に関すること。 22.被災者の精神保健指導に関すること。
産業部	農林班	1.農林施設及び農地、農作物の災害対策及び被害調査に関すること。 2.治山、砂防等の災害対策及び被害調査に関すること。 3.被災農業者に対する災害融資に関すること。 4.農林関係機関・団体との連絡調整に関すること。 5.災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。
	商工班	1.商工業者の災害対策及び被害調査に関すること。 2.被災商工業者に対する災害融資に関すること。 3.商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関すること。 4.災害時における雇用確保に関すること。
建設部	建設班	1.土木施設の災害防止及び復旧に関すること。 2.道路、橋梁、その他土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3.公共交通機関との連絡調整、交通途絶箇所、迂回路線の公示に関すること。 4.土木災害応急機材の調達に関すること。 5.水防活動の連絡調整に関すること。 6.建築物、宅地等の応急復旧及び応急危険度判定に関すること。 7.市営住宅等の災害対策及び被害調査に関すること。 8.応急仮設住宅に関すること。

		9.建設業者との連絡調整に関すること。 10.住宅被災者の公営住宅への特定入居に関すること。
	生活衛生班	1.清掃並びに塵芥及びし尿処理に関すること。
		2.廃棄物の処理に関すること。
		3.企業の公害発生防止指導に関すること。
		4.死亡獣畜等の処理に関すること。
		5.ねずみ族、害虫等の駆除に関すること。
		6.衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること。
		7.愛玩動物に関すること。
上下水道部	水道班 下水道班	1.水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関すること。 2.水道施設の被害調査に関すること。 3.飲料水の確保及び給水に関すること。 4.飲料水の水質管理に関すること。 1.下水道施設の災害対策及び応急普及対策に関すること。 2.下水道施設の被害調査に関すること。 3.排水施設の管理及び運転に関すること。 4.農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関すること。
医療部	庶務班 治療班 看護班	1.医療救護対策に関すること 2.関係医療機関との連絡調整に関すること。 3.救護病院の開設及び管理に関すること。 1.災害時の医療救護に関すること。 1.災害時の病人、負傷者の看護に関すること。
教育部	教育総務班 学校教育班	1.教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2.学用品の調達あっせんにに関すること。 3.文化財の災害状況調査及び応急措置の指導に関すること。 4.部内の連絡調整に関すること。 1.学校教育の確保に関すること。 2.児童、生徒の避難に関すること。 3.災害時における応急教育に関すること。 4.各校の単位 PTA 等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること。

		5.児童生徒及び教職員の被災状況調査に関すること。
	幼児保育班	6.PTA 連合会への協力要請及び連絡調整に関すること。 1.保育児童の被災状況調査に関すること。 2.被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 3.保育園児の避難に関すること。
消防本部		1.消火、救急、救助等、消防に関すること。 2.消防団の活動に関すること。

第2節 職員の配備・招集

【関係部署】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市の責務

風水害等の被害を最小限に食い止めるため、迅速な職員の招集と配備を実現する。

(2) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、見附市水害時非常配備・避難情報発令基準等をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

(3) 被災地及び積雪期における対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 業務の内容

(1) 勤務時間における対応

ア 警戒対応

企画調整課内において、インターネット等で気象情報等の収集を行い、各部や防災関係機関からの災害関連情報の集約を行う。

イ 初動対応

災害関連の情報により警戒配備が必要と判断した場合、企画調整課長は、総務課長に報告するとともに、各課長を通じて職員を警戒配備につかせる。職員は、被害状況の収集、市民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

(2) 勤務時間外における対応

ア 警戒対応

見附市水害時非常配備・避難情報発令基準等をもとに対応する。警戒準備体制では建設課内において、気象情報等の収集をインターネット等で行い、防災関係機関からの災害関連情報の集約を行う。

状況により、1次配備要員を招集するとともに業務を引き継ぐ。

イ 初動対応

登庁した職員は速やかに気象情報や被害状況の収集を行い、市民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

配備連絡を受けた者は、連絡網をもとに各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

配備体制区分	配備要員	配備基準
警戒準備体制	大雨当番者 (夜間・休日)	見附市水害時非常配備・避難 情報発令基準による。
第1次配備 (警戒体制)	企画調整課補佐、防災担当、建設課補佐・係長、上下水道局次長・担当係長・担当職員、農林創生課長補佐・係長、	
第2次配備 (警戒本部設置)	企画調整課全職員、建設課全職員・上下水道局全職員、農林創生課全職員、農業委員会全職員 上記以外の係長以上の全職員	
第3次配備 (災害対策本部設置)	全職員	

3 参集時等の留意事項

- (1) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (2) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨所属長に連絡し、その後の指示を受けるものとする。
- (3) 職員は、参集途上において可能な限り、市域の被害状況を把握し、所属長へ報告する。
- (4) 登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

4 配備状況等の報告

各課長等は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備状況を総務課長に報告し、あわせて職員が参集途上において確認した市域の被害状況を報告する。

配備指令発令様式

企画調整課から連絡します。	
※ 1	1 ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。 2 ○○地区に、○○のため、○○が発生しました。
	このため、○日○時○分
※ 2	1 「第○次配備」が発令されました。指定された職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。 2 「第3次配備」が発令されました。全職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。

注： ※1 は、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。
※2 は、同じ内容を3度繰り返すこと。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

【関係部署】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 被災した場合、被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- b 被災市町村から応援を求められた場合には、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。
- c 他市町村が被災にあった場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。
なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- e 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- f 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに円滑な応援受け入れのため、応援受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- g 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者等と情報共有する等連携に努める。

(イ) 県の責務

- a 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。

また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

- b 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。
- c 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- d 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- f 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に国又は他の都道府県等から応援を受けることができるよう、庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに円滑な応援受け入れのため、応援受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- g 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- h 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築に努める。
- i 連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- j 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- K 県は広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力

体制を構築しておくよう努める。

- l 県は大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- m 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ウ) その他の防災関係機関

- a その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- b 国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- c ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- d 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
- e 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

イ 体制の調整

県災害対策本部、見附市災害対策本部等

ウ 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

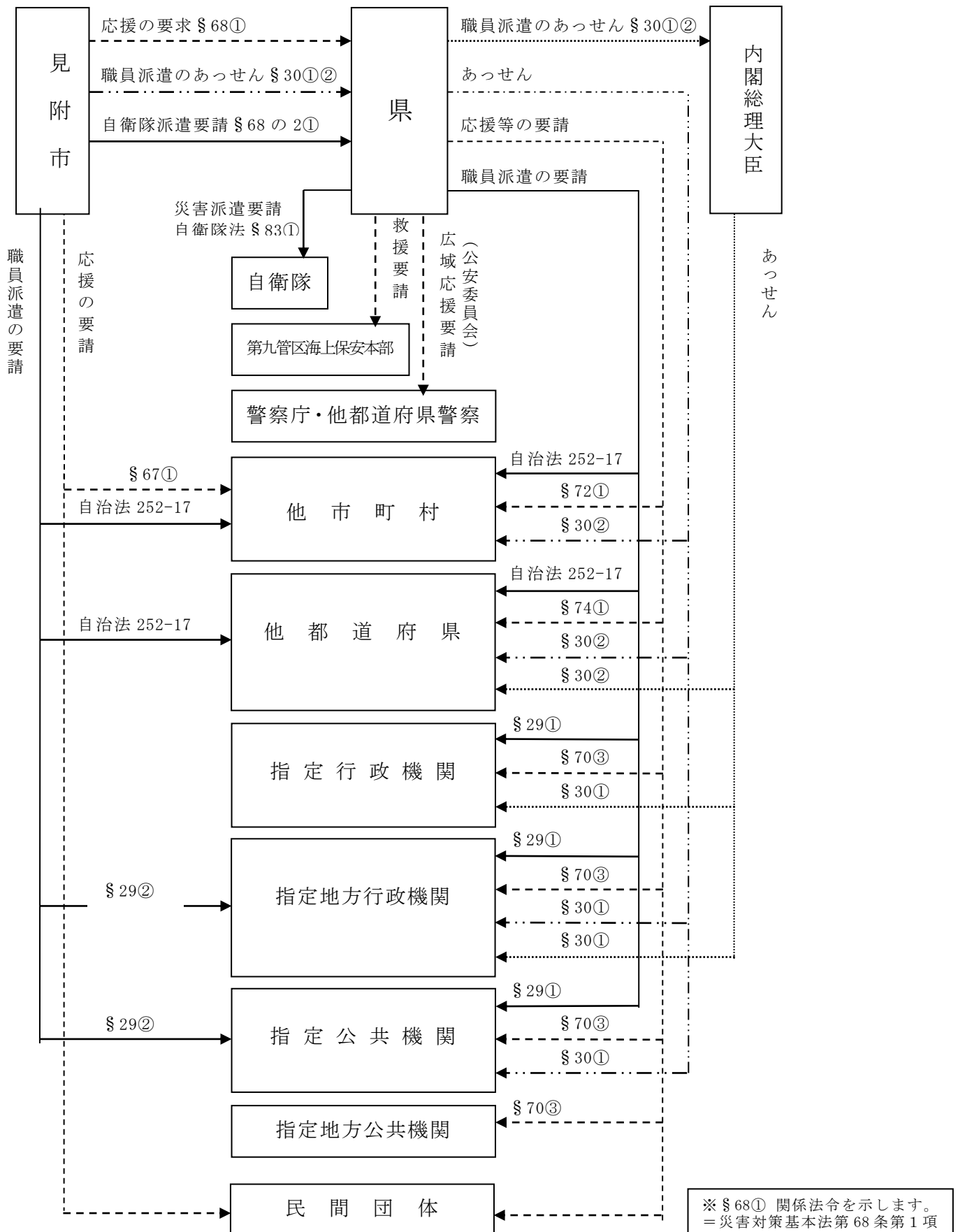
- (ア) 災害時相互応援に関する協定の締結
- (イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- (ウ) 応援受入体制の確立
- (エ) 応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

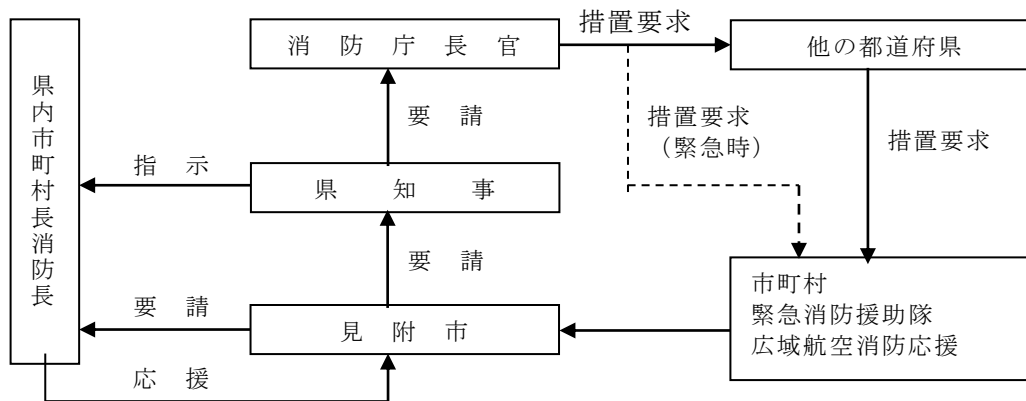
積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した受入れ体制を確立する。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	○他市町村への応援要請 応急対策実施のために、必要があときは、他の市町村長に対し応援を求める。 ○県への応援又は応急措置実施の要請 応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援要請 応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第11節) ○消防の広域応援 (第3章第16節)	他の市町村長 県知事 民間団体

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書による要請を行なう時間的余裕が無い場合は、電話等で要請し、その後文書を送付する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事若しくは市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。	県知事、市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 県知事

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	○情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ○受入体制の確立 国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。	

第4節 気象情報等伝達計画

【関係部署】総務部、建設部、産業部、上下水道部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

市民は、自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するために、市が伝達する避難情報やその他の機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備える。

イ 市の責務

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

ウ 達成目標

気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を関係機関及び市民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報

特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知し市民に周知させる。

新潟県地域における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

ア 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

(ア) 特別警報

種	類	発 表 基 準
警 特 報 別	大雨特別 警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(イ) 警報

種	類	発 表 基 準						
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 <table><tr><th><u>（浸水害）</u> 表面雨量指数基準</th><th><u>（土砂災害）</u> 土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td><u>10</u></td><td><u>124</u></td></tr></table>			<u>（浸水害）</u> 表面雨量指数基準	<u>（土砂災害）</u> 土壌雨量指数基準	<u>10</u>	<u>124</u>
	<u>（浸水害）</u> 表面雨量指数基準	<u>（土砂災害）</u> 土壌雨量指数基準						
	<u>10</u>	<u>124</u>						
	洪水警報	<table><tr><th><u>流域雨量指数基準</u></th><th><u>複合基準^{*1}</u></th><th><u>指定河川洪水予報 による基準</u></th></tr><tr><td><u>貝喰川流域=6, 刈谷田川流域=28.7, 堀溝川流域=7.1, 山北川流域=4.5, 椿田川流域=4.1</u></td><td><u>貝喰川流域= (6, 5.4), 刈谷田川流域= (6, 25.8), 山北川流域= (6, 4), 椿田川流域= (6, 3.6)</u></td><td><u>信濃川中流〔長岡〕</u></td></tr></table> ^{*1} （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。	<u>流域雨量指数基準</u>	<u>複合基準^{*1}</u>	<u>指定河川洪水予報 による基準</u>	<u>貝喰川流域=6, 刈谷田川流域=28.7, 堀溝川流域=7.1, 山北川流域=4.5, 椿田川流域=4.1</u>	<u>貝喰川流域= (6, 5.4), 刈谷田川流域= (6, 25.8), 山北川流域= (6, 4), 椿田川流域= (6, 3.6)</u>	<u>信濃川中流〔長岡〕</u>
	<u>流域雨量指数基準</u>	<u>複合基準^{*1}</u>	<u>指定河川洪水予報 による基準</u>					
<u>貝喰川流域=6, 刈谷田川流域=28.7, 堀溝川流域=7.1, 山北川流域=4.5, 椿田川流域=4.1</u>	<u>貝喰川流域= (6, 5.4), 刈谷田川流域= (6, 25.8), 山北川流域= (6, 4), 椿田川流域= (6, 3.6)</u>	<u>信濃川中流〔長岡〕</u>						
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、6時間の降雪の深さが35cm以上と予想される場合である。							
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、20m/s以上の平均風速が予想される場合である。							

暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には平均風速が 20m/s 以上かつ雪を伴うと予想される場合である。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

(ウ) 注意報

種	類	発 表 基 準	
注 意 報	大雨 注意報	大雨による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		7	83
	洪水 注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、被害が予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。	
		流域雨量指数基準	複合基準* ¹
		貝喰川流域=4.8，刈谷田川流域=22.9，堀溝川流域=5，山北川流域=3.6，椿田川流域=3.2	貝喰川流域=（5，4.8），刈谷田川流域=（6，22.9），山北川流域=（5，3.6），椿田川流域=（6，2.6）
	* ¹ （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。		
大雪 注意報	大雪により被害が予想される場合。 具体的には6時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合である。		
強風 注意報	強風により被害が予想される場合。 具体的には、陸上での平均風速が4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上になると予想される場合である。		
風雪 注意報	雪を伴う強風により被害が予想される場合。 具体的には、雪を伴う陸上での平均風速が4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上になると予想される場合である。		
濃霧 注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には、濃霧のため視程が陸上で100m以下になると予想される場合である。		

雷注意報	落雷等により被害が予想される場合である。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加される場合もある。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、気象官署の値で実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合である。

種 類	発 表 基 準
注 意 報	なだれが発生して被害があると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きいと予想される場合。 2 積雪の深さが50cm以上あって、最高気温が8℃以上、又は24時間で20mm以上の降雨があると予想される場合。
	着雪（氷）注意報 着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合。具体的には、着雪については気温が0℃付近で並以上の雪が数時間以上続くと予想される場合である。
	融雪注意報 融雪に伴う洪水、山くずれ、地すべり等によって災害が起これるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1 積雪地域の日平均気温が10℃以上と予想される場合。 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上と予想され、かつ日平均風速が5 m/s以上か、日降水量20mm以上が予想される場合。
	霜注意報 強風により被害が予想される場合。 具体的には、陸上での平均風速が4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上になると予想される場合である。
	低温注意報 低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 11月～4月：日最低気温が平野部で－7℃以下、山沿いで－10℃以下となることが予想される場合。雪を伴う強風により被害が予想される場合。

（注） 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である

イ 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、大雨、及びその他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報・警報等に先立って予告的に注意・警戒を呼びかけることを目的としたものと、注意報・警報等発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

新潟地方気象台はこれらの情報を一般及び関係機関に対して発表する。

ウ 注意報・警報の発表・解除及びその他気象情報の発表

注意報・警報の発表・解除及びその他気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

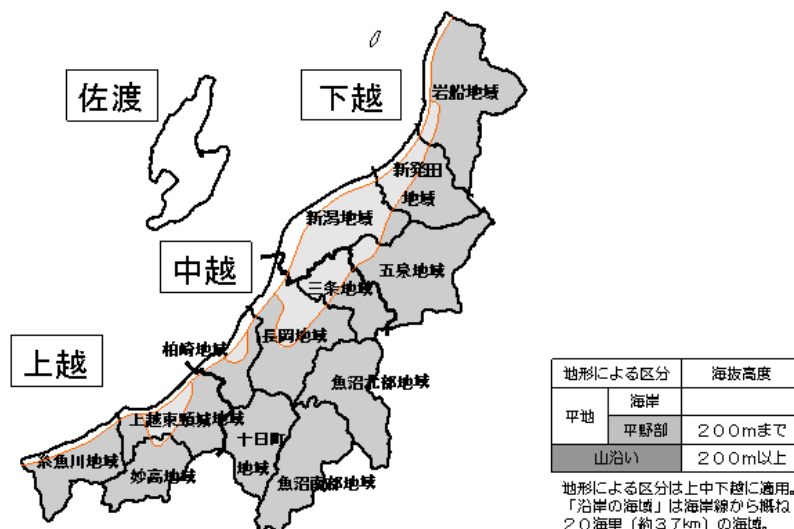
注意報・警報の発表及び解除については、以下の点に注意する。

- (ア) 同時に2つ以上の注意報又は警報を発表する場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- (イ) 1つ又は2つ以上の注意報又は警報が発表された後において、1つ又は2つ以上の注意報又は警報を発表する場合は、前に行われた注意報又は警報は後で発表された注意報又は警報に切り換えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する

エ 市町村等をまとめた地域

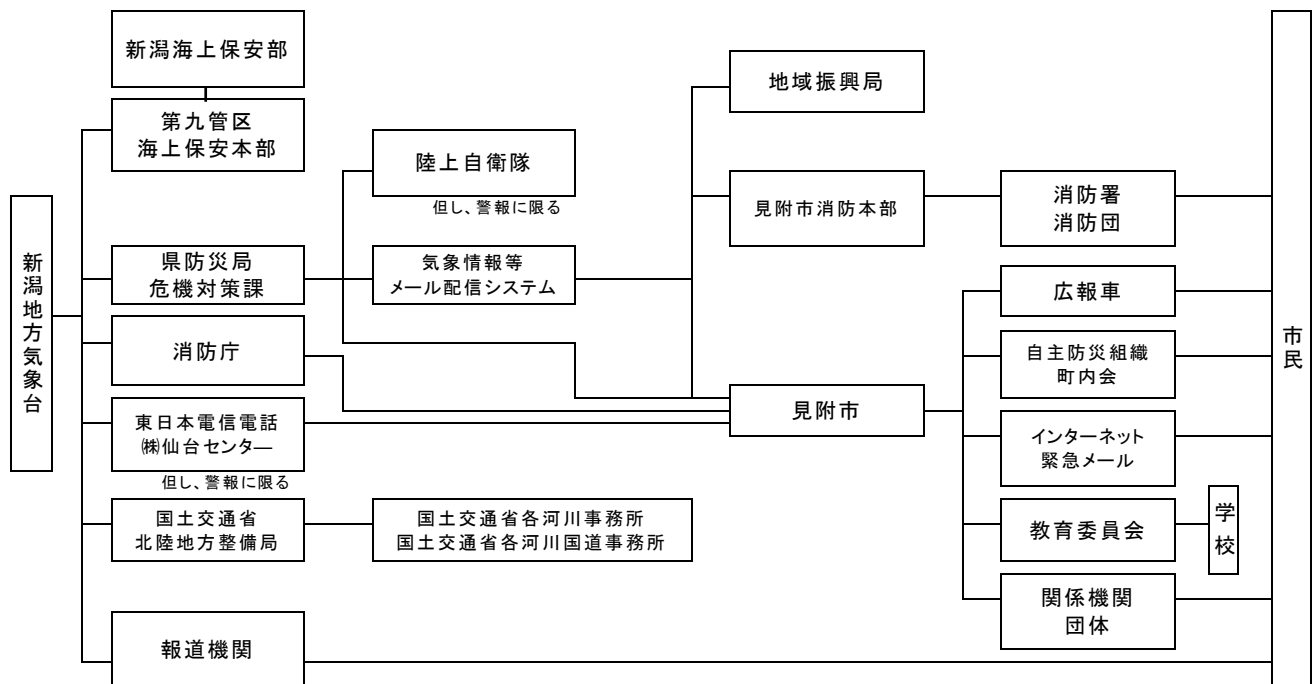
中 越	長岡地域	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
	三条地域	三条市、加茂市、田上町
	柏崎地域	柏崎市、刈羽村
	魚沼北部地域	魚沼市
	魚沼南部地域	南魚沼市、湯沢町
	十日町地域	十日町市、津南町

新潟県注意報・警報対象区域図（市町村等をまとめた地域）



オ 水防警報等の取扱い

第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる
気象注意報・警報等伝達系統図



カ 異常現象発見時における措置

(ア) 異常現象の種別

- a たつ巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- b 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- c なだれ：建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの
- d その他異常なもの

(イ) 通報手続

- a 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官に通報する。
- b 通報を受けた警察官は、その旨市長に通報する。
- c (イ)の a または b により通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - (a) 新潟地方気象台
 - (b) 管轄する県地域機関その他関係機関
 - (c) 当該災害に関係する隣接市町村

(2) 市・県の業務

ア 市の業務

市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知するものとする。

イ 県の業務

知事は、(1)ア、イの通報を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、新潟県防災行政無線によるほか、一斉メール、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日

本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

(3) 火災気象通報

ア 県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

イ 火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。
ただし、実施地域に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(4) 火災警報

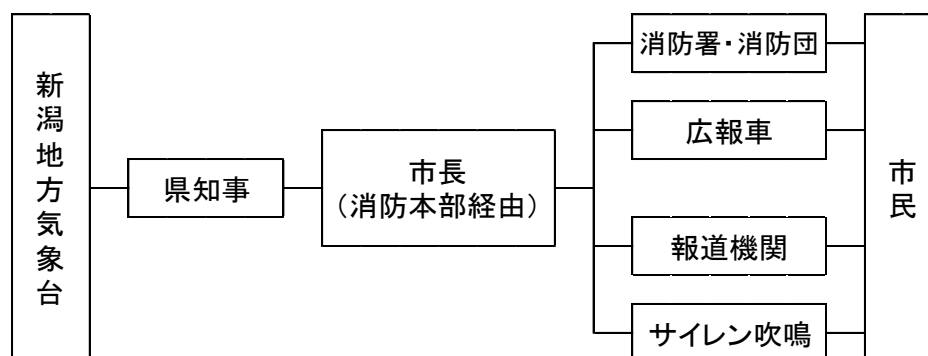
ア 市の業務

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

市長から「火災警報」が発令されたときは、その市町村の区域に在る者は、当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市は、火災警報を発令し、又は解除したときは、サイレン吹鳴・広報車・消防車等による呼びかけ等、見附市地域防災計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

イ 火災警報等伝達系統図



第5節 洪水予報・水防警報伝達計画

【関係部署】総務部、建設部、産業部、上下水道部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

市民は自ら災害に備え、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するために、市が伝達する避難情報やその他の機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民と連絡を密にするよう努める。

イ 水防管理団体（市）の責務

国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、市民への避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは、水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防署等関係機関に情報を伝える。

ウ 達成目標

水防活動及び住民避難に役立つ防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

水防管理団体（市）は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、避難行動要支援者（施設等）への高齢者等避難発令の時機を判断し、あらゆる伝達手段により迅速かつ的確に伝達する。

(3) 積雪期の対応

積雪期・融雪期には、河川等の水位上昇や河道閉塞が発生する懸念があるため、気温や降雨予測等気象情報に十分留意し情報収集を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、水防従事者	水防管理団体（市）	河川の水位、漏水等の状況
水防管理団体（市）	関係行政機関	河川の水位、漏水等の状況

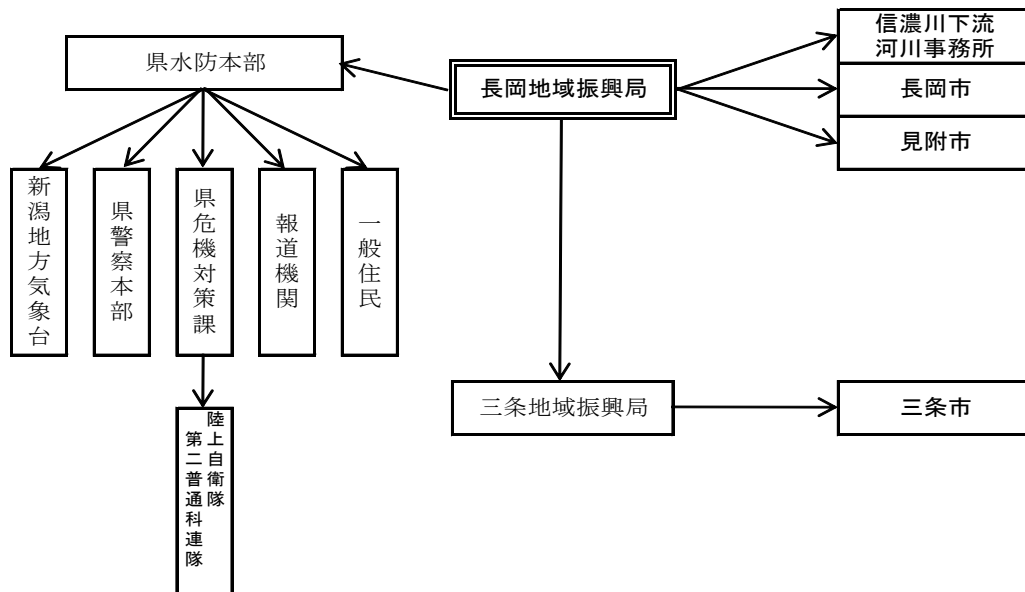
(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
関係行政機関	水防管理団体（市）	気象・河川水位・ダム情報 土砂災害情報
水防管理団体（市）	市民、水防従事者	避難情報、気象・水位情報

3 業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

刈谷田川（栃尾、本明、大堰） 県



4 水防管理団体（市及び水防事務組合）の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体（市）	水防活動の準備・出動 水防資材の準備	市民、消防団、水防協力団体（NPO） 建設業協同組合 消防署
水防管理団体（市）	避難情報の発令	市民、報道機関

(1) 市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) ハザードマップの作成

市は災害ハザードマップを作成し全戸配布を行う。

(3) 避難情報の発令

国、県が伝達する水防警報や避難判断推移等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難勧告発令等の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

(4) 浸水想定区域内の避難行動要支援者施設

浸水想定区域内の避難行動要支援者施設の名称及び所在地を資料編に示すとともに、各施設に対して避難準備情報等を迅速かつ的確に伝達する。

(5) 水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがある国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、新潟県水防計画に定めるところにより、関係者に通知する。

(6) 水防団及び消防関係の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、水防計画に定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(7) 県所管の水防警報・水防情報提供河川

ア 水位情報周知河川（令和2年4月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
刈谷田川	栃尾 本明 大堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市

イ 水防警報河川（令和2年4月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
刈谷田川	栃尾 本明 大堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市

第6節 災害時の通信確保

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や、被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、代替通信手段を確保する。
- b 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

市から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

イ 活動の調整

県災害対策本部（統括調整部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保するよう努める。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

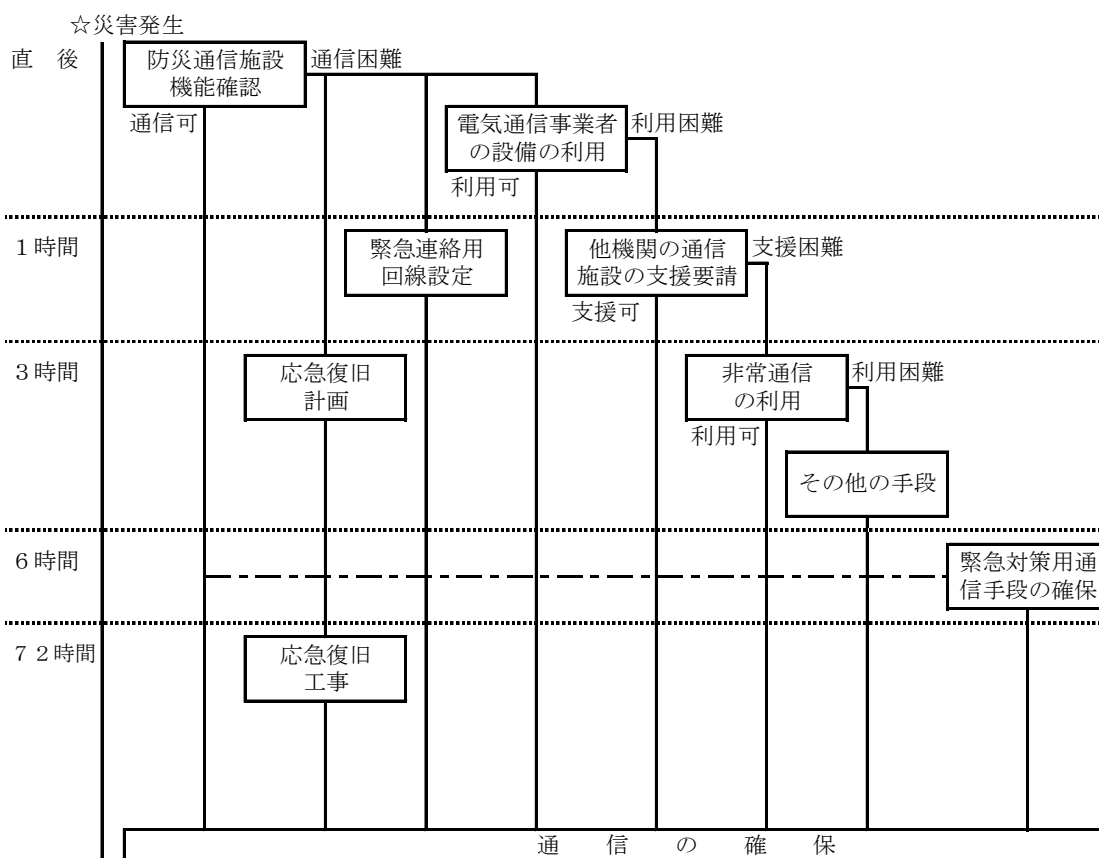
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
市	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 防災通信施設の機能確認

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることの無いように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。	電 気 通 信 事 業 者

(3) 緊急連絡用回線の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・電気通信事業者、通信機器販売業者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電 気 通 信 事 業 者、通信機器販売業者等 総務省

(4) 他機関への通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電 気 通 信 事 業 者、防災関係機関等 自衛隊

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・所管する防災行政無線設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	見附アマチュア無線クラブ

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	通信事業者、防災関係機関等

第7節 被災状況等収集伝達計画

【関係部署】総務部、建設部、産業部、上下水道部、消防本部、（警察）

1 計画の方針

(1) 基本方針

一定の規模以上の風水害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、防災機関及び市民に各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 市民、企業等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(イ) 市・消防機関の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、町内会、自主防災組織から情報収集できる体制を予め確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

農業施設や公共土木施設等が被災した場合、必要に応じて県に災害報告を行なう。

(ウ) 県の役割

a 県は被災地の市町村、消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局に対してヘリコプター、巡視船艇等の情報収集を依頼する。

c 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市町村に提供する。

d 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

e 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

f 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職

員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

- g 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

- h 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(エ) 県警察の役割

- a 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
- b ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ県警災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

イ 活動の調整

市は、国、県、他市町村、消防機関、県警察本部、防災関係機関と協力し、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ 達成目標

市は、災害関連情報等を集約し、他市町村、消防機関、防災関係機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達として、町内会、自主防災組織、自治体、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達の多様化を図り、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪期においては、避難時に携帯ラジオを携行し、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、市民等	警察、消防機関、市等	地域の状況、被害状況等

警察、消防機関、市等	県、報道機関	同上
------------	--------	----

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、市等	町内会、市民	同上
町内会、市民等		同上

3 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・見附市地域防災計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 ・避難所を開設したとき、又は自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	市町村、消防本部、見附警察署
防災関係機関	・業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。	

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・県に被害状況を連絡する。 ・避難勧告等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。	
防災関係機関	・ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を市へ報告する。	

第8節 広報計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市・県・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア 各主体の責務

(ア) 県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保する。

(イ) 市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(ウ) 見附警察署

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、広報活動を行う。

(エ) 新潟地方気象台

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

(オ) 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

(カ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(キ) 公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(ク) 報道機関

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(ケ) 市民、企業・事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 達成目標

災害発生時の各段階における広報を、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 自主防災組織、町内会等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

カ 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

2 各機関の役割

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

(ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報

(イ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報

(ウ) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報

(オ) 自主防災組織及び町内会等からの相談・要望等

(カ) 被災者の相談・要望・意見

(キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 手段

(ア) 電話・FAX・メール・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示

(イ) 市民相談窓口の開設

(ウ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(エ) テレビ・ラジオ放送局等（市は、平時から事業者との協力体制を整えておく。）への報道依頼

(オ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 国、県、市町村等公的機関の災害対応に関する情報
- (エ) 知事の県民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (カ) ライフライン、交通情報
- (キ) 河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報
- (ク) 物資・食糧・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (ケ) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (コ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌、記録映像の作成
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) 電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集
- (キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（L アラート）による情報伝達者への情報提供

(3) 新潟地方気象台及び北陸地方整備局

ア 役割

主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報、予報、火山警報等
- (イ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報

ウ 手段

- (ア) 防災情報システム等での提供
- (イ) 報道機関、県、市町村及び防災関係機関への気象予測説明会の実施
- (ウ) インターネットによる情報発信

(4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
 - (イ) 利用者相談窓口の開設
 - (ウ) 報道機関への報道依頼
 - (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
 - (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
 - (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (5) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(6) 見附警察署

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
 - (イ) 警察官による現場広報
 - (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (7) その他防災関係機関等

市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

(8) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

3 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難・避難指示）をサイレン、メール、電話、FAX及び広報車で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 ・ 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（高齢者等避難・避難指示）を伝達する。	消防団 自主防災組織 町内会

(2) 災害発生直後

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 危険地域の市民に、サイレン、メール、電話、FAX及び広報車等により、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・ 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。	消防団 自主防災組織 町内会

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	・ 継続中の避難情報 ・ 避難所の開設等 ・ 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・ 給水・炊き出しの実施、物資の配給	
ライフライン関係機関	・ 被災による使用不能状況 ・ 使用可能の場合の使用上の注意等	

公共交通機関	・ 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ ・ 臨時ダイヤ等	
--------	--	--

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	・ 消毒・衛生・医療救護、健康(心のケアを含む) ・ 小中学校の授業再開予定 ・ 仮設住宅への入居	
ライフライン 関係機関 公共交通機関	・ 復旧見込み ・ 災害時の特例措置の実施状況	

(5) 復旧対策期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	・ 罹災証明の発行 ・ 生活再建資金の貸し付け ・ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・ その他生活再建に関する情報	

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く市民に求め、市の災害対応の参考とする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 自主防災組織及び町内会等からの相談・要望等の受け付け ・ 被災者のための相談窓口の設置	
ライフライン 関係機関	・ 利用者相談窓口の開設	

第9節 市民等避難計画

【関係部署】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等

- a 自らの身は自ら守るため、気象情報や市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避を行う。

- b 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

・高齢者等避難

→ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。

その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

・避難指示

→ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。

指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（※1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（※2）を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

・警戒区域設定 → 当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

- c 異状を発見した場合は、直ちに市、消防等に通報する。
- d 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。
- e 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

(イ) 市

- a 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から市民に注意喚起の広報を行う。
- b 市長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、予め設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（高齢者等避難・避難指示）を発令する。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

- c 避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、サイレン、FAX、電子メール、FM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

- d 消防、警察の協力を得て、避難市民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。
- e 避難情報を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難情報発出前に市民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。
- f 避難情報を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部等

ウ 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、市民の避難を完了する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難発令時等、一般の市民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ 市は、予め策定した「避難行動要支援者等避難支援計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか確認する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について町内会等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(4) 広域避難への対応

ア 市による協議等

被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他の市町村への受入れについては当該市町村に対し直接協議することを基本とする。また、必要に応じ、県に対して他の都道府県への避難に関する助言を求めることができる。

イ 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待たないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報、気象情報等
市	町内会、市民等	高齢者等避難
町内会、市民等		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、市民等	消防、警察、市	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県、警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受け入体制
市	町内会、自主防災組織、市民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報
町内会、市民等	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

地域の状況（気象警報、河川情報等）→ 危険地域からの自主避難

↓

高齢者等避難の発令

→ 市民及び県、報道機関への情報伝達
避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援

↓

避難指示

避難所の準備、開設（それ以外の市民については、避難の準備または避難行動）

→ 市民の安否確認、孤立者等への救助活動

↓

避難

（必要に応じて警戒区域の設定）

→ 避難者ニーズの取りまとめ

4 業務の内容

(1) 高齢者等避難開始等

実施主体	対 策	協力依頼先
町内会、自主防災組織、市民	・地域の状況の連絡 ・自主避難および自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請	市、消防本部、警察署
市	・避難所の開設と避難状況の収集・県、報道機関への情報提供と発信 ・要配慮者への対応	指定避難所設置者、消防本部、警察署、報道機関等
防災関係機関	・避難状況の把握及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	警察署、消防本部

(2) 避難指示

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関 消防本部、警察署
防災関係機関	・避難指示の地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防	警察署、消防本部

(3) 避難誘導、救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難および自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請	
市	・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・被害情報の提供と発信 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要請	指定避難所設置者、消防本部、警察署等
防災関係機関	・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	警察署、消防本部

第10節 避難所運営計画

【関係部署】 民生部、福祉保健部

1 計画の方針

風水害の場合の指定避難所は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）発出後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難情報の発出がなくても、市民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(イ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。

(ウ) 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

(エ) 警察は、避難所の保安等に当たる。

(オ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

イ 達成目標

(ア) 避難に関する最初の情報の発出後速やかに開設する。(施設の安全確認、職員配置)

(イ) 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

(ウ) 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

(エ) 開設から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

(オ) 避難所での生活をおおむね開設から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 市は、避難所の運営・管理に当たる職員を遅滞なく配置する。

(イ) 安全、保健・衛生、保安、プライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室を確保する。

(ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(エ) 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。

(オ) 避難者1人当たり1.65㎡(感染症流行時3～4㎡)のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避

難者の区画間をできるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識するよう努める。

(カ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

(キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く配置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

なお、災害発生当初は避難者50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

(ク) テレビ、ラジオ等による音声の文字放送、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(コ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

(サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

(シ) 男女ペアによる巡回警備や防災ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特にトイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

(ス) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(セ) 市は必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(ソ) 市は指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(タ) 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

(ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(エ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める。

(オ) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(3) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

(ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に務める。

(イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。

通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

(イ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。

(5) 避難所外避難者の支援計画

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資の等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。また、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防等を周知するよう努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

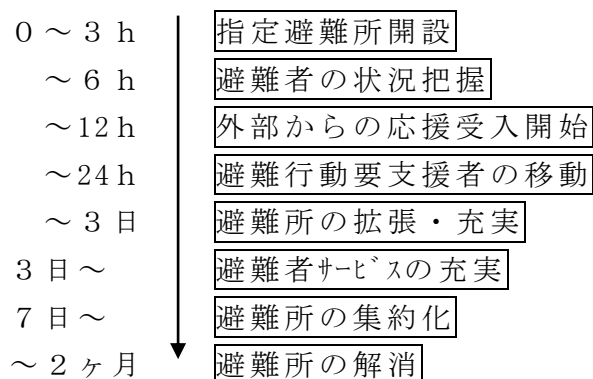
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	見附市災対本部	避難者数、ニーズ
見附市災対本部	県災対本部	避難所・避難者数、ニーズ
	見附市災害ボランティアセンター	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災対本部	見附市災対本部	支援・供給情報
見附市災対本部	避難所	

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 避難所開設後 24 時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(指定避難所開設～3 h)	
	・職員配置、避難所開設報告	県災対本部
	・施設の安全確認	施設管理者
	(避難所開設～6 h)	
	・避難者数・ニーズの把握、報告	避難者
	・避難所備蓄物資の提供	
	(避難所開設～12 h)	
	・避難所運営応援職員の受入	県災対本部
	・ボランティアの配置	ボランティアセンター
	・食糧・生活必需品提供の開始	県災対本部
	・仮設トイレ設置	医師会、日赤
	・暖房器具、燃料の手配（冬季）	保健所
	・医療救護班の受入	
	・避難行動要支援者支援要員の配置	
	○避難行動要支援者の移動（～24 h）	消防、保健所
	・傷病者等の医療機関への搬送	福祉施設
	・福祉施設等への緊急入所	介護事業者等

	・福祉避難所の開設、要支援者受入	
避難所予定施設の管理者	施設の安全確認（開設～3h） 避難所開設作業への協力	

(2) 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
警察	・避難所における保安対策の実施 ・市民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織
市	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （緩衝材、パーティション等設置） ・避難者による自治組織編成	県災対本部 避難者
東北電力	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊 市 公衆浴場組合 県旅館組合等 LPガス協会

市	○避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災対本部 ボランティアセンター 〃 電気通信事業者
電気通信事業者	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

第 11 節 自衛隊の災害派遣計画

【関係部署】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）

イ 差し迫った必要があること。（緊急の原則）

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

2 災害派遣要請手続

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第 1 係	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電話 025-285-5511(代)(内 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号)401-881

(2) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記 7 に記載されている要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

3 派遣部隊の受入体制

県及び市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

4 業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備 以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	防災機関
防災関係機関	救助における調整、情報共有	自治会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備 以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	各自治会等
自治会等	民生支援に対する協力、各避難所等での 協力体制の構築	地域住民

5 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

6 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費

7 派遣要請先

災害派遣要請先	住所等
○第 1 2 旅団司令部第 3 部	連絡窓口 第 2 普通科連隊第 3 科 〒943-8501 上越市南城町 3 丁目 7 番 1 号 TEL 025-523-5117 内 235 NTTFAX 025-523-5117 FAX 切替 内 239
○海上自衛隊舞鶴地方総監部 防衛第 3 幕僚室	連絡窓口 新潟基地分遣隊警備科 〒950-0047 新潟市東区臨海町 1 番 1 号 TEL 025-273-7771 内 235 NTTFAX 025-273-7771 FAX 切替
○航空支援集団司令部防衛部 運用課(輸送機・救難ヘリコプ ターの派遣)	連絡窓口 新潟救難隊 〒950-0031 新潟市東区船江町 3 丁目 1 3 5 TEL 025-273-9211 内 218 NTTFAX 025-273-9211 FAX 切替

(注) 自衛隊災害派遣要請依頼書：資料編 9 - 4 参照

第12節 輸送計画

【関係部署】総務部、建設部、民生部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点、輸送施設、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の役割

- a 災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両等により、市民等を安全な地域へ輸送する。
- b 車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- c 車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(イ) 県の役割

- a 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。
- c 市町村からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- d 災害発生 of 初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- e 災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(ウ) 警察の役割

- a 緊急輸送道路の内、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- b 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(エ) 輸送施設管理者の役割

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部（統括調整部、食料物資部）

ウ 達成目標

(輸送手段の確保)

車両等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。

(緊急輸送ネットワークの確保)

被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、おおむね24時間以内に確保する。

(輸送活動)

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

a 総括的に優先されるもの

- (a) 人命の救助及び安全の確保
- (b) 被害の拡大防止
- (c) 災害応急対策の円滑な実施

b 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階（災害発生直後の初動期）

- (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員物資
- (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

第2段階（応急対策活動期）

- (a) 第1段階の続行
- (b) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階（復旧活動期）

- (a) 第2段階の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (c) 生活用品
- (d) 郵便物
- (e) 廃棄物の搬出

(2) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市 県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 交通規制等の状況
市	県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 臨時ヘリポートの確保状況 ・ 応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 輸送体制確保についての応援の内容 ・ 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
市、警察 道路管理者	関係機関 市民	・ 交通の確保、交通規制の実施状況 ・ 渋滞の状況

3 業務の内容

(1) 事前避難の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 事前避難の実施	自主防災組織、県（災害対策本部統括調整部）

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
輸送施設管理者	・ 各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
市	・ 発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
警察 道路管理者	・ 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・ 災害時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。	他市町村 県（災害対策本部統括調整部）

(4) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。	市 施設管理者
市	・ 避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県 施設管理者

< 物資輸送拠点の機能 >

- ア 他地域からの救援物資の一時集積・分類
- イ 緊急物資の一時集積・分類
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。

< 物資輸送拠点における県及び市の業務 >

- ア 物資輸送拠点への職員等の派遣
輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。）
- イ 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達
インターネット利用環境の整備、操作要員の配置
- ウ 物資輸送拠点から被災地内への物資配送用のトラックの調達
- エ 県災害救援ボランティア本部等との協働
物資輸送拠点における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、県災害救援ボランティア本部や、見附市災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

(5) 緊急通行車両の確認

実施主体	対 策	協力依頼先
警察	・ 緊急通行車両の確認 (国、市町村、公共的団体及びその 他の者が所有する車両(知事が確認 する車両以外の車両))	

(6) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 車両等の輸送手段が調達不能となっ た場合など、円滑な輸送体制の確保 が困難である場合は、他の市町村又 は県に応援要請を行う。	県(災害対策 本部統括調整 部) 他市町村

(7) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 輸送計画に基づき、輸送を実施する。	県(災害対策本 部食料物資部) 他市町村
県	・ 各部局は、それぞれの配車計画及び 運行計画により所管車両等を運行す るものとするが、必要に応じ、県災 害対策本部(統括調整部総務局)が 集中管理して運用する。 ・ 緊急輸送が必要な場合、又は陸路輸 送が困難な場合は、関係機関と協力 してヘリコプターで空輸する。	陸上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上 保安本部

緊急時輸送施設及び輸送拠点(地域振興局等管内別)

地区名・施設名		名 称	所 在 地	へリ 発着
三条管内	県施設	三条総合庁舎、その他県施設	三条市興野 1-13-45	中
	J Rターミナル	東三条駅、加茂駅		×
	車両ターミナル	中越運送(株)三条支店三条ターミナル 日本通運(株)三条支店三条ターミナル	三条市大字柳川新田 987-1 三条市大字猪子場新田 1072	× 中
長岡管内	市施設	道の駅パティオにいがた	見附市今町 1－3 3 5 8	
	県施設	長岡地域振興局、その他県施設	長岡市四郎丸町 173-2	×
	J Rターミナル	長岡駅、見附駅		×
	車両ターミナル	新潟福山通運(株)長岡支店長岡ターミナル トナミ運輸(株)長岡支店長岡ターミナル	長岡市新産 3-4-1 長岡市新組町 2339	中 中

第13節 警備・保安及び交通規制計画

【関係部署】総務部（警察）

1 計画の方針

(1) 基本方針

見附警察署及び県警察本部は、平素から国、県及び市並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 大規模災害に備えての措置

見附警察署及び警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検、補強等
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実
- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
- (5) 県警備本部の代替施設の確保
- (6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
- (7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
- (9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
- (10) 関係機関との連絡体制の整備
- (11) 交通信号機への電源付加装置の設置等の確保

3 警察本部における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に新潟県警察災害警備本部（以下「県警備本部」という。）を、また、見附警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

イ 警備要員の確保

(ア) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行

う。

(イ) 見附警察署職員は、市内に震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。

a 自然災害により、多数の死傷者、家屋の倒壊等大規模な被害が発生したとき。

b 災害対策基本法第 105 条に規定されている「災害緊急事態」の布告があったとき。

(ウ) 参集場所は、原則として見附警察署各所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。

(エ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通部隊、特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。

また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

気象予報(注意報、警報)、災害による被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達する。

イ 被害実態の把握

署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊(班)の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、見附市災害対策本部(防災担当課)へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ア) 初期段階における主な情報収集項目

- 火災の発生状況
- 死傷者等人的被害の発生状況
- 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- 市民の避難状況
- 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- 堤防、護岸等の損壊状況
- 市・消防等の活動状況
- 災害拡大の見通し
- 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(イ) 初期段階以降における主な情報収集項目

- 「初期段階」に掲げる事項
- 火災の発生及び被害拡大の原因
- 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- 市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- 被災者の動向

○電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し

○被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ 被災者の捜索および救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院その他多数人の集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急処置をした後、県、市町村、消防機関、日本赤十字社新潟県支部等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の捜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、見附警察署、主要交番、その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市町村等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定し、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 市、消防関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施にあたっては、本章第9節「市民等避難計画」に基づき実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、市民を早めに避難させること。また、市長と協議の上、高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の市民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図ること。

- c 駅、学校、病院、福祉施設等多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

警察通信活動は、大規模災害発生時において、一般の通信施設が被害を受け途絶することがあっても、休むことなく通信を行わなければならない。

したがって、このような場合、通常より多量の情報を疎通させることが必要で、その対策として、警察通信回線の2ルート化や有線回線、無線回線、更には衛星回線を用いた二重、三重の通信網を構成し、各種臨時通信設備を如何なる状況においても運用可能な状態に保つとともに、あらゆる事態にも対応できる通信の確保を行う。

キ 犯罪の予防検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。
- (イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施し、医療施設等被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供する。
- (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の管理者との連絡を緊密にして、被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。
- (ウ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。
- (エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に処理し、被災者等の不安解消に努める。
- (オ) 自治会、商店会、消防団等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防火、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るように要請する。
- (カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び県・市、日赤その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。
- (キ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ 市民に対する広報活動

- (ア) 責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全

と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

(イ) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

(ウ) 広報すべき事項(例示)

- a 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- b 交通規制に関する情報
- c 市から要求があった場合等の避難指示広報

(エ) 広報手段(例示)

- a 報道機関への情報提供
- b 警察官による現場広報
- c インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト)

コ 相談活動

県警備本部及び署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ 遺体の検視

検視規則等に基づき、遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに市に引き継ぐ。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 県・市

- (ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
- (イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・見附市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、市民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制を実施する。

ア 市内への一般車両の流入制限

市内に流入する車両のうち、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両として都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受けた車両(以下「緊急通行車両」という。)以外の車両の流入を極力抑制する。

イ 被災地域に向かう車両の走行抑制

被災地域に通じる路線の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

ウ 高速道路の通行禁止と流入制限

高速道路にあっては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

エ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において検問所を開設し、必要な交通規制を実施する。

(ア) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

北陸自動車道、国道8号

(イ) 必要な交通規制等を行うための検問所を次のとおり設置する

路線名	設置場所	
国道8号	糸魚川市	道の駅越後市振の関

オ 緊急交通路等の指定

主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

カ 緊急交通路等における車両等の措置

(ア) 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は

路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

- (イ) 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き、撤去の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

キ 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

ク 主要信号機の確保

停電により作動しない主要な交差点の信号機は、発動発電機等により電源を確保する。

(3) 緊急通行車両の確認

県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続き等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
(イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
(ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
(オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
(キ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの
(ク) 緊急輸送の確保に関するもの
(ケ) 上記のほか、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認事務の実施区分等

交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県公安委員会	○国、市、公共的団体及びその他の者が所有する車両	○県警察本部交通規制課 ○各警察署 ○交通検問所

ウ 緊急通行車両の事前確認届出

- (ア) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは市との契約等により常時市が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があつた場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届済証を交付する。

- (イ) 事前届済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両としての確認申請があつた場合は、他に優先して確認を行う。

エ 緊急通行車両の標章等の交付

- (ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。

- (イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。
 - (ウ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。
 - (エ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。
- (4) 自動車運転者のとるべき措置
- 平素から関係機関の協力を得て、自動車運転者に対し、大規模な災害の発生時にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。
- ア 走行中のとき
- (ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
 - (イ) 停車後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- イ 避難するとき
- 避難するときは、車両を使用しないこと。
- (5) 関係機関との協力
- 交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。
- (6) 広報
- 交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第14節 消火活動計画

【関係部署】 消防本部

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。
- (イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ御活動に当たる。
- (ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と共同で適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び緊急消防援助隊への応援要請を迅速に行う。
- (エ) 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部、以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応にあたる。
- (オ) 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

イ 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市民の対応

- (ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- (イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪を行う。

イ 消防機関の対応

火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

2 情報の流れ

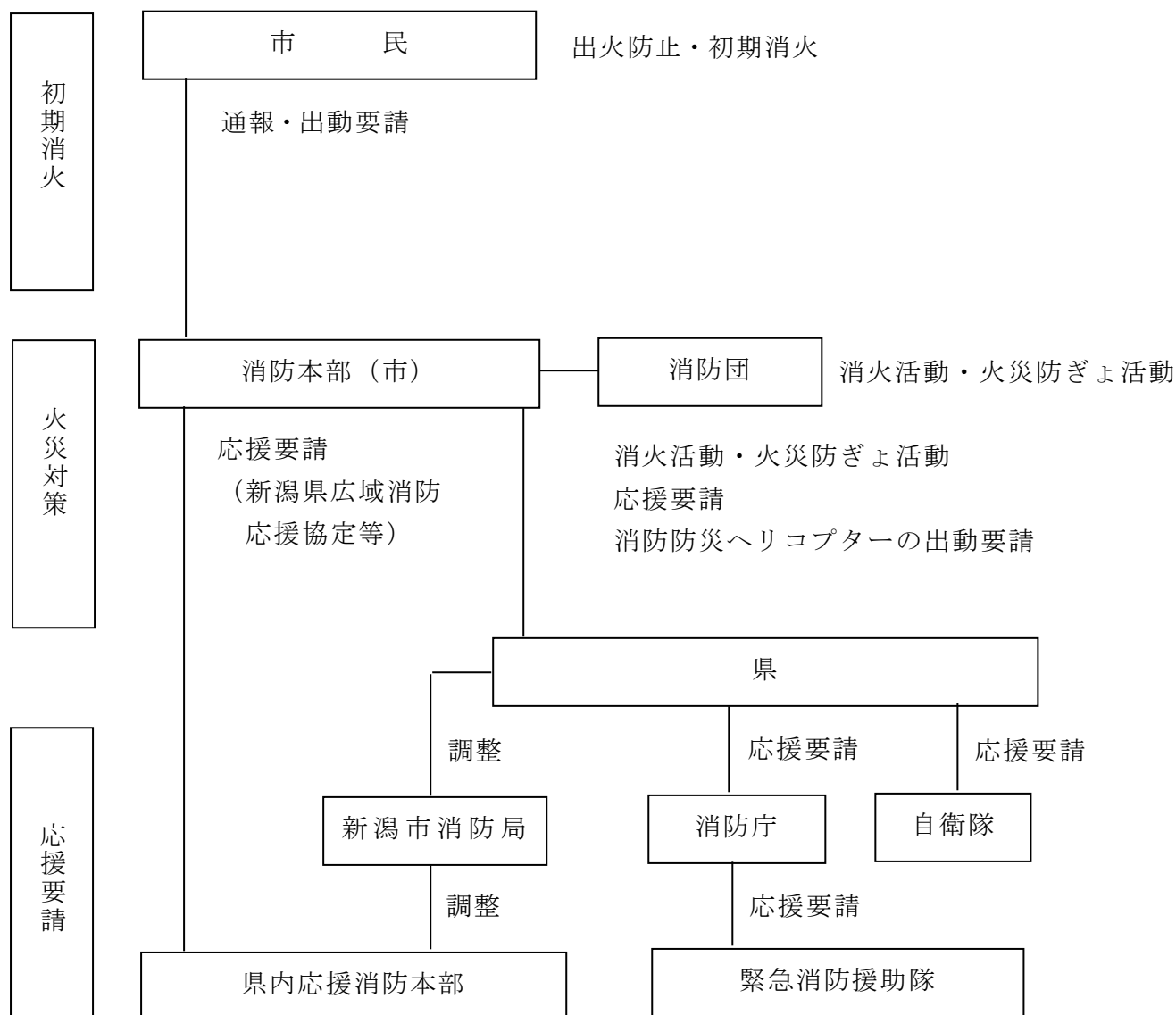
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民	消防本部・消防団	出火・延焼等
消防本部・消防団	市	出火・延焼・消火活動・応援要請等
市・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合） 県	出火、延焼、消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）等
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼・消火活動・緊急消防援助隊応援要請・自衛隊要請等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防本部・消防団	市民	出火・延焼・避難・消火活動等
被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市・消防本部 県	県内広域応援出動等
県	市・消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動等
消防庁・自衛隊等	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期の火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や火災発生時の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。 (1) コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 (2) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 (3) 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。	
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織等は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関等の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。	
消防団	消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 (1) 消防団の参集・出動 火災を覚知した場合は、速やかに参集し、出動を準備する。 (2) 火災発生 of 広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 (3) 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。 (4) 消火活動 消防署所消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	消防本部は、火災が発生した場合、消防団とともに、適切な消火活動を行う。 (1) 消防職員の招集 火災発生時における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 (2) 火災情報の収集 119 番通報、駆け込み通報、職員の参集途上の情報、消防団、自主防災組織等及び市民からの情報を収集する。 (3) 緊急交通路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車輛の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 (4) 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 避難者収容施設、救援物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。 (5) 消防水利の確保 消防機関は、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保に努める。	
県	県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、自ら又は消防本部の協力を得て、消火活動等を行う。	

(3) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、県が定める緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	
市	市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。	
新潟市消防局等	ア 新潟市消防局等は、県内広域消防相互応援等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、緊急消防援助隊調整本部の設置の支援等を行う。	

県	ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 イ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、緊急消防援助隊調整本部を防災局消防課又は県災害対策本部統括調整部もしくは市町村等に設置する。 ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県
---	---	---------------------------------

5 県消防防災ヘリコプターの要請

- (1) 市長又は消防長は消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、下記の連絡先へ電話で速報連絡するものとする。

緊急運航の要請連絡先

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

新潟県消防防災航空隊 住所 新潟市東区松浜町新潟空港内
電話 025-270-0263, 0264, 0395
FAX 025-270-0265
携帯電話 090-8943-9409, 9410

午後 5 時 15 分から午前 8 時 30 分まで

- ① 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話に連絡する。
- ② 夜間運航を要請する場合
県庁警備員室 電話 025-285-5511

- (2) 速報後、「消防防災航空隊出場要請書」を作成し、ファクシミリで(夜間の場合は翌朝)航空隊事務所へ送付する。(注) 消防防災航空隊出場要請書:資料編 9-5 参照

第15節 水防活動計画

【担当部署】総務部、建設部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

- ・ 市民は水防管理者（市長）又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。
- ・ 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理団体（市）、水防団、消防機関に直ちに連絡する。

イ 水防管理団体の責務

- ・ 水防管理団体は豪雨、洪水により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

ウ 県の責務

- ・ 県は豪雨、洪水により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が水防活動を十分に実施できるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、水防警報や避難判断水位等の水位情報の通知、並びに水防資機材の提供を行うものとする。

エ 達成目標

- ・ 水防管理団体、県が協力し、豪雨、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

(2) 危険地域の市民の避難・誘導

水防管理団体は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容させる。

(3) 積雪に対する対策

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞や水位上昇など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 情報の流れ

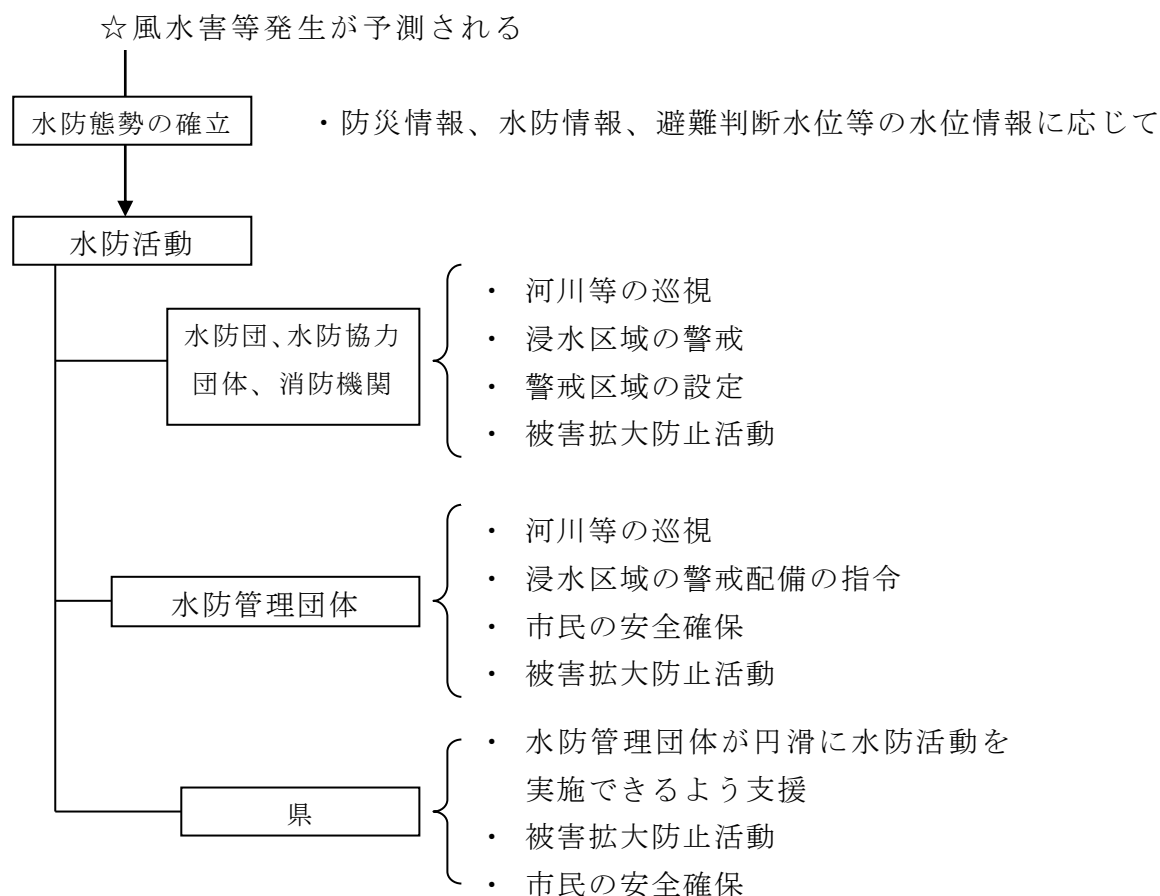
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	水防団 水防協力団体 消防機関	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
水防団 水防協力団体 消防機関	水防管理団体	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況
水防管理団体	県	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	水防管理団体	防災情報、水防警報、避難判断水位等の水位情報 その他円滑な水防活動に資する情報
水防管理団体	水防団 水防協力団体 消防機関	防災情報、水防警報、避難判断水位等の水位情報 その他円滑な水防活動に資する情報
水防団 水防協力団体 消防機関	市民	防災情報、水防活動の状況 避難等に係る情報

3 業務フロー



4 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、各水防管理団体から発する待機、準備又は出動の配備指令により体制を整える。	
水防管理団体	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、各水防管理団体の水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	
県	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2) 河川等の巡視（資料編 7-8 河川関係重要水防区域 参照）

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	水防支部長又は消防機関の長、水防協力団体の代表者は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
水防管理団体	水防管理者（市長）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
県	県は必要に応じ河川・海岸巡視を実施するとともに、水防管理者（市長）又は消防機関の長、水防協力団体の代表者より連絡のあった水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に図る。	

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	河川管理施設は、はん濫等の災害から市民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備、出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 (1) 河川施設 ・河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所 ・過去にはん濫被害を生じた箇所 ・地形地質上の弱堤箇所 ・土地災害防止の観点から弱堤箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所	
水防管理団体	適時に水防団、消防機関が浸水被害の警戒にあたれるよう配備指令を発する。	

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、水防支部長、水防団員、水防協力団体の構成員、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

(5) 市民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体	・水防管理者（市長）は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に避難させる。 ・市民に対する避難指示は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。 特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。	警察機関 自衛隊
県	・必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。	

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	・水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長、水防協力団体の代表者、消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 ・水防管理者（市長）は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。	
水防管理団体	・水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長、水防協力団体の代表者、消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及びはん濫影響が予想される方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 ・水防管理者（市長）は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。	
水防本部又は水防支部（県）	洪水、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。 ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除 ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動	

(7) 水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対 策	協力依頼先
県	水防本部及び水防支部は、水防管理団体が円滑に水防活動できるように努めるものとする。 ・水防計画の策定 ・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ・水防警報、避難判断水位等の水位情報の通知と市民への周知 ・浸水想定区域図の作成と指定 ・水防資材の提供	

参考：水防計画

第16節 救急・救助活動計画

【関係部署】医療部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

災害により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたる。
- (イ) 市は、直ちに見附市地域防災計画の定めるところにより、医師会及び歯科医師会などと協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。
- (ウ) 消防職員及び消防団員は見附市地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署・所及び消防団は直ちに救急・救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市及び消防本部は、管内の消防力等に対応できない場合は、必要に応じて各種消防相互応援協定及び県が定める緊急消防援助隊受援計画並びに県・見附市地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

イ 達成目標

- (ア) 市民又は市民の自治組織等により迅速な初動対応ができる。
- (イ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- (ウ) 救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。
- (エ) 市及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急救助体制を確立する。
- (オ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

地域住民、市、警察及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防、警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、消防団など	消防本部、警察署	被災状況、救急救助要請
消防本部、警察署	県、警察本部	救急救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	消防本部、警察署	救急救助、応援、ヘリの出動
消防本部、警察署	市民、消防団など	救急救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

市民、消防団、地域における初動対応



消防本部、警察等の救急・救助隊等による救急・救助



新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護



県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整



航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4 業務の内容

(1) 市民、消防団、消防本部、地域における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 民	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。 イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行車はこれに協力する。 ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応	消防署（所） 警察署 消防団 自主防災組織 市 県

	ずるものとする。	
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、市民の協力を得て初動時の救急・救助活動を実施する。	消防署（所） 警察署 市 市民（自主防災組織含む） 等
消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、市、警察署 等

(2) 消防本部の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救急・救助隊を編成する。 イ 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。 ウ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での市民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 エ 必要に応じ、県警察に救急救助活動の応援を要請する。	消防団 県 警察署

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	ア 医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。 また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。 ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	医師会 医療機関 医療器材業者 警察署 県
消防本部	ア 広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政・医療機関・消防で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課 医療機関 医師会

新潟 DMAT	ア 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。 エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県 消防本部
---------	---	-------------------

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。	県 県警察 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに県内広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、県が定める緊急消防援助隊	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県

	受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部 広域応援・救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。	
市	市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもつても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県（防災局） 自衛隊

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、県内消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動にあたる。	県内消防応援隊 緊急消防援助隊 自衛隊

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県もしくは警察署等に要請を行う。	県 県警察

第17節 医療救護活動計画

【関係部署】福祉保健部、医療部

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、医療機関等から必要な情報収集を行う。

(イ) 市は、県と情報共有し、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

(ウ) 市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(エ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(オ) 新潟 DMAT 指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟 DMAT を派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(カ) ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）は、災害発生時に市からドクターヘリの派遣要請があった場合、又は県から出動指示があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

イ 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制のもとに、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

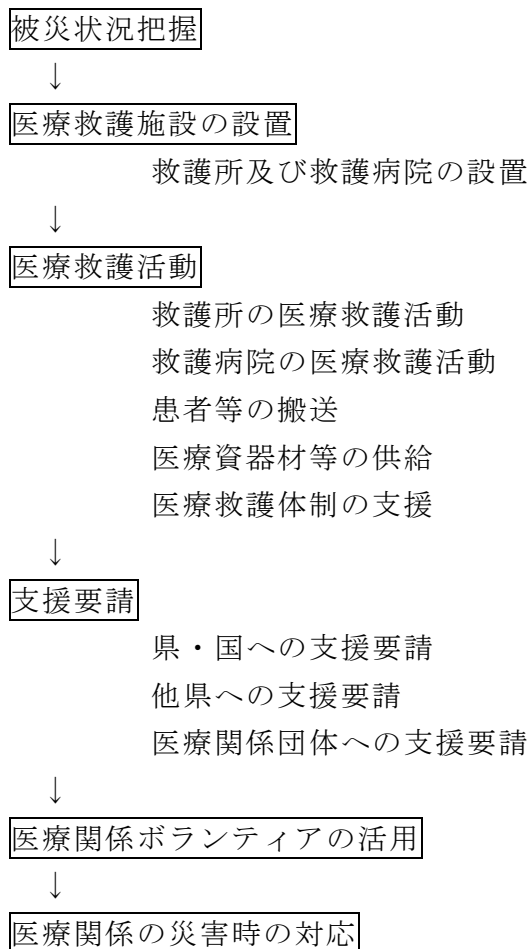
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	保健所	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請
市 消防本部 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
病院	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
保健所	市	救護センター設置 医療救護班等派遣
県地域医療政策課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリの派遣

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）



4 業務の内容

(1) 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	見附市立病院について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況	

	オ 医療資器材等の需給状況	
県地域医療政策課	ア 救護所の設置状況 イ 救護所及び医療機関への交通	市

(2) 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。 〈救護所〉 ・見附市立今町小学校保健室 今町 6 丁目 19-1 TEL66-2069 ・見附市立今町中学校保健室 今町 4 丁目 1-7 TEL66-2371 ・見附市立新潟小学校保健室 新潟町 2478 番地 TEL62-0685 ・見附市立見附小学校保健室 学校町 1 丁目 3-89 TEL62-0141 ・見附市立見附西中学校保健室 市野坪町 127 番地 TEL62-0688 ・見附市立見附第二小学校保健室 杉沢町 3561 番地 TEL62-0314 ・見附市立名木野小学校保健室 名木野町 714 番地 TEL62-0091 ・見附市立上北谷小学校保健室 牛ヶ嶺町 1292 番地 TEL62-0986 ・見附市立田井小学校保健室 田井町 306 番地 TEL62-0479	医師会 歯科医師会

(3) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	ア 救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 (ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をとみなう医療救護活動） (イ) 救護病院、災害拠点病院等への移送手配 (ウ) 医療救護活動の記録	医師会 歯科医師会 救護病院（見附市立病院） 災害拠点病院（長岡赤十字病院・済生会三条病院）

	(エ) 死亡の確認 (オ) 市への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告 イ 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ウ 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	
--	--	--

(4) 支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	医師会又は歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	医師会 歯科医師会
医師会 歯科医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	

(5) 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア活動組織及び市社会福祉協議会と情報共有し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。	県 災 害 救 援 ボ ラ ン テ ィ ア 本 部 市 社 会 福 祉 協 議 会

(6) 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関 (見附市立病院等)	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

第18節 防疫及び保健衛生計画

【関係部署】 民生部、福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害時には、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。
- イ 市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。
- ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。
- エ 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

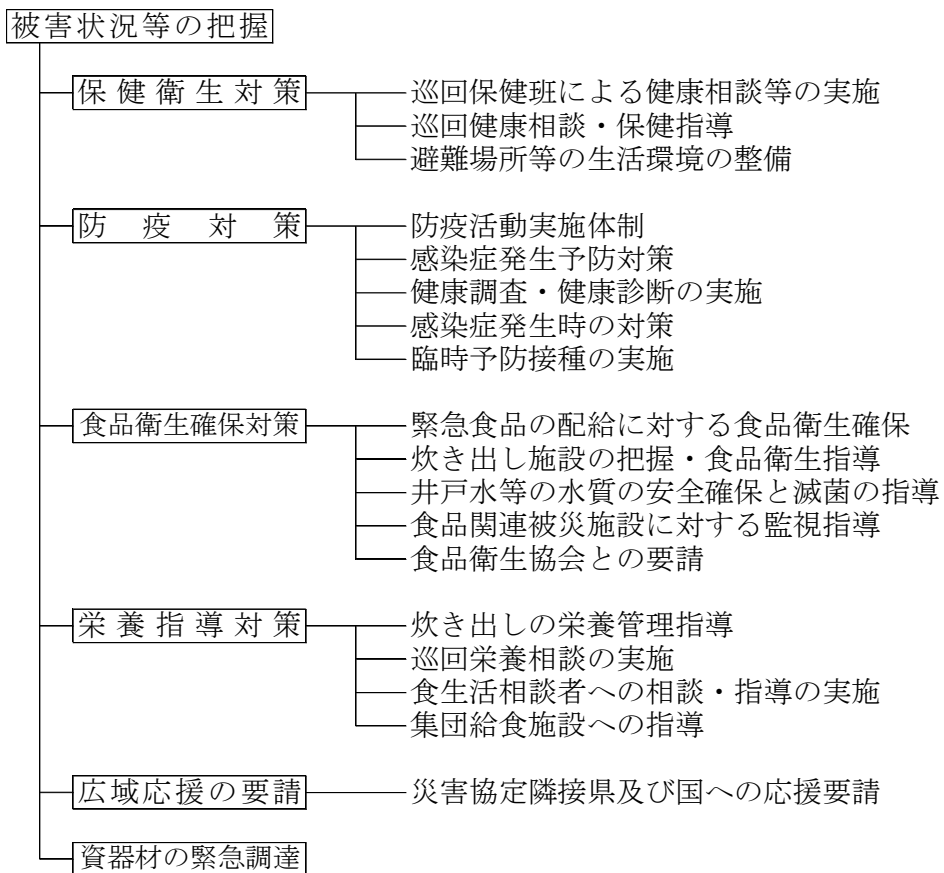
雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 被害状況等の把握

風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施するものとする。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
市	ア 被災者の避難状況把握、県への報告 イ 避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ 避難場所等の生活環境整備 (ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (イ) 衣類、寝具の清潔の保持 (ウ) 身体の清潔の保持 (エ) 室温、換気等の環境 (オ) 睡眠、休養の確保 (カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 (キ) プライバシーの保護

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
市	ア 防疫活動実施体制 (ア) 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ 感染症発生予防対策の実施 (ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施 (イ) 飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導。台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導 (ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施。なお、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施 (エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施 (オ) ねずみ族、昆虫等の駆除（県が定めた地域内）。 ウ 感染症発生時の対策実施 (ア) 台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 エ 食品関連被災施設に対する監視指導 オ 食品衛生協会への要請

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 炊き出しの栄養管理指導 イ 巡回栄養相談 ウ 食生活相談者への相談・指導 エ 集団給食施設への指導

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市	ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施 イ 防疫資器材等の整備状況を健康福祉（環境）部に報告 ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉（環境）部へ）
県	ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市町村へ情報提供 イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ 緊急時の防疫資器材等の調整

第19節 こころのケア対策計画

【関係部署】福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより避難行動要支援者である乳幼児・高齢者・障害者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

イ 報道機関の責務

(ア) 不用意な取材活動による PTSD 誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ 市の責務

(ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

エ 県の責務

(ア) こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

(イ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し市町村を支援する。

(ウ) 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）及び他都道府県の支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。

(エ) ケアセンターを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(オ) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 等の体制整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(3) 市職員のこころのケア対策

災害復興業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけではなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

2 情報の流れ

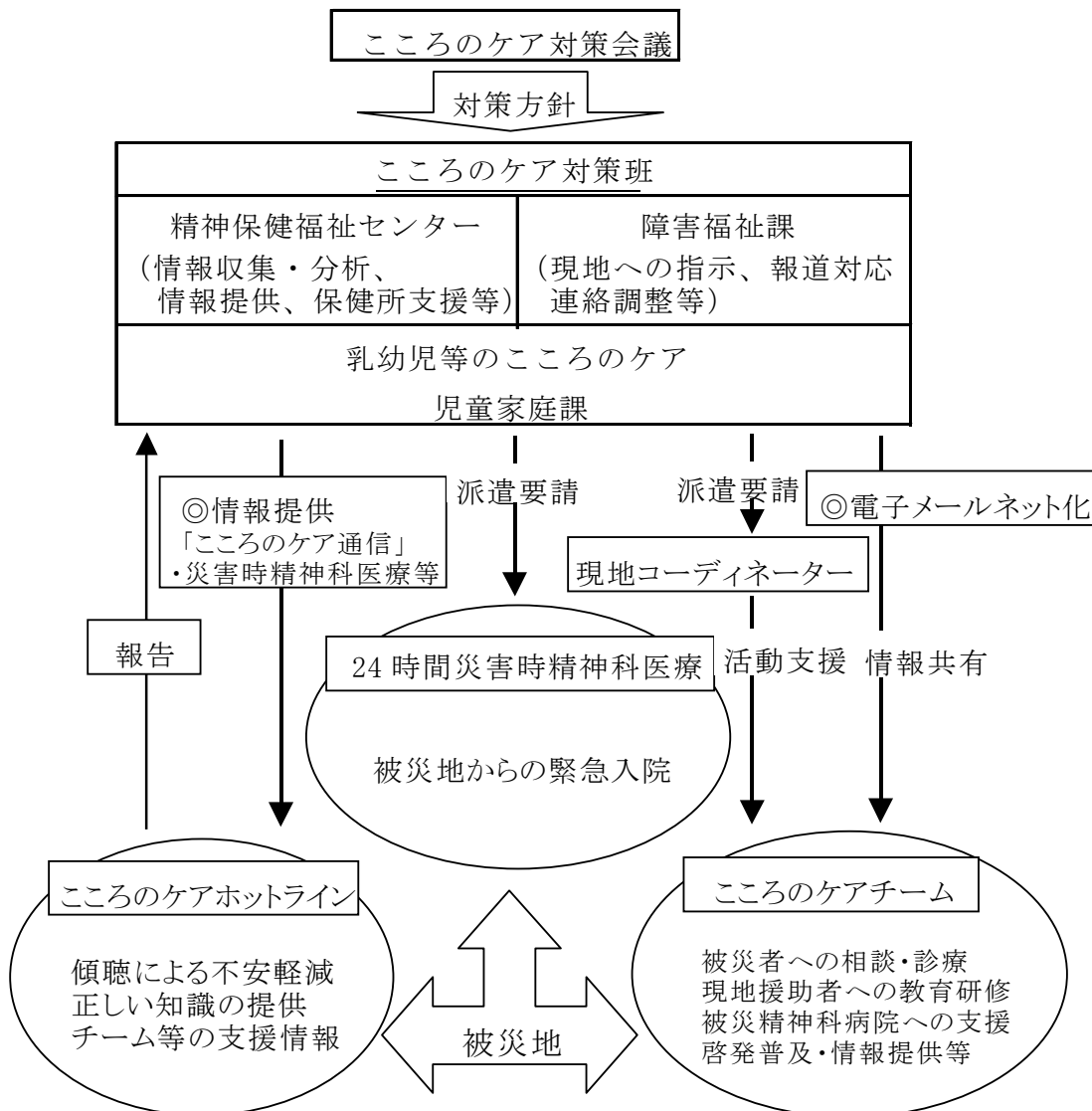
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	市	- 被災後の生活状況・ニーズ - 精神障害者の医療状況等について
市	保健所 児童相談所	- ケアチーム派遣の要否 - ケアに係る情報及びニーズ - 精神障害者の医療状況等について - 医療チームの活動状況
保健所 児童相談所	健康対策課 児童家庭課 ↓ 精神保健福祉センターと情報共有	- ケアチーム派遣の要否 - ケアに係る情報及びニーズ - 精神障害者の医療状況等について - 社会復帰施設等の状況について
県	こころのケア対策会議	- 集約されたケアに係る情報及びニーズ - 精神障害者の医療状況等について - 社会復帰施設等の状況について

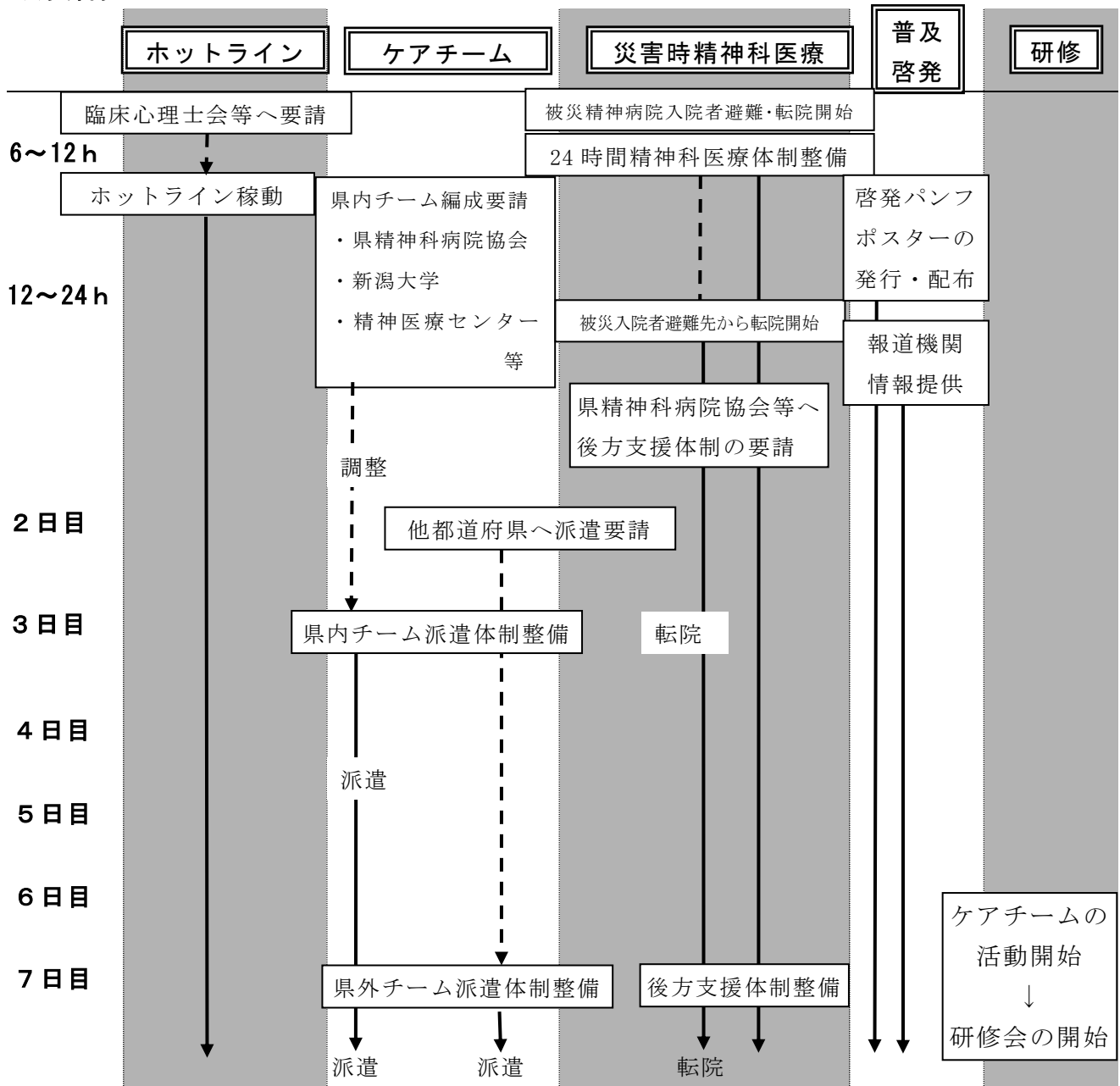
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	県	◎こころのケア対策方針
障害福祉課	報道機関	◎こころのケア対策情報 - こころのケアチーム派遣 - こころのケアホットライン設置 - 災害時精神科医療体制 - 啓発普及 - 関係者への研修
保健所 児童相談所	市	◎こころのケア対策情報 (上記内容)
報道機関・市	被災者	◎こころのケア対策情報 (上記内容)

3 業務の体系



☆災害発生



4 業務の内容

(1) 「こころのケアホットライン」による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談 ・新潟ユニゾンプラザハート館内に設置	県臨床心理士会等

(2) 被災地への「こころのケアチーム」の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災市町村の要請に基づき県内外のケアチームを被災地に派遣し、急性ストレス障害及び在宅精神障害者の医療の確保等に対応 ・精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職などからなるチームを派遣 ・保健所及び児童相談所職員等からなる現地コーディネーターを派遣してケアチームを支援	県内精神科病院 県精神保健福祉士協会 国・都道府県 日本精神科病院協会等

(3) 災害時精神科医療体制の整備

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災地からの緊急入院患者等に対応するため 24 時間体制の精神科医療を確保 ・24 時間精神科医療を維持するため、県精神科病院協会等協力により空床確保等の後方支援体制確保 ・被災した精神科病院入院患者の転院先の確保	県立病院 県精神科病院協会 県内精神科病院 近隣県

(4) 被災者への啓発普及

実施主体	対 策	協力依頼先
県	- 被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等をパンフレット・ホームページ等により伝達 - ボランティア、開業医、行政職員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供 - 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者にこころのケアに関する情報を提供	市町村 報道機関

(5) 援助者への教育研修

実施主体	対 策	協力依頼先
県	- 保育士や学校教師、ケアマネージャ等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施 - ボランティア、開業医、行政職員等支援者自身のこころのケアのための研修を実施	精神科病院 県精神保健福祉士会等関係機関・団体

第20節 児童生徒に対するこころのケア対策計画

【関係部署】教育部、福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

- a 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- b 被災市町村の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を県臨床心理士を派遣し実施する。
- c 被害規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(イ) 市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ウ) 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

(エ) 学校の責務

- a 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施。
- c 教員による児童生徒への早期カウンセリングの実施。

イ 活動の調整

県教育委員会、市教育委員会

ウ 達成目標

(ア) 災害救助法適応された市の学校すべてに対して、災害発生から1週間後をめぐりに「該当学校教員への説明会」を実施。

(イ) 災害救助法適応市町村の学校すべてに対して、災害発生から2週間後をめぐりにカウンセラー派遣を開始。

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付。

(3) 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活

動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけではなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、災害時の心の健康についての情報も県教育委員会や市の指導を受けながら市教育委員会が早期に教職員に対し伝達する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
学校	県教育委員会	こころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数、個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成



説明会の実施



こころの健康調査の実施とスクリーニング



カウンセラー派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付、実態把握	

第21節 廃棄物の処理計画

【関係部署】民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

a ごみ処理

- (a) 避難所での生活ごみについて、市町村の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (b) 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所（臨時置場）等へのごみの排出に協力する。
- (c) ごみの野焼き、便乗ごみ（水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外での不法投棄等を行わないほか、市の指示に従ったごみの排出に協力する。

b し尿処理

- (a) 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 市の責務

a ごみ処理

- (a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ一時保管場所の設置及び管理を行う。
- (b) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。
- (d) 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った水害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された水害ごみの早期収集に努める。
- (e) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、集積場までの運搬ルートの確保を行う。
- (f) ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

b し尿処理

- (a) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (b) 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画

(し尿処理対策)を策定する

(d) し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

c がれき類処理

(a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

(b) 損壊家屋の被害状況を把握し、がれき類の発生量を推計し、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実施計画を策定する。

(c) がれき類が大量に発生する場合は、一時保管場所を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。

(d) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(ウ) 県の責務

a 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

b 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部衛生廃棄物班）見附市災害対策本部（民生部）

ウ 達成目標

(生活ごみ収集)

a 河川の決壊等により、泥水を被った生活ごみ等は、腐敗が早いことから、おおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。

(し尿収集)

b し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。

(がれき類の収集)

c がれき類の収集は、おおむね1か月以内に開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを派遣するなどの配慮を行う。

2 情報の流れ

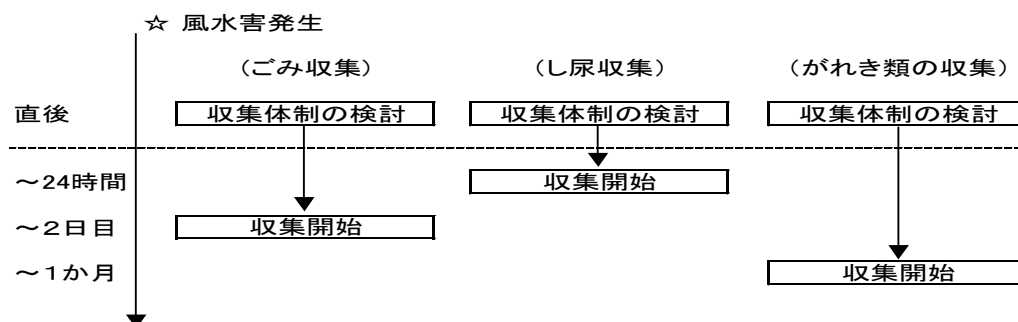
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	- 市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する。 - 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別、排出を行う。	市
市	- 生活ごみ、粗大ごみ処理の実施計画を策定する。 - 避難所のごみ収集体制を整備する。 - 家庭からのごみの分別、排出方法等について市民に周知する。 - 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 - 必要に応じ、一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 - 必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣を行う。	県災対本部 近隣市町村 関係団体 市災害ボランティアセンター
県	- 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 - 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	- 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 - ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・ 仮設トイレの維持管理に協力し、市町村のし尿収集に協力する。	市
市	・ し尿処理の実施計画を策定する。 ・ 市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・ し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。	協定団体等 県
県	・ 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・ 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内市町村 環境省関東地方環境事務所
環境省関東地方環境事務所	・ 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

(3) がれき類処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・ 市の指示に従い、損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力する。	市
市	・ 緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。 ・ がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。 ・ 市民にがれき類処理の方法を周知する。 ・ がれき類の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 ・ 必要に応じ、がれき類の一時保管場所を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・ 市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・ 必要に応じ、職員を派遣し、がれき類処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内市町村 環境省関東地方環境事務所

環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
--------------	---	--

(空白)

第22節 トイレ対策計画

【関係部署】民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

風水害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 市の責務

- a 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。
(被災者への供給を行う。)
- b 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- c 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- d 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(ウ) 県の責務

市町村の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市町村を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

(トイレ利用の確保)

- a トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

避難所 開設後	～12 時間	・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ、簡易トイレによるトイレ確保 ・トイレトレーラー設置 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃	～1 日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃	12 時間～2 日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃	2 日目程度～	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

(トイレ用品の確保)

- b トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

(トイレ管理の実施)

c トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。
- イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- ウ 要配慮者の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

- ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ウ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- エ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- オ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

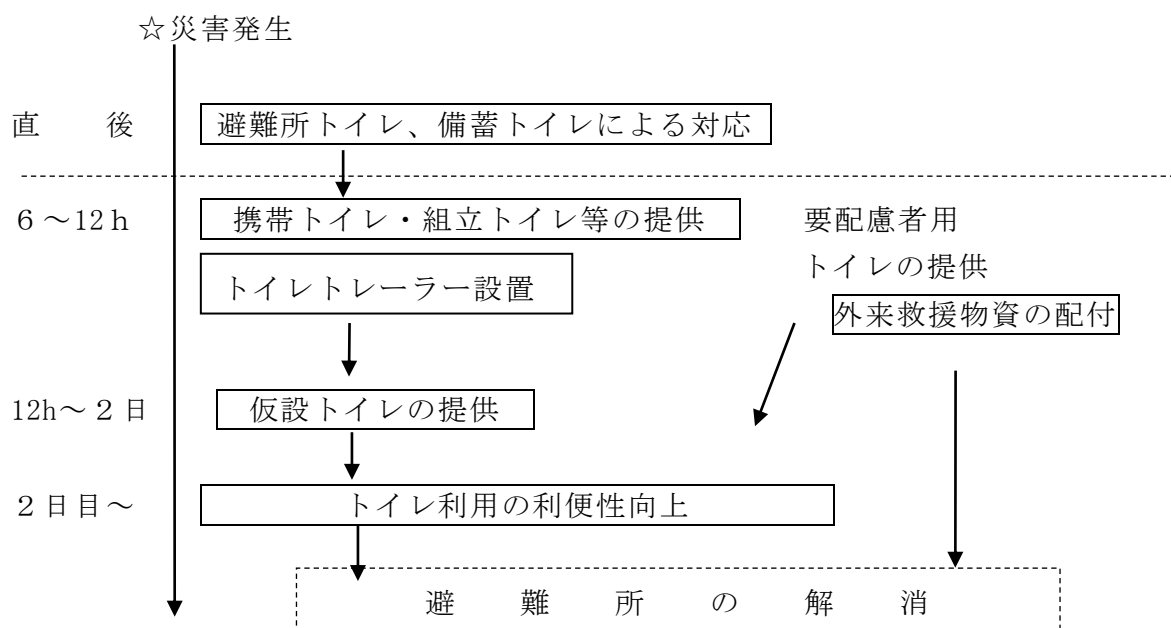
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトレーラーによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 - 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトレーラ等の適切な利用方法を周知する。 - 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。 - 社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災対本部 社会福祉協議会 ボランティア本部
県	市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	県トラック協会

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握す	自治会長等

	る。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） ・調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。	企業・団体等 県
県	・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体等 他都道府県

(3) トイレ等義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配布する。	
県	・県へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・市からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する	

第23節 入浴対策計画

【関係部署】福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア 各主体の責務

(イ) 市の責務

- a 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- b 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- c 県への支援要請

(ロ) 県の責務

- a 自衛隊に対する入浴支援要請
- b 県内市町村及び隣接県への協力要請
- c 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

イ 活動の調整

県災害対策本部（被災者救援部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から3日を目安とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 入浴施設までの交通手段の確保
- イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

(3) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

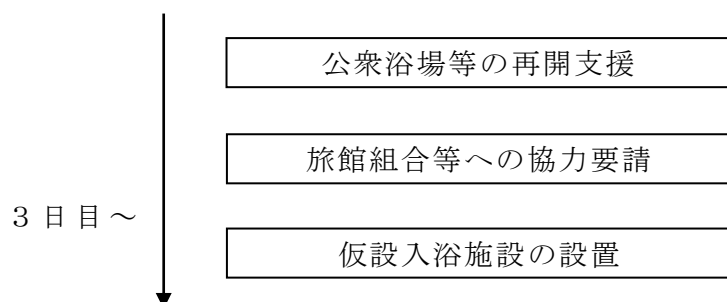
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 旅館組合等	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 - 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 - 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	入浴施設 管理者等

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災対本部
県	市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊

(3) 旅館組合等への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市内の旅館組合等への協力要請を行う。 - 入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	旅館組合等
県	市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村（他県も含む）の旅館組合等へ支援の要請を行う。	旅館組合等

第24節 食料・生活必需品等供給計画

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

市民は、避難に当たり、最低限1食分の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行するよう心掛ける。

(イ) 市の責務

- a 被災者への物資等の供給を行う。
- b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- c 自力で必要な物資等を確保できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
- d 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- e 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら相互に協力するよう努める。

(ウ) 県の責務

- a 必要に応じて、物資拠点を開設する。
- b 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら相互に協力するよう努める。

イ 活動調整

県災害対策本部（食料物資部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

避難～12時間以内：市民による自己確保又は避難所等の保存食料

避難12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

避難 24 時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）

避難 72 時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

(イ) 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

(3) 積雪期の対応

ア 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、手揉みカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

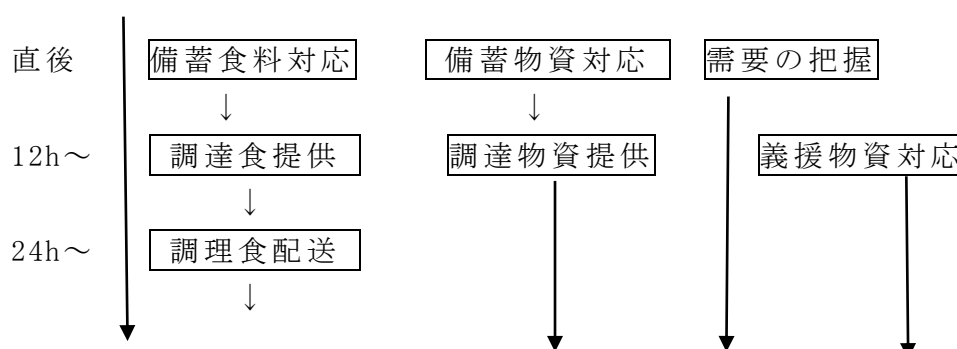
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	見附市災対本部	被災地ニーズ
見附市災対本部	県災対本部	集約された被災地ニーズ
県災対本部	協定先企業、他県	調達情報

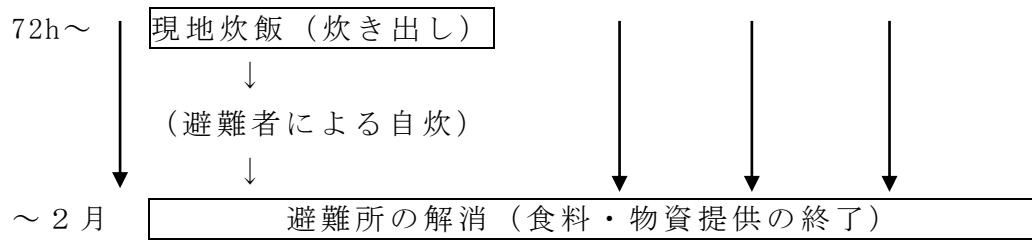
(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災対本部	見附市災対本部	供給予定情報
見附市災対本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆住民避難





4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h 程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市の職員とともに避難所等の保存食糧・物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、県又は日赤からの緊急提供で補う	県、日本赤十字社新潟県支部、社会福祉協議会、ボランティアセンター、町内会等
県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、物資拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	県トラック協会 自衛隊

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難 12h～24h 程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	町内会等 協定業者等 県
県	・市町村からの要請に基づき、物資等の調達を代行し市町村又は避難所へ配送するプル型支援を行う。	協定事業者 他の都道府県

	・市町村の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。 (※) ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	
--	---	--

(3) 調理食配送による提供（住民避難 24h 程度～）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県災対本部 ボランティアセンター
県災対本部 （食料物資部）	・市からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊

(4) 現地炊飯による提供（住民避難 72h 以降）

実施主体	対 策	協力要請先
市	・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯場所を確保する。 ・自衛隊に食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県
県	・市の希望をとりまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊

(5) 被災者による自炊（住民避難 2 週間後以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市

市	・被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。	県
---	---	---

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	・市町村からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	指定地方行政機関等 運送事業者

(7) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 受入物資を配布する。 ・ 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する	ボランティアセンター 町内会等 報道機関
県	・ 義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・ 県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 ・ 自衛隊等に輸送を依頼する	自衛隊 トラック協会

(8) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県
県	・ 市から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・ 被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・ 燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

(空白)

第25節 要配慮者の応急対策

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。市、県等の行政と日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、発災前において早期の避難準備情報の発表を行って避難行動要支援者の避難時間を確保し、町内会、自主防災組織、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関等に協力要請や避難行動要支援者情報の共有(個人情報への配慮に留意)を行う。また、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者の支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等の情報弱者に対して、適切な情報提供を行う。

(イ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第26章「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(ウ) 企業の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

(エ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

外国人関係団体は、県や市の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(オ) 町内会、自主防災組織等の責務

町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(カ) 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避

難行動開始に努める。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部

ウ 達成目標

(避難誘導対策)

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

(避難所※の設置・運営) ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

(生活の場の確保)

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

(保健・福祉対策)

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(外国人支援対策)

外国人の安否確認、外国語による情報提供、外国人相談員の派遣等を行う。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

2 情報の流れ

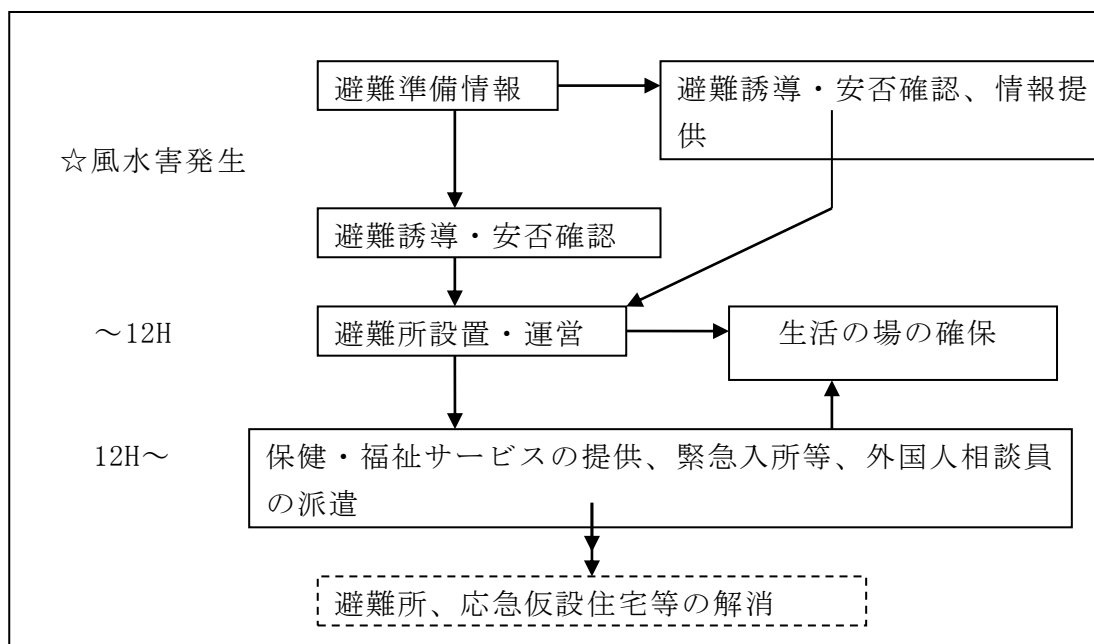
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、自主防 災組織(町内会)、 介護保険事業者、 福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等 のニーズ等
市	県、他市町村、介 護保険事業者、社 会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニ ーズ、職員等応援要請等
県	国、都道府県、市町 村、介護保険事業 者、社会福祉施設等	要配慮者への各種サービス要 請、職員派遣要請等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報等
市、社会福祉施設 等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難情報に関するガイドラインに基づき避難準備情報を伝達	自主防災組織 町内会、民生委員等
	・ 避難支援プランに基づき避難行動要支援者の避難所への誘導、移送	警察署、消防署、介護保険事業者、自主防災組織、町内会等
	・ 避難所での避難行動要支援者の安否確認、生活環境の確保	介護保険事業者、自主防災組織、町内会、見附市災害ボランティアセンター等
	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、社会福祉施設等、消防署等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 公的宿泊施設での一時収容	公 的 宿 泊 施 設 等
市、県	・ 公営住宅等の確保	建設業者、不動 産業者等
市、県	・ 応急仮設住宅の確保	

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・ 避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市町村等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 要配慮者への的確な情報提供	報道機関、見附市災害ボランティアセンター

(5) 外国人支援対策

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	・ 外国人の安否確認	民間団体、企業や学校、外国語ボランティア等
市、県	・ 外国語による情報提供	民間団体、外国語ボランティア等
市、県	・ 外国人相談員の派遣	民間団体、外国語ボランティア等

第26節 学校における応急対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

予め定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校、又は臨時に避難所となった学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ウ) 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、見附市教育委員会、県災害対策本部（保健医療教育部）、県教育委員会

ウ 達成目標

平成16年の7.13豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

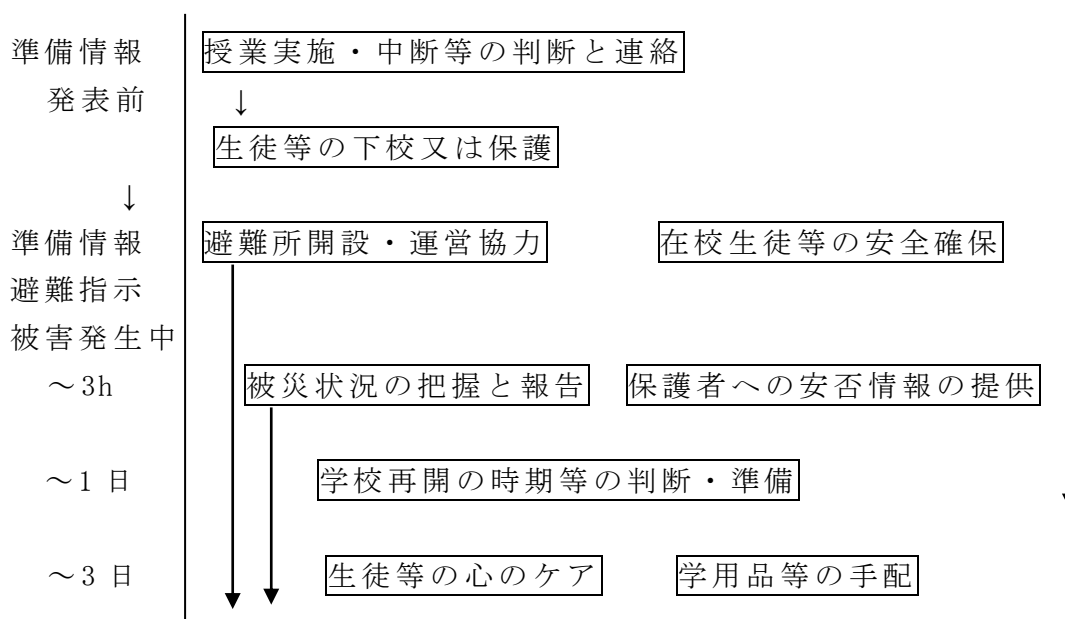
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
私立学校	県	被害状況、臨時休業等
市立学校	見附市教育委員会	被害状況、臨時休業等
見附市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	私立学校	指導、助言等
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会 → 県教育事務所	見附市教育委員会	指導、助言等
見附市教育委員会	市立学校	指導、助言等
市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、見附市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接見附市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 授業実施・中断等の判断と連絡

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校の措置をとり、生徒等が家庭で保護者と一緒にいられるよう配慮する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

ウ 臨時休校、一斉下校等を決定したときの報告

各校長は、上記2(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を放送機関に提供し、報道を要請する。

(2) 生徒等の下校又は保護

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

(3) 避難所開設・運営協力

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長 施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 教頭・教諭 校長の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(ウ) 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

(エ) 栄養職員等 学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(オ) 事務職員等 行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

(4) 在校生徒等の安全確保

ア 在校生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等の在校時に災害が発生した場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

(イ) 登下校時間帯に災害が発生した場合は、在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

イ 避難生徒等の安全確保等

避難した生徒等の安全を確保する。

また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助、捜索活動を行う。

(5) 教職員の参集

勤務時間外に災害が発生したときは、校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

(6) 被災状況の把握と報告

学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等、第1報は可能な範囲で速やかに行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

(7) 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

(8) 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

(9) 生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

(10) 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就

学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、見附市教育委員会に報告する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や地域FM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導したり、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。

イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市に斡旋する。

第27節 文化財応急対策

【関係部署】民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握を行い、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者、管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、見附市の関係

機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第28節 障害物の処理計画

【関係部署】建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、各道路管理者や関係機関等と連携し、風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市役所庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設、輸送拠点及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急輸送路等を確保する。

ア 道路管理者の責務

(ア) 市および各道路管理者は、市内およびその管理区域の道路の障害物の状況を調査し、災害対策本部及び関係機関に報告するとともに、障害物を除去する。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、見附警察署の協力を得て排除する。

イ 河川管理者の責務

市および各河川管理者は、その所管する河川や水路区域について、漂流物等により危険と認められる場合には、災害対策本部及び関係機関に状況を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

ウ 市の責務

(ア) 市は災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(2) 除去障害物の集積、処分

災害時には廃棄障害物等が大量に出るため、市はあらかじめ仮置場及び最終処分地について定めておく。

処分場所について、可燃性の破棄物及び不燃性廃棄物はごみ処理場とするが、一時的に大量の障害物が搬入されたり、交通確保が困難で処理場への搬入ができない等の場合は、生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる公共施設敷地や借上農地等の場所を確保し、分別して集積する。

また、障害物処理の実施者は、がれき等除去物の処理について、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより円滑かつ適正な処理を行うよう努めるとともに適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとする。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は可能な限り中間処理施設に運搬する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、国・県等の関係機関とともに、各道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、その他の施設管理者	市	道路、河川水路の障害物の情報 建物周辺の障害物の情報
市	国・県（施設管理者）	道路、河川水路の障害物の情報
県（施設管理者）	国・県災害対策本部	道路、河川水路の障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	市民、その他施設管理者	障害物除去に関する情報
国・県（施設管理者）	市	障害物除去に関する情報
国・県災害対策本部	国・県施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（避難勧告等解除後の達成目標の目安）

障害物の情報収集（1日以内）



障害物処理計画の策定



緊急輸送道路の障害物の除去（1日以内）



その他の輸送路等の障害物の除去（1日以内）

4 業務の内容

(1) 障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市内の道路上と河川水路等の障害物の状況を調査し、国・県災害対策本部に報告する。 - 建物周辺障害物の情報を収集する。	
国・県	障害物除去を必要とする道路、河川等の公共管理施設の情報を収集する。	

(2) 緊急輸送道路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市内の道路及び河川水路の障害物を除去する。 ・特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 ・応援協定を締結してある建設業協同組合等と連携し、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。 ・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 ・災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	見附市建設業協同組合
県	・被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 ・被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者
応援協定先企業団体等	・市、県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

第29節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

【関係部署】民生部、医療部、消防本部、（警察）

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市は関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うにあたり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(イ) 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

(ウ) 県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関

県・市等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部（保健医療教育部）

ウ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両及びヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮

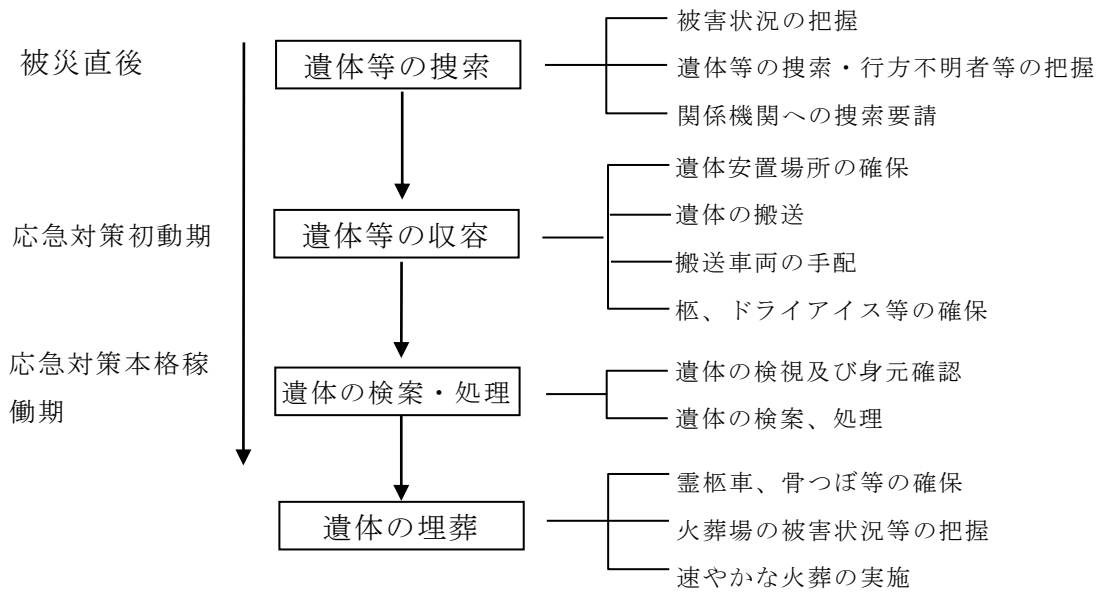
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	・ 捜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知
県	要請先	・ 自衛隊への応援要請（市町村の要請による） ・ 新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市町村の要請による） ・ 葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市町村の要請による） ・ 近隣市町村への応援要請（市町村の要請による） ・ 市町村の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県に捜索状況を報告するとともに、警察、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。	警察、 自衛隊等関係 機関
県	・ 県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。	自衛隊
警察 自衛隊等関係 機関	・ 遺体等の捜索を市と協力して行う。 ・ 県警察本部は行方不明者の届出を受けるとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。 ・ 搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。	寺院、学校等
県	・ 市から搬送車両の手配要請があった場合、新潟県トラック協会に要請する。 ・ 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協力を要請する。	新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察 自衛隊等関係 機関	・ 遺体の搬送を行うものとする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 日本赤十字社新潟県支部及び医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・ 所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。	日本赤十字社 新潟県支部 見附市南蒲原 郡医師会 警察署等
県	・ 市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社 新潟県支部 新潟県医師会

警察	・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社 新潟県支部、 見附市南蒲原 郡医師会	・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。	県 葬祭業者等
火葬場	・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を市に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。	
県	・市から搬送車両の手配要請があった場合は、新潟県トラック協会に協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協力を要請する。 ・市から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	新潟県トラック協会 葬祭関係団体

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市が警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたるものとする。
- (2) 警察は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

6 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市又は県に応援要請を行うこととし、近隣市と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。
 - ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第30節 愛玩動物の保護対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 市の役割

- (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

4 (社)新潟県獣医師会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

5 動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。

(5) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

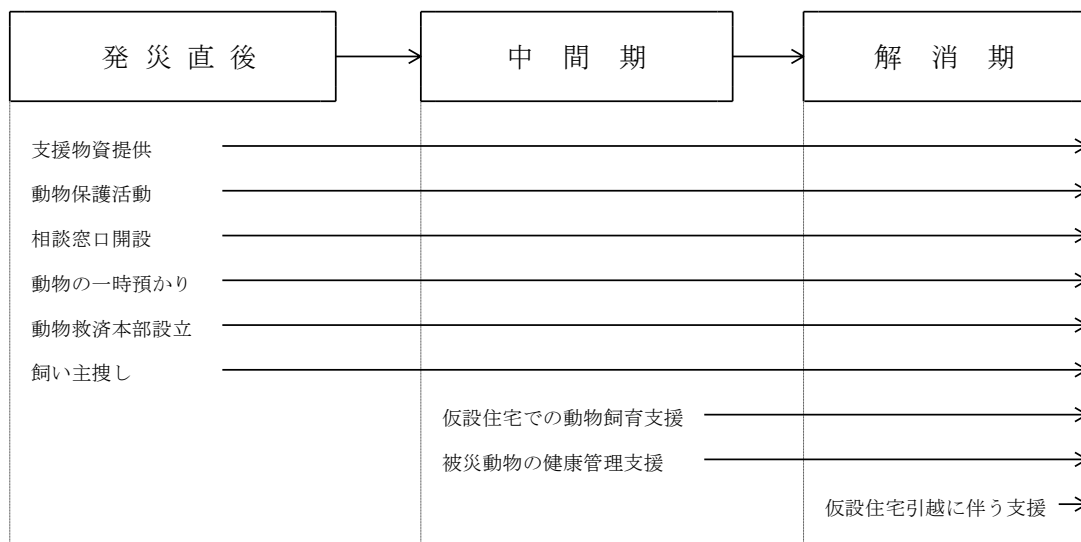
(8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営

ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

6 組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。

7 業務体系



第31節 公衆通信の確保

【関係部署】総務部、（東日本電信電話株式会社）

1 計画の方針

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、N T T東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 地震災害警戒本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T Tグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 可搬型移動無線機

イ 移動電源車及び可搬電源装置

ウ 応急復旧ケーブル

エ ポータブル衛星車

オ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県

に協力を要請するものとする。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

震度6以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とする。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

4 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 市民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

5 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 東日本会社の応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、東日本会社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

東日本会社災害対策本部は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ本社災害対策本部へ要請する。

第32節 電力供給応急対策

【関係部署】 総務部、

【関係機関】 東北電力ネットワーク株式会社

1 計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

2 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

災害が発生した時は、東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、その下に設備毎、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害は発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部の長は、防災体制発令後直ちに予め定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

市が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを市に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、市は可能な範囲で協力する。

(5) 見附市防災会議連絡員の派遣

防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、予め要請した請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、見附市の災害対策本部に依頼して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市の災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを利用して早期送電を行う。

4 復旧計画

復旧計画の策定及び実施にあたっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

5 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止、電気火災の防止等について周知を図る。

また、見附市の災害対策本部へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

6 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各者間の協定」等により実施。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼する。

(空白)

第33節 ガス供給対策

【関係部署】総務部

【関係機関】北陸ガス株式会社ガス上下水道部、L P ガス充填事業者、L P ガス販売事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- (イ) 市は、二次災害防止のための広報を行う。
- (ウ) 県は、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「L P ガス事業者」という。）の安全確保の徹底を図る。また、二次災害防止のための広報を行う。
- (エ) 都市ガス事業者、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の事項を行う。
 - ・ ガス供給設備の安全点検
 - ・ 二次災害防止のための広報
 - ・ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
 - ・ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
 - ・ L P ガス事業者は、風水害発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
 - ・ L P ガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
 - ・ L P ガス事業者は、流出した容器の安全な回収を行う。

イ 達成目標

(ア) 都市ガス事業者

風水害発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	国への報告（速報）
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了 （注）

（注） 大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) L P ガス事業者

風水害発生中	被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告
避難指示解除後 2 日	消費先の緊急点検完了

避難指示解除後3日	充てん所の復旧 消費先安全確認完了
-----------	----------------------

(2) 要配慮者に対する配慮

避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

市民は、積雪期の風水害発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(4) 安全措置の普及啓発

ガス事業者は、市民がガス栓を閉止する等の災害発生時にとるべき安全措置が円滑に行われるよう、パンフレット等を配布するなど普及啓発に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者	国、県、市、消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 (軽微なガス漏れを除く。)
ガス事業者	国、県、市	供給支障等状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、市、気象台	ガス事業者	気象情報、河川・ダム情報
ガス事業者 県、市	被災者	二次災害発生防止情報、供給停止状況、復旧状況及び見込状況
県	ガス事業者	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者	復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	市・国・県への報告 消費先の安全確認、供給再開		復旧状況等
供給停止後 概ね14日	供給再開完了		

(2) LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害等発生中	充てん所の点検 消費先ガス設備の点検 市・県への報告	消費先設備の修理	
避難勧告解除後 3時間後			二次災害防止措置
避難勧告解除後 2日後	消費先の緊急点検完了		
避難勧告解除後 3日後	充てん所の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
市民	・風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏れ時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	消防 警察
	・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	ガス事業者
ガス事業者	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、 県、市
	・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。 - また、必要に応じて、復旧支援団体等に救援を要請する。	復旧支援団体等
市	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、 県
県	・LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	ガス事業者 団体等
	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 市

5 利用者への広報

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

(ア) 復旧の見通しとスケジュール

(イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

(ア) ガス臭気、漏れ等異常時にはガス上下水道局への通報

(イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配付

エ 市災害対策本部と協力しての広報

第34節 給水・上水道施設応急対策

【関係部署】総務部、民生部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 市の責務

市は水道事業者と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

(ウ) 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(エ) 市民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	市	・水道施設の被害、断減水の状況
市	県 関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ①被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市町村全域の被害状況 ・応援部隊の要請 ②応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況 ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
市	市民	・断減水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)	
直後 ～3h ～6h ～12h	3 リットル／日 生命維持	○被害状況の把握 ○市民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針	
3日		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
1週間	20～30 リットル 最低生活 水量	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
2週間	30～40 リットル 生活水量 の確保	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水)	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
1ヶ月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了	

注) 避難勧告等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集	見附市管工事協同組合
県	・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等

(2) 市民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	市町村は水道事業者と連絡を取り、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民に広報、周知するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対策	協力依頼先
市	①二次災害の防止措置 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 ②被害発生地区の分離	
県	二次災害の防止措置 ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知、指導	

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報、周知することにより、不安の解消に努める。

実施主体	対策	協力依頼先
市	①被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	日本水道協会新潟県支部 見附市管工事協同組合
県	被害が甚大な市町村に対し、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先する。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させる。 ・他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

第35節 下水道施設等応急対策

【関係部署】 民生部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力すること。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から、2日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、風水害時には、あらかじめ、作成した運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管渠等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。また、必要に応じ、可能な限り、処理場、ポンプ場等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。

被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握すると共に、県に報告し、応急処置を講ずる。

下水道等施設が被害をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県は、必要に応じ、県内市町村の支援を実施する。

自ら管理する下水道施設の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずる。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供する。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	・ 風水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 市、県は、被災施設の復旧計画をたて、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復および、復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、輸送の困難を考慮し、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 市、県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないようにする。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 市は、避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るようにする。

ウ 市、県は連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

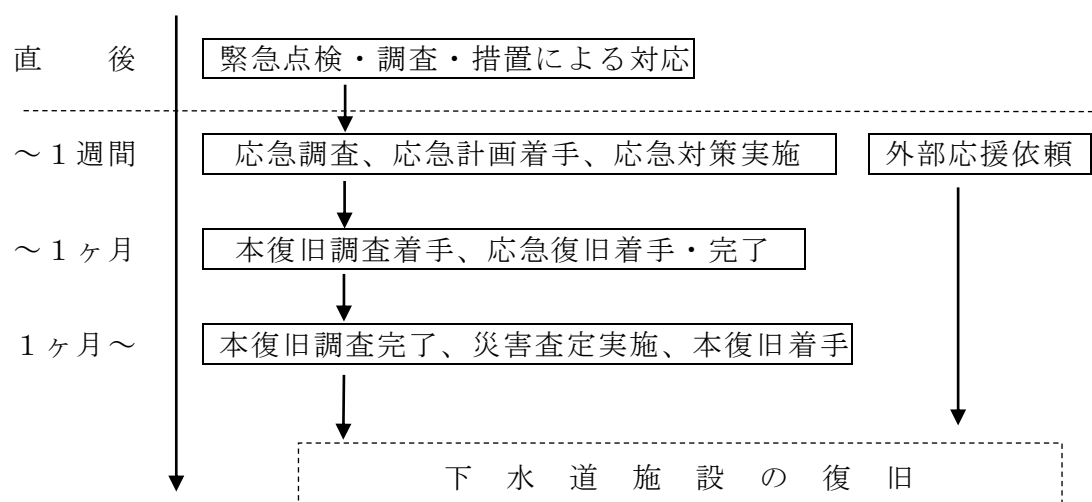
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者、市民	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	支援情報
市	避難所、避難者、市民	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 緊急点検・緊急調査・緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	・マンホール、路面状況、処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合に自治会長・市へ報告する。	市
市	・下水道施設等、市町村管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県へ報告する。 ・緊急調査に基づく応急復旧計画を策定する。 ・市民に情報を提供し、使用制限等を周知する。	県 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社) 地域環境 資源センター 協定事業者等
県	・流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市町村への連絡及び調整 ・市町村の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	市 地方共同法人日本 下水道事業団 (公社) 日本下水道 管路管理業協会 (一社) 新潟県下水 道維持改築協会
(公財) 新潟県 下水道公社	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部、支所等
地方共同法人 日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部・他県支部等
(一社) 地域環境 資源センター	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部
(公社) 日本下 水道管路管理 業協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達および調査実施に協力する。	本部・他県支部等
(一社) 新潟 県下水道維持 改築協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 市民に応急復旧状況等を周知する。 ・ 県に応急復旧状況等を連絡する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	県 協定市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社) 地域環境資 源センター
県	・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、流域下水道施設利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 地域住民等に市町村を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・ 市町村の応急復旧状況等を把握する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する	市 地方共同法人日本 下水道事業団 (公社) 日本下水道 管路管理業協会 (一社) 新潟県下水 道維持改築協会 (公社) 全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部 協定事業者等
(公財) 新潟県 下水道公社	・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部、支所等
地方共同法人日 本下水道事業団	・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社) 地域環 境資源センター	・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部
(公社) 日本下 水道管路管理業 協会	・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社) 新潟県 下水道維持改築 協会	・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社) 全国上下 水道コンサルタ ント協会中部支 部	・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ体制をつくる。	協定市町村 協定事業者等
県	・ 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ体制をつくる。	協定他県 協定政令市 協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 市民に本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等を優先的に復旧する。	県 協定市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社)地域環境資 源センター
県	・ 災害復旧が速やかに行えるよう、市町村、国と連絡調整を行う。 ・ 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (公社)日本下水道 管路管理業協会 (一社)新潟県下水 道維持改築協会 (公社)全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部
(公財)新潟県 下水道公社	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部、支所等
地方共同法人日 本下水道事業団	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社)地域環 境資源センター	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部
(公社)日本下 水道管路管理業 協会	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等

(一社)新潟県 下水道維持改築 協会	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力 する。	
(公社)全国上下 水道コンサルタ ント協会中部支 部	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力 する。	

(空白)

第36節 危険物施設等応急対策

【関係部署】消防本部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

イ 消防機関等の責務

風水害による危険物施設等の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物施設等の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。

エ 県の責務

風水害による危険物施設等の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物施設等の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

オ 達成目標

風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防機関	県 市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	県 消防機関 市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、 人的被害状況、被害の拡大見込 等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

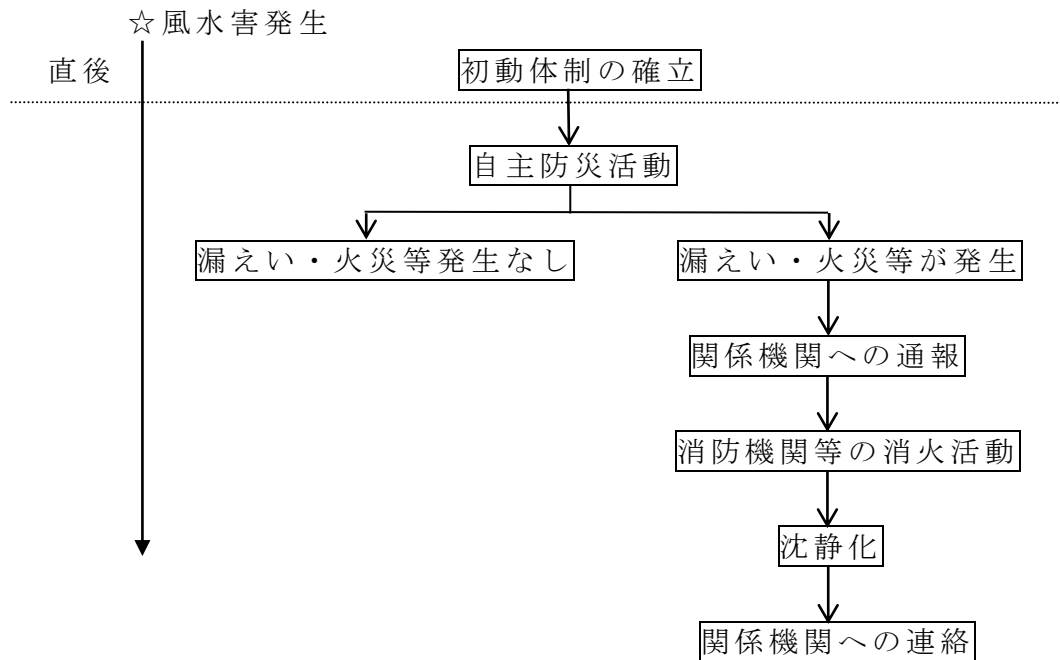
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	消防機関 市	・関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

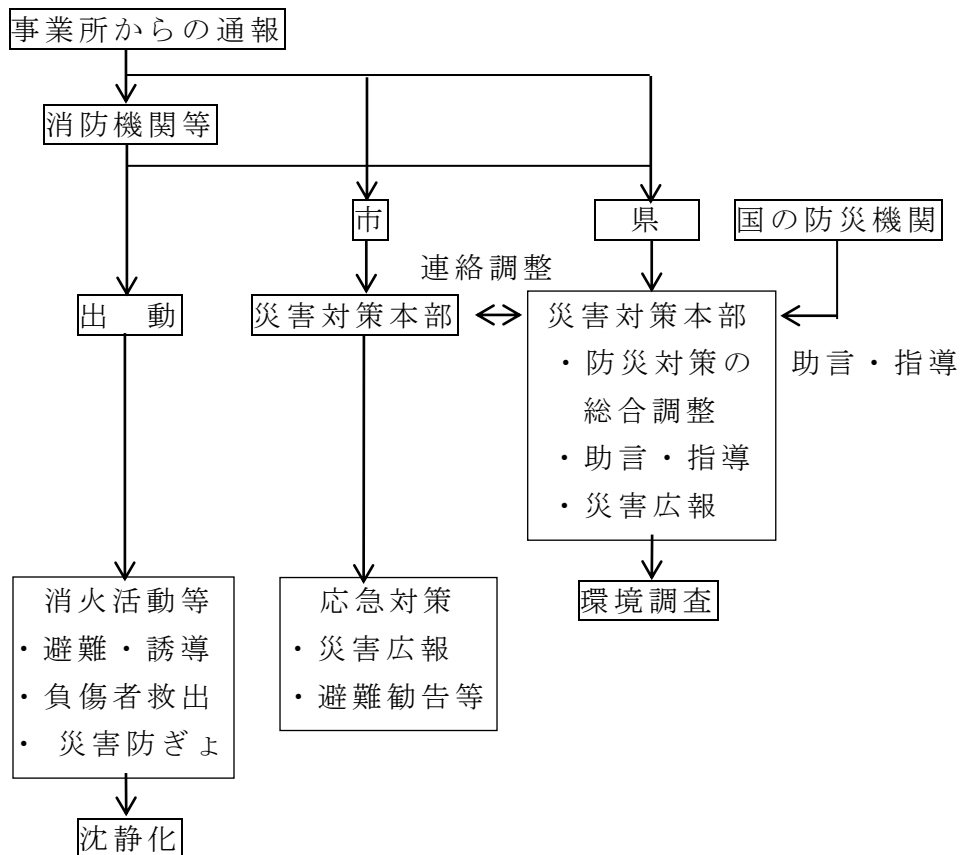
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市町村 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市における業務の体系



4 業務の内容

(1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	① 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 ② 風水害により被害を受けた場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ③ 風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ④ 危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 ⑤ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防機関 警察
県	・消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物施設等の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	
市	・危険物施設等の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。	
消防機関	・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。	

(2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
高圧ガス取扱事業所 有害物質取扱事業者 放射線施設等の管理者	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。 ・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、検討への通報、周辺住民への避難指示、被害状況調査を行う。 ・放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 ・放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
消防機関	・危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防署、警察等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防機関	・災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
市	・付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。	
国及び県	・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境モニタリング調査を実施する。	

(4) 市民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。	
市及び消防機関	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車等により広報するとともに、市及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	

第37節 道路・橋梁等の応急対策

【関係部署】建設部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

市は道路を管理する関係機関や団体と連携し、施設の被害状況の把握および応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	市	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
市民、地域の建設業者等	市	
各道路管理者	市	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	各道路管理者	道路管理者間の連絡情報等
市	町内会等	被災状況、復旧見込み
市	市民	道路情報

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

風水害の発生

■ 被災状況の把握

↓

■ 通行規制等の緊急措置および市民、関係機関等への道路情報の周知

↓

■ 施設の緊急点検

↓

■ 道路啓開と応急復旧および市民、関係機関等への道路情報の周知

4 道路の応急対策内容

(1) 被災状況の把握

市および各道路管理者は直ちに道路パトロールを実施するほか、他の道路管理者

や市民及び災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集することとする。

(2) 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

市は、道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において警察および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

市は、他の道路管理者及び警察やマスコミに協力を求めることや、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

市および各道路管理者は、管理する橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、市と各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(イ) 市は、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事等に派遣要請を依頼する。

(ウ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(エ) 市は、道路上の障害物の除去について、状況に応じて各道路管理者と警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等と協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

市および各道路管理者は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復のため、応急復旧工事を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

市は、他の道路管理者及び警察やマスコミに協力を求め、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設

市および各道路管理者は、上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者と協力し、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、当該施設管理者が速やかに復旧を行えるよう支援する。

第38節 鉄道事業者の応急対策

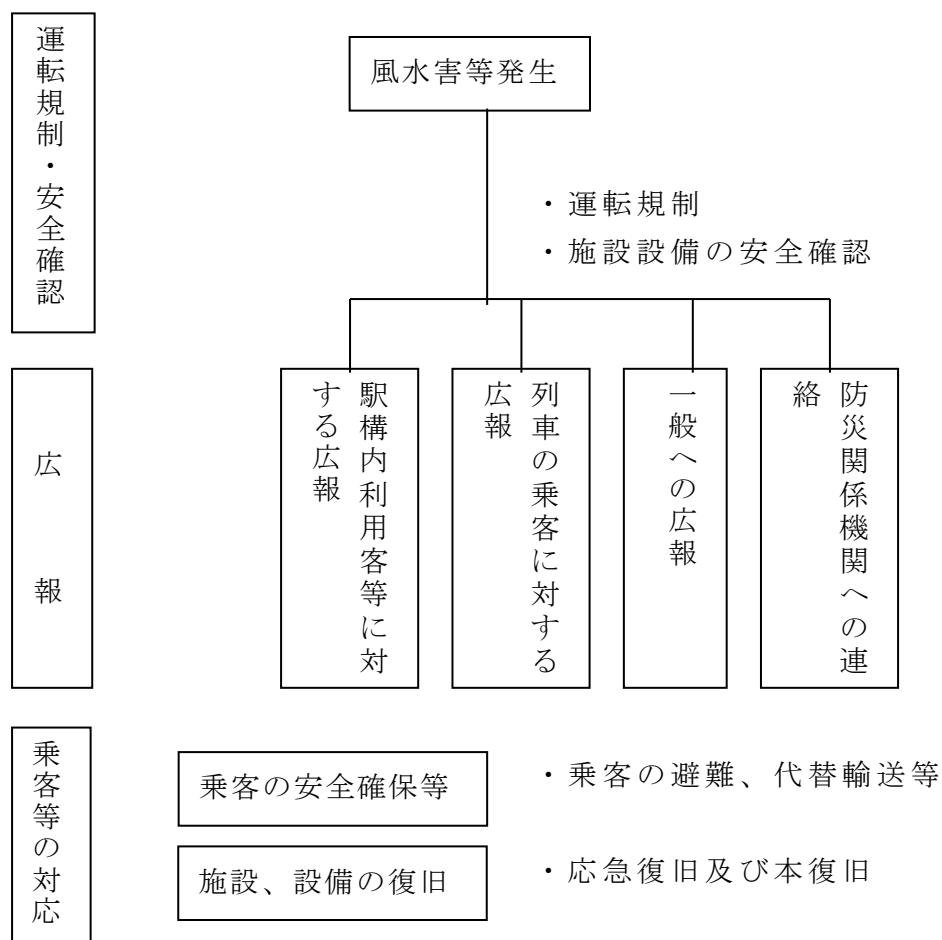
【関係部署】総務部、（東日本旅客鉄道株式会社）（日本貨物鉄道株式会社）

1 計画の方針

基本方針

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（以下、各鉄道事業者）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 運転規制

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間にに基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速 20m/s 以上	→	早目運転規制区間注意運転	→	一般運転規制区間通常運転
風速 25m/s 以上	→	早目運転規制区間運転中止	→	一般運転規制区間注意運転
風速 30m/s 以上	→	早目運転規制区間運転中止	→	一般運転規制区間運転中止

イ 豪雨の取扱い

雨量(時間雨量、連続雨量)、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	→	注意運転
防災情報システムの速度中止警報表示	→	運転中止

ウ なだれ発生時の取り扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	→	運転中止
-------------------	---	------

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
 - (イ) 災害の規模
 - (ウ) 被害の状況

(エ) 運転再開の見込み

(オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(6) 市民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

(7) 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
JR貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591～3594	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-281-2979
新潟県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5771～5773	025-285-0110 内線2070,2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915
北陸信越運輸局	総務部安全防災・ 危機管理課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170

第39節 土砂災害・斜面災害応急対策

【関係部署】総務部、福祉保健部、建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

市民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市、見附警察署等へ連絡する。

イ 市の責務

市は、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関等へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

エ 達成目標

すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として避難行動証支援者が利用する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

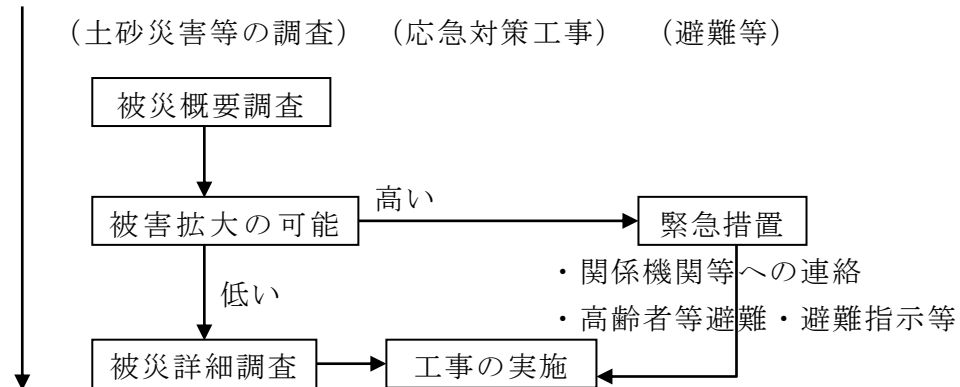
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、警察	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	企業等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	市民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 高齢者避難・避難指示等

3 業務の体系

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する	
市、県	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。	
県	・被災概要調査結果及び状況の推移について市町を含めた関係機関等に連絡する	

	・重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。	
--	---	--

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	- 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 - ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、非常時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。	

(3) 高齢者避難・避難指示等の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。 - 非常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
県	迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。	

第40節 河川施設応急対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

河川施設の被災を確認した時は、遅滞なく市、県、見附消防署、見附警察署等へ連絡する。

イ 市の責務

市民等から県管理河川施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により県管理河川施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

また、施設の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内を目標に応急工事着手するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

(3) 住民等に対する広報

(ア) 被災地に浸水又は浸水の恐れがある場合や人家、集落、道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させる恐れが生じたときは、市は速やかに広報車、防災FAX、緊急情報メール等による広報活動を行い周知するとともに、関係機関を通じて必要な情報の提供を行う。

(イ) 災害により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生する恐れがあるときは、市は速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて住民等への周知を図る。

(4) 積雪期の対応

河川管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知すると共に、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

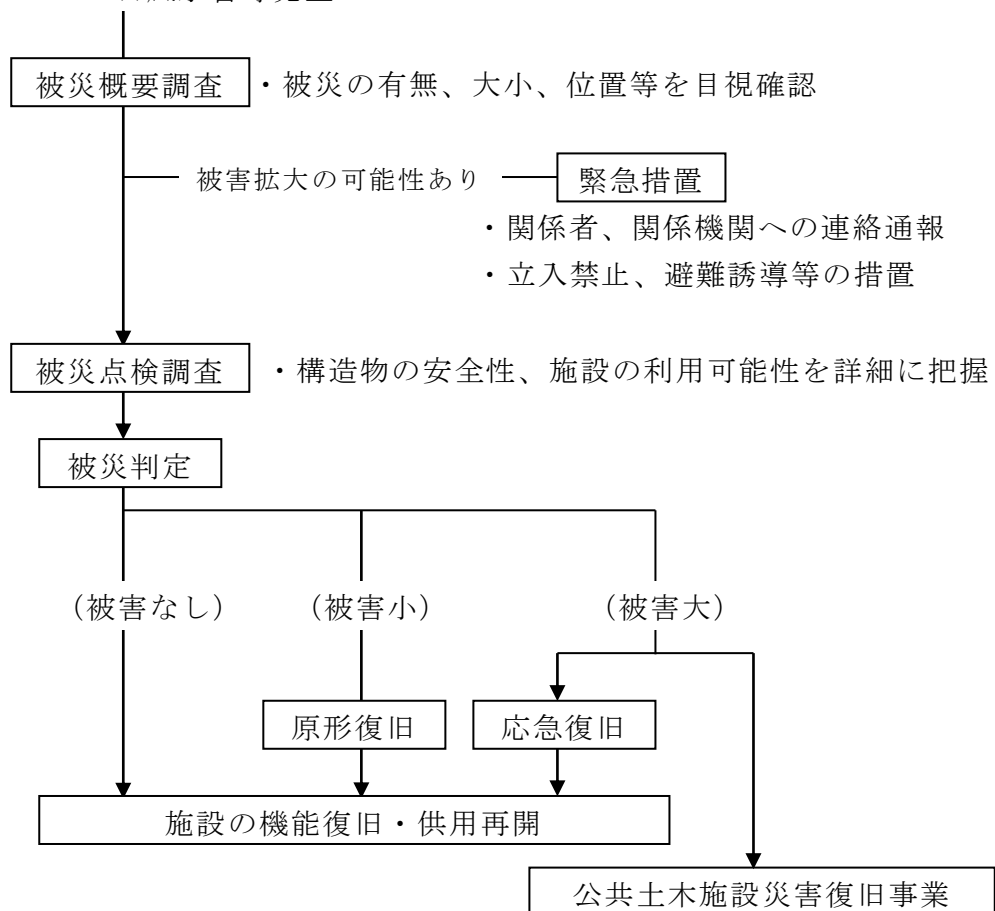
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、警察、消防	市	河川施設被災の通報
市	県	詳細な県管理河川施設の被災情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市、警察、消防	県管理河川施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	市民、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 高齢者避難・避難指示等の発令

3 業務の体系役割

☆風水害等発生



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。	
県、国	- 降雨等により河川水位が上昇し、はん濫注意水位を超えるおそれがある場合、下記の点検、巡視を行う。 ○河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所（土木部、農地部） ○過去に洪水被害が生じた箇所（土木部、農地部） ○地形地質上脆弱な箇所（土木部、農地部） ○土地利用上からの弱堤箇所（土木部） ○二次災害防止の観点からの低標高箇所（土木部、農地部） ○主要河川構造物の設置箇所（土木部、農地部）	各協会
県、国	- 点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施する。 - 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。 - 施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、消防機関、警察等へ通報する。	各協会

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
国、県	・点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。 ・河川管理施設及び許可工作物 - ア 市民の安全確保 - イ 被災箇所の応急措置 - ウ 低標高地域での浸水対策 - エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 - オ 油や危険物等の流出時の措置 - カ 倒木や流木等の処 - ク その他河川管理に関する事項の調整	各協会
国、県	・ダム施設 - ア 被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。 - イ 放流時の措置 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。	

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	
国、県	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

(4) 市民に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民へ逐次連絡する。 ・気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民、警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、高齢者避難等を発令する。	
国、県	・気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を市町や警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても市や警察、消防機関等へ逐次連絡する。	

第41節 農地・農業用施設等の応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(イ) 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 各施設管理者は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。

(イ) ため池、頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、当該情報の内容に応じて概ね1時間以内に警戒配備につくものとする。

* 当該情報の内容に応じてとは、時間雨量20mm以上または連続雨量80mm以上の降雨があり、かつ継続している場合。

(ウ) 警戒配備についたときには、その解除に至るまでの間の気象、水象、作業状況及び点検結果については随時報告する。

(エ) 避難指示等解除後3日以内に被災概要調査、点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

(オ) 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後1週間以内に応急復旧を行う。

エ 災害発生の未然防止活動

(ア) 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

(イ) 用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに市民に周知させる。

(2) 危険箇所についての住民避難（市）

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、市民に対する避難のため

の勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

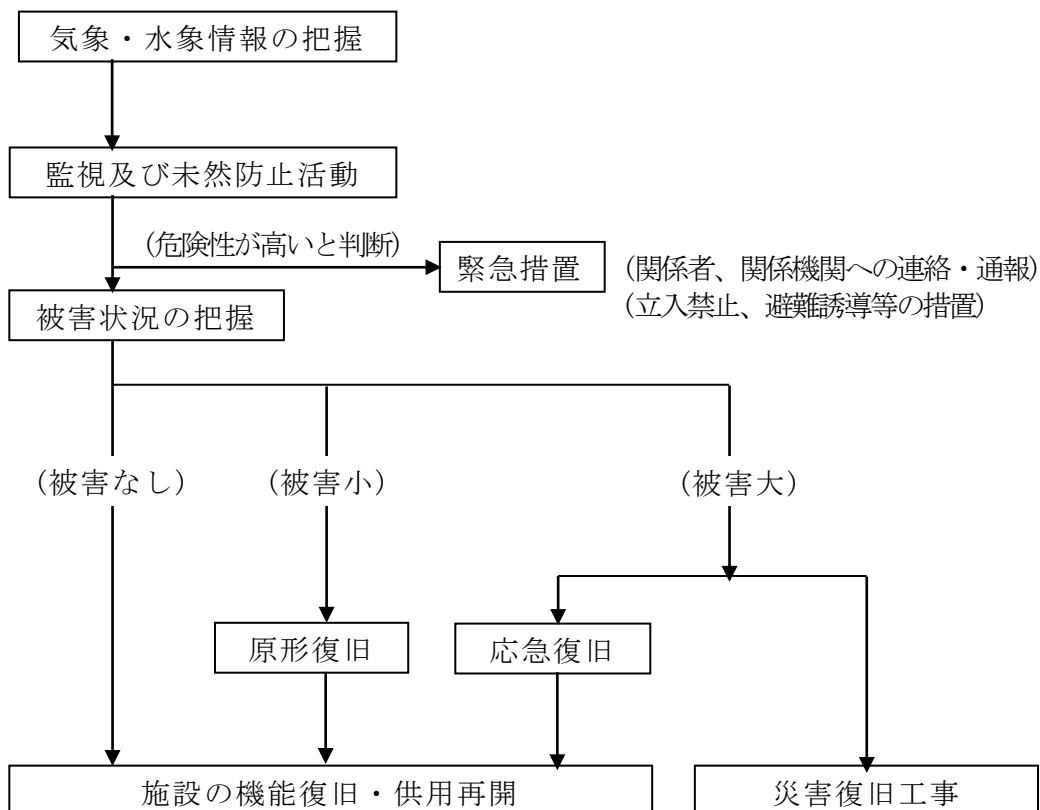
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、避難情報等
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	県管理施設の被害情報
市	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）



4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会等
市	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 市 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会等

4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会等
市	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 市 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会等

第42節 農林業応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 農林業生産者、農林業施設の所有者・管理者

- a 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。
- b 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- c 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- d 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 関係団体の責務

a 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

b 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

c 新潟県農業協同組合中央会

(a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

(b) 農協系統でとりまとめた農業被害情報を、速やかに県へ提供する。

d 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

e 森林組合

(a) 市、県地域振興局と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。

(b) 市、県地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(エ) 市

- a 関係団体の協力を得ながら農産物、林産物及び農林業用施設の被害状況を

把握し、地域振興局等に報告する。

- b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- c 県、関係団体等の協力を得ながら、農産物、林産物及び農林用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

イ 達成目標

- (ア) 24時間以内に緊急被害状況調査をとりまとめる。
 - (イ) 被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導、指示を行う。
 - (ウ) 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。
- (2) 積雪期の対応
- 市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

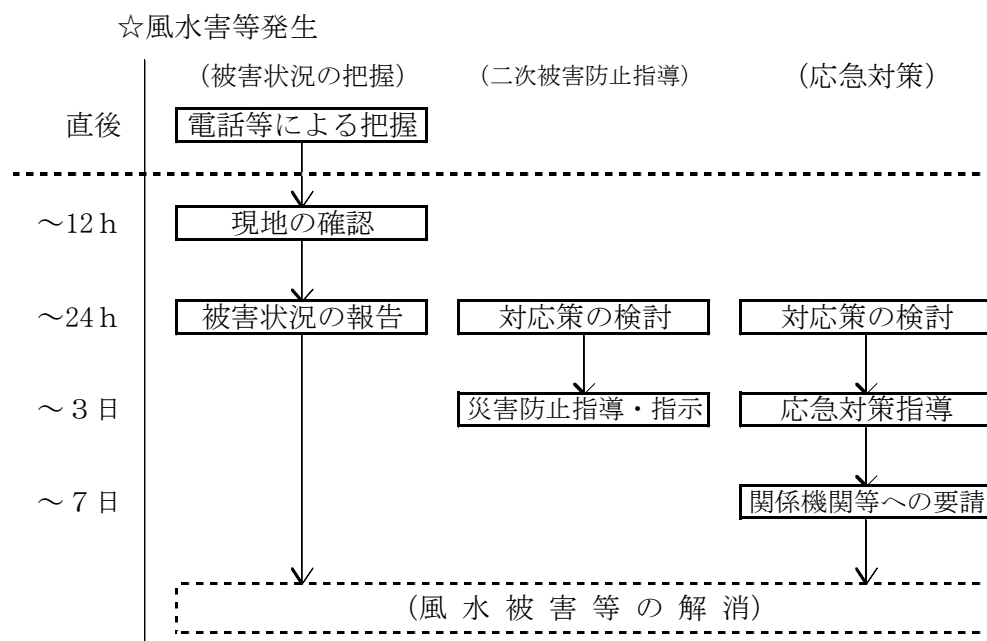
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
地域振興局	市	具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪、積雪の状況も把握）し、地域振興局農林水産振興部（以下「地域振興局」という。）に報告する。	農業協同組合、 県農業共済組合等
県（地域振興局）	市からの報告及び自らの調査にもとづいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 1 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置 及び流出防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 土砂崩れ、雪崩、噴火噴出物等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置 4 農舎、農業施設等の火災防止措置	農業協同組合、 県 農 業 共 済 組 合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県（地域振 興局）	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 消雪促進のための措置 7 火山灰等排出のための措置 8 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、 県 農 業 共 済 組 合等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 県農業共済組合	・市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市町村	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、 県農業共済組合
県	・市等の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市、関係団体

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 県農業共済組合	・市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	・家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、 県農業共済組合
県	・二次災害防止、応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関、団体への協力要請	市、関係団体

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施、協力する。	
県	・ 市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1 死亡・廃用家畜の処理 ・ 死亡家畜の受け入れ体制確保 ・ 死亡家畜の埋却許可 ・ 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・ 家畜廃用認定 ・ 家畜緊急輸送 2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・ 家畜飼養者に対する衛生指導 ・ 被災家畜の健康診断、畜舎消毒 ・ 家畜伝染病予防接種体制の確保 3 動物用医薬品及び飼料等の供給 ・ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・ 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、新潟市 県食肉衛生検査 センター、新潟市 県農業共済組合 県家畜商協同組合 農業協同組合 県農業共済組合 (社)県畜産協会 県動物薬品器 材協会 全農県本部、県酪 農業協同組合連合 会

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	・ 市、関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 ・ 近隣の生産者等、関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	・ 市、県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・ 市、県地域振興局と連絡をとりながら、情報を収集する。	市、県地域振興局

市	・ 県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・ 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	・ 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 ・ 市、関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	・ 市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
関係団体	・ 市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、県地域振興局
市	・ 緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置 4 林地内等において、火山噴火堆積物の流出又は流出のおそれがある時は、警察消防機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。	県地域振興局
県（地域振興局）	・ 市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者、関係団体	・ 林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	県地域振興局 関係機関
関係団体、市、 県地域振興局	・ 相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	

第43節 商工業応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(イ) 商工団体の責務

- a 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- b 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ウ) 市の責務

- a 企業・事業所の被害状況を把握する。
- b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(エ) 県の責務

- a 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- b 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。
- c 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- d 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- e 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- f 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ d～f は被災状況により対応

イ 達成目標

- a 県は災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。
- b 県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。
- c 県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

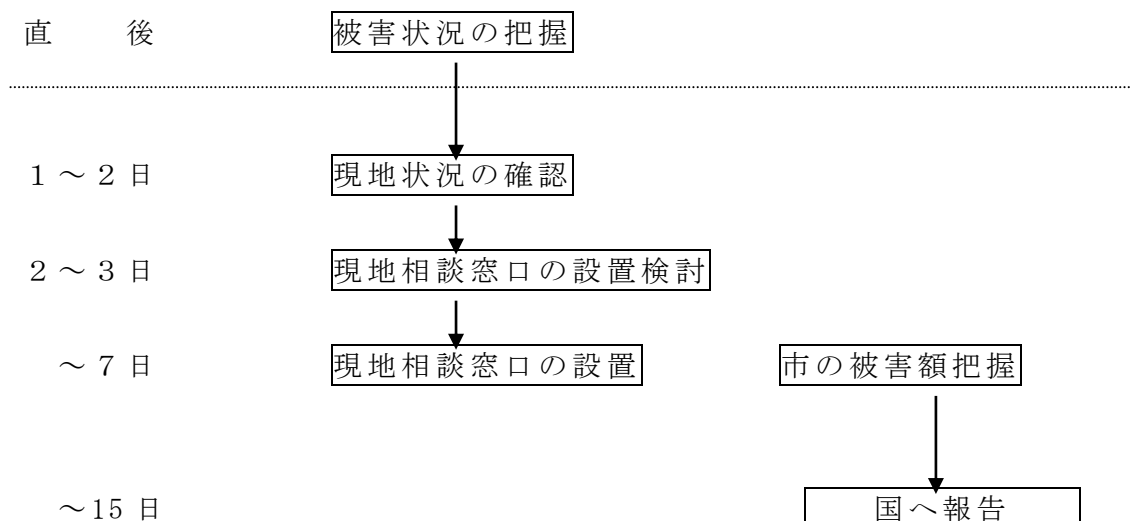
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
商工会等商工団体 → 市	被害状況
地場産地企業・産地組合 → 市	被害状況
商店街組合、大規模小売店、共同店舗 → 市	被害状況
工業団地等進出企業 → 市	被害状況
観光施設 → 市	被害状況
市 → 県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県 → 市・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市 → 企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県	- 県産業労働部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 - 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 - 被災地市町村に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 - 国に被害状況を報告する。	企業・事業所 商工団体 市
市	管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業・事業所 商工団体

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(財)にいがた産業創造機構 市 商工会・商工会議所 新潟県信用保証協会 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等
市	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	嘱託員、報道機関等

第44節 被害家屋調査・り災証明発行計画

【関係部署】民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生後、被害状況の把握及びり災証明書の円滑な発行を図るため、早期に建物の被害調査を実施するとともに、り災台帳を作成し、被災者からの申請に備える。また、建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから、適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

(2) それぞれの責務

① 市民・事務所等の責務

市が実施する被害家屋調査の申請及び調査への協力を行い、適正な認定が受けられるように努める。

② 市の責務

迅速な被害家屋調査の実施に努めるとともに、補助員体制や申請者への連絡等の各種事前準備体制の整備に努める。また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との区別を積極的に周知する。

③ 県の責務

他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する被害家屋調査を支援する。

(3) 主な取り組み

り災証明書は各種支援制度の基準となることから、迅速かつ適切な被害家屋調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

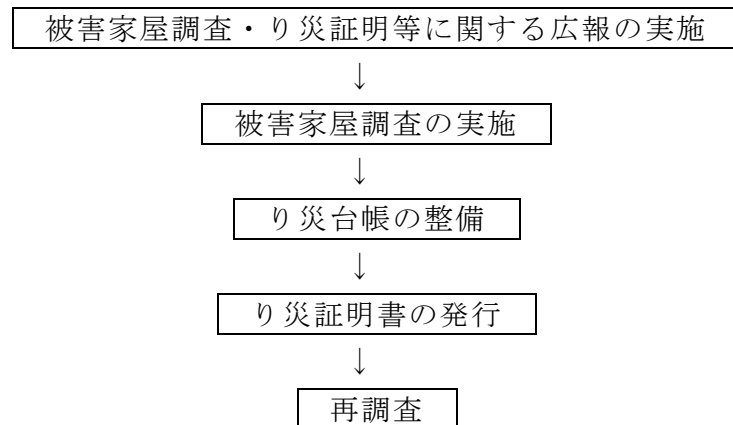
(4) 要配慮者への配慮

調査の実施計画を検討する際には、在宅医療及び在宅介護を行っている家庭を優先して実施する等の配慮を行う。

(5) 積雪期の対応

調査の実施計画を検討する際には、積雪に対応した移動手段の選定及び家屋周囲の積雪により外周の確認が十分に行うことができない場合等も想定し、これらの対策も検討する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被害家屋調査・り災証明等に関する広報の実施

被害家屋調査・り災証明等の実施を速やかに市民に広報するものとし、被害家屋調査と被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との違いを被災者に正確に伝えるよう留意する。また、り災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該政策担当部局との連携を図る。

(2) 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、担当部局が連携して調査を実施する。

① 調査実施計画の作成

災害における家屋被害の状況及びり災証明発行が求められる各種施策に関する動き等を考慮して、調査実施計画を作成する。また、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施する。

② 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。

③ 他の市町村等への協力要請

市の職員だけでは人的に対応できない場合は、県、近隣市町村及び建築関係団体等への協力を依頼する。

(3) り災台帳の整備

被害家屋調査の実施担当者は、調査の実施とあわせ、基本台帳となりうるり災台帳を作成する。

① 被害認定の判定基準

り災証明の根拠となる被害家屋の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき、1棟単位で行う。判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用方針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

② 被害認定の結果通知

被害家屋調査終了後、被災者に対し被害の判定結果を速やかに通知する。

(4) り災証明書の発行

作成したり災台帳に基づき、被災者の申請によりり災証明書を発行する。なお、り災台帳により確認できないものは、一部の例外を除き申請者の立証資料等に基づき発行する。

(5) 再調査（第二次調査）の実施

被害認定に係る再調査は、被災者の申し出があった場合に実施する。

第45節 応急住宅対策

【関係部署】総務部、福祉保健部、建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を設置し被災者を収容し、また家屋の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

ア 市の責務

被災した住宅、宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

イ 県の責務

応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

民間住宅の空き家情報等を提供する。

市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

ウ 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(2) 要配慮者に対する配慮

高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては要配慮者がいる世帯を優先して入居させる。

2 情報の流れ

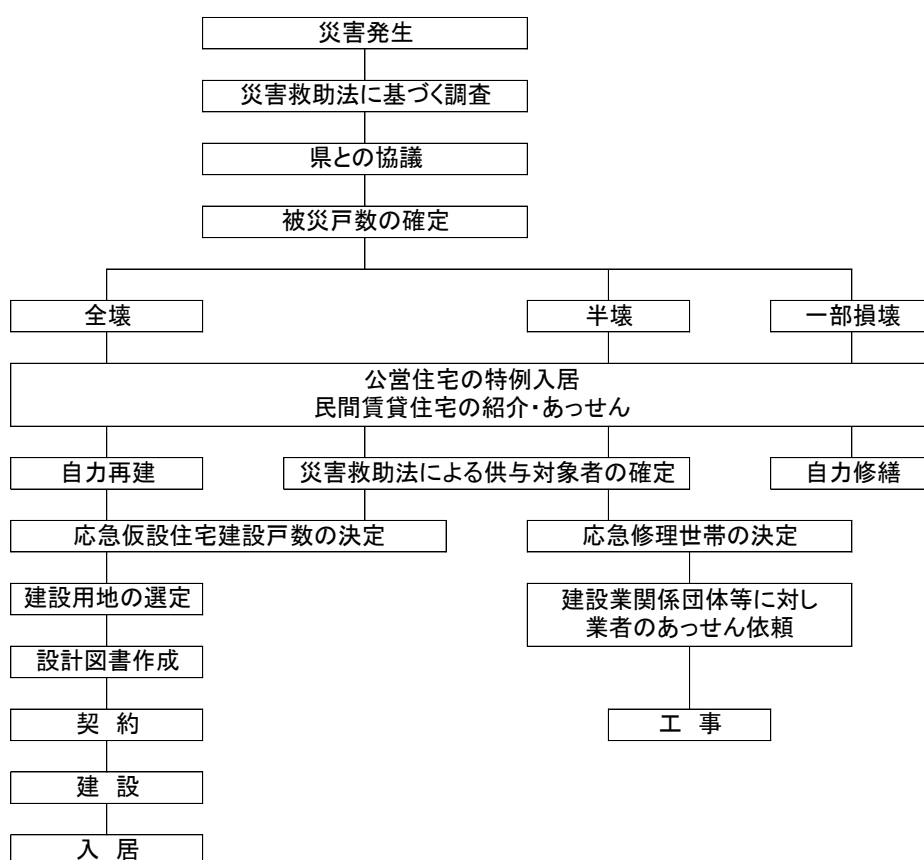
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅の入居希望
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 応	協力依頼先
県	災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ア 市調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定） イ 市の住宅に関する要望事項	市 建築士組合 建築組合

	ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項	
市	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途） ア 住宅、宅地の被害状況の調査 イ 被災地における市民の動向調査 ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望の把握・相談受付	県 建設業協同組合 建築士組合 建築組合

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応	協力依頼先
県	1 建設による供与 (1) 建設の方針 ア 建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ 建物の規模及び費用 (ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。 (イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ 建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。	市 (一社) プレハブ建築協会 (社) 新潟県建設業協会

	(2) 応急仮設住宅の建設方法 ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。 イ 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 (3) 協力要請 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 (4) 入居者の選定及び管理の委任 応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の選定及び管理を委任する。	
市	(1) 建設候補地の選定 (ア) 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。 (イ) 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住家がない者 (ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。	

	エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。	
県	2 民間住宅借り上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間住宅を借り上げ応急仮設住宅として供与する。 ただし、状況に応じ知事は、市長に借り上げを委任することができる。 入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準じる。	市 (公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 応	協力依頼先
市	(1) 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (イ) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。 (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (エ) 応急仮設住宅(民間住宅の借り上げを含む)を利用しないこと。 ※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。(災害の発生の日から原則6ヶ月) イ 所得等の要件 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯 (ア) (収入額) ≤ 500万円の世帯	建築組合 建築士組合 建設業協同組合

	(イ) 500万円<(収入額) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯 (ウ) 700万円<(収入額) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯 (2) 応急修理の範囲 以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。 なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。 (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理 (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理 (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理 (エ) 衛生設備の応急修理 (3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。 (5) 応急修理の手続き 別紙「応急修理事務手続き」を参照。 (6) 制度の広報 広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。 (7) 相談窓口の設置	
--	--	--

(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

実施主体	対 応	協力依頼先
県 市町村	ア 県及び市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。) イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請	都道府県 近隣市町村

	する。 ウ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。	
--	--	--

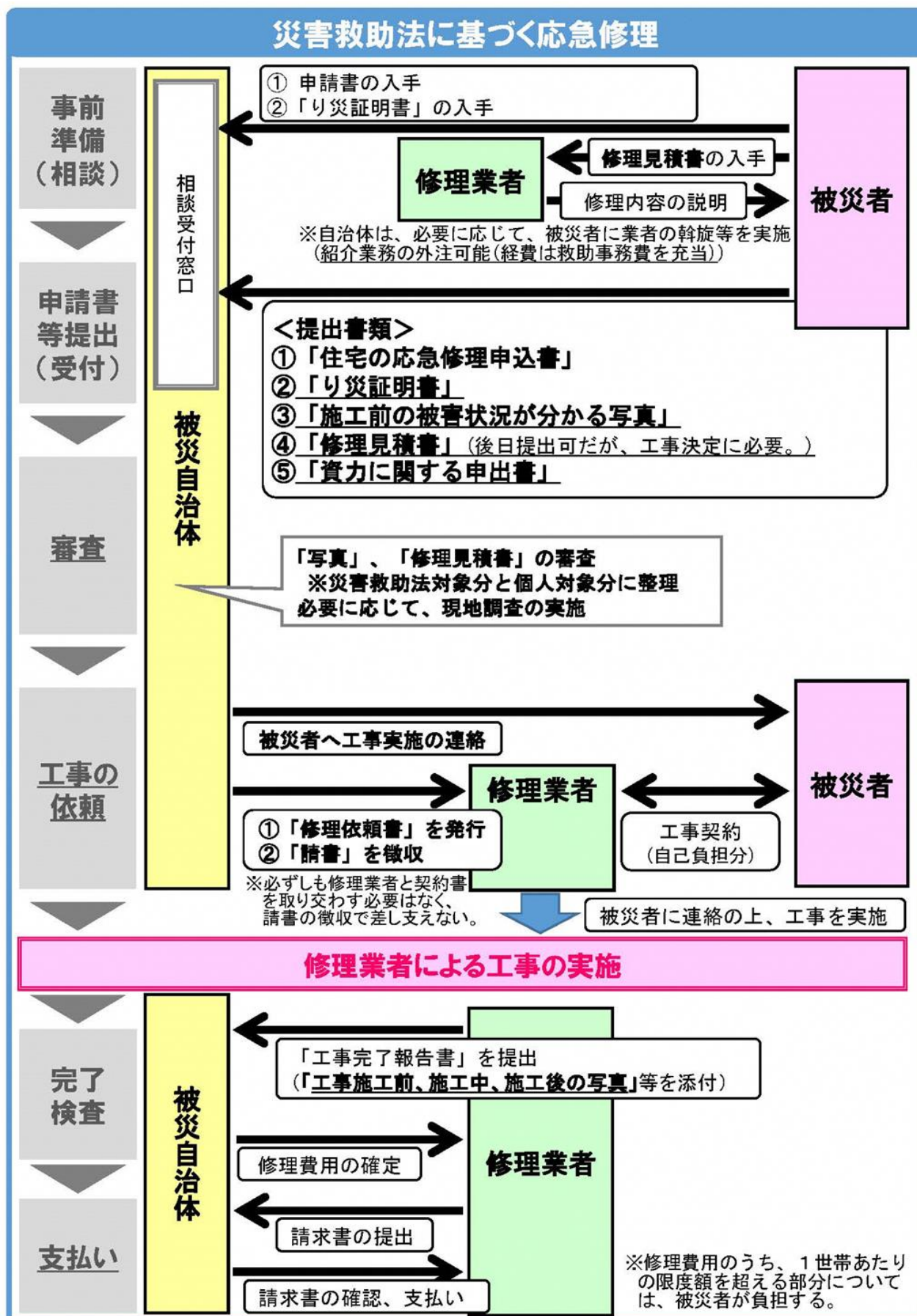
(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	ア 必要に応じ地元業者と協議し、協力を依頼する。 イ 物件情報を集約し、相談所等において民間賃貸住宅への入居希望の被災者に物件の紹介、あっせん手数料の無料協力を依頼する。	賃貸住宅取り扱い業者

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	住宅建設資材等のあっせん要請を行う。	協定企業
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県

住宅の応急修理の手続き及び流れ



第46節 ボランティア受入れ計画

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）及び市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部、民生部、見附市社会福祉協議会協議及び関係団体と協議してボランティアセンター設置を検討する。
- b ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。
- c 市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

(イ) ボランティアセンターの責務

- a ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。
- b 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。
- c 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。
- d ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。
- e その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

イ 活動調整

ボランティアセンター、県ボランティア本部

ウ 達成目標

災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	県ボランティア本部の設置、情報の発信
避難勧告解除後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握
〃 2日以内	災害ボランティア受け入れ広報の発信

2 情報の流れ

(1) 被災地から

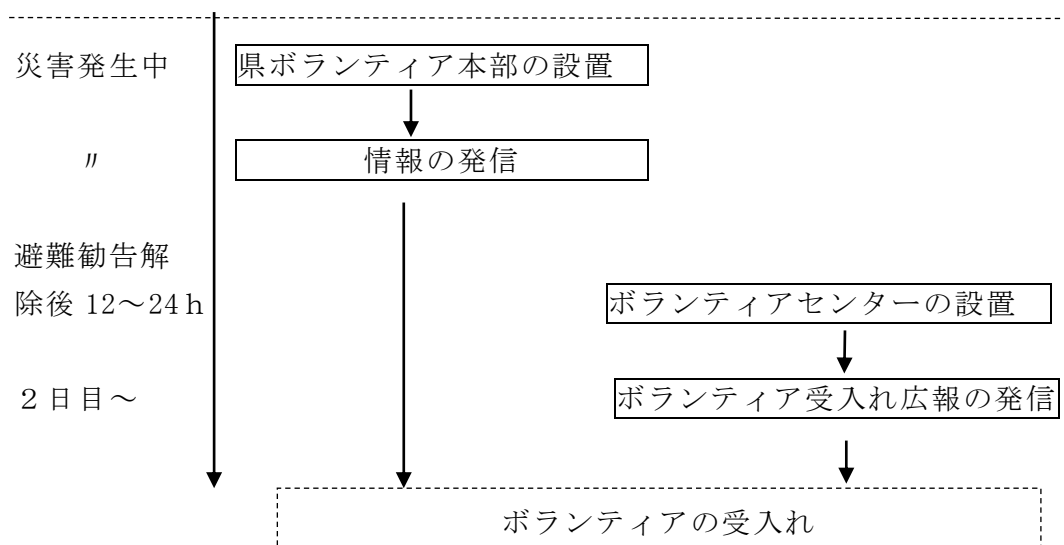
情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	ボランティアセンター	被災地ボランティア需要
ボランティアセンター	県ボランティア本部、市災害対策本部	集約された被災地ボランティア需要
県ボランティア本部、市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	集約された被災地ボランティア需要、調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県ボランティア本部、市災害対策本部	供給予定情報
県ボランティア本部、市町村災害対策本部	ボランティアセンター	供給予定情報
ボランティアセンター	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市社会福祉協議会	・ ボランティアセンターに職員を派遣し、運営を支援	被災地以外の市町村社会福祉協議会
市	・ ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・ ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 ・ ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・ 運営に係る統括及び資金管理	県内外の市町村等の行政機関
県ボランティア本部	・ ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	国や他県などの行政機関
県内NPO・日本青年会議所	・ ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のNPO等

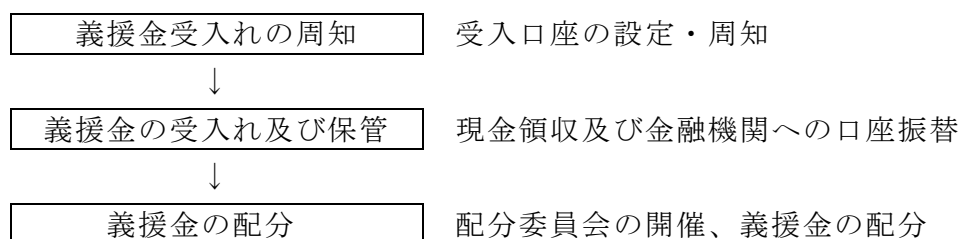
第47節 義援金の受入れ・配分計画

【関係部署】総務部、出納部

1 義援金の配分

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

市は、日本赤十字社新潟県支部見附地区は、次により義援金を受け入れる。

市	1 受入窓口 （1）受入窓口は、出納部（会計課）とする。 2 現金の受入 （1）一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 （2）国又は地方公共団体からの見舞金は、歳計現金として入金する。 3 義援金等の管理 （1）一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 （2）国又は地方公共団体から市長あての見舞金は、歳計現金の寄附金として管理する。
日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 振込口座を開設する。

5 義援金の配分

- (1) 集まった義援金の配分方法は、必要に応じて、日本赤十字社新潟県支部見附市地区、市社会福祉協議会、その他義援金受付団体等と協議し、決定する。厚生衛生班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。
- (2) 市は、県等で組織された「義援金配分委員会」から配分された義援金について、その配分基準に基づき配分する。

第48節 義援物資対策

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災者が必要としているものの情報などを的確に発信することにより、より迅速に被災者へ必要な物資配付を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- ・避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、市の指定する場所へ送付してもらう。
- ・早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- ・NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(イ) 県の責務

- ・避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- ・インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部（民生部）

県災害対策本部（食料物資部）

ウ 達成目標

- ・被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。
- ・義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア	市、見附市社会福祉協議会	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先企業・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、 NPO、ボランティア	供給情報

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

直後 ～6 時間 後	☆風水害発生 (提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
	物資受入方針に基づ く電話、メール、FAX 対 応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1 日目～ 6 日 目	物資受入方針に基づ く電話、メール、FAX 対 応	被災地ニーズ、要求、調達 情報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
7 日目	留守番電話対応	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	- 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 - 配送等にかかる道路・交通情報の把握	提供申出者、 県災害対策本部（生活基盤対策部）、NPO、 ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 - 被災地ニーズ - 被災地状況 - 市の受入れ方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。	提供申出者

第 49 節 災害救助法による救助

【関係部署】 総務部

災害救助法(以下「法」という。)による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うと共に、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

1 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第 2 条)
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第 13 条第 1 項、県法施行細則第 17 条)
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第 13 条第 2 項、県法施行細則第 17 条)
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第 3 条)

2 災害救助法の適用基準

- (1) 基準の内容
法による救助は次により行う。
ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
イ 同一災害によることを原則とする。
例外として
(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。
- (2) 適用基準
見附市の場合は、次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法が適用される。
ア 市内の住家滅失世帯が、60 世帯以上であるとき。
イ 県下の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、見附市の住家滅失世帯数が 30 世帯以上であるとき。
ウ 県下の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、見附市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める次の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

(ア) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、厚生労働省令に定める次の基準のいずれかに該当するとき。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

$(\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$

(2) 住家滅失の認定

ア 住家全壊

(ア) 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。

(イ) 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次に該当するもの。

a 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの。

b 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの(損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)で次に該当するもの

(ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全体に、占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記2 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供すると共に、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定めるものとする。

イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供、要請、又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記2 に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知するものとする。

イ 知事は、災害による被害が前記2 に定める災害救助法の適用基準の(2)のウ、エ、

オに該当する場合は、法を適用するに当たり必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に技術的助言を求めるものとする。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に情報提供するとともに、県報に公示する。

5 災害救助法による救助の種類と市町村長による救助事務の実施

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）キについては災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知するものとする。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものみなす。

エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容及び実施期間を通知する。

6 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額については厚生労働大臣が定める基準(省令)に従ってあらかじめ知事が定める(新潟県災害救助法施行細則別表)(資料編 9-7 新潟県災害救助法施行細則別表参照)。救助費用等については、省令の改定にあわせて毎年改定を行い、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に発生した災害について適用する。

(2) 特別基準

災害の種類又は態様或いは、被災者の構成又は、家族事情或いは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局保護課)と協議するものとする。

(3) 救助実施状況の報告

ア 市は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日における災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に報告する。

イ 情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

(救助の種類)

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服寝具その他生活必需品の給与
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・死体の搜索
- ・障害物の除去

(報告事項)

- 箇所数、収容人員
- 設置戸数
- 箇所数、給食数、給食人員
- 対象人員
- 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
- 救出人員、行方不明者数
- 対象世帯数
- 小、中学校対象者数及び給与点数
- 死体処理数
- 対象世帯数

7 災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない場合の救助については、見附市災害救助条例に定めるところにより市長が実施する。

(1) 見附市災害救助条例の適用基準

ア 住家が滅失した世帯数が15以上に達した場合

(滅失世帯数の算定は、3 被害状況の判定基準による)

イ アの基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

(2) 救助の種類等

- ア 避難所の設置
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- エ 学用品の給与
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 応急仮設住宅の設置
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 障害物の除去
- ケ その他法第23条に定める範囲内において市長が必要と認めた救助

※ 力、キ及びクの救助は、生活困窮者を対象者として行うものとする。

(3) 救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条に定められた範囲内において行う。

市長が、特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間及び程度をこえて行うことができる。

(4) 市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、同条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議する。

(5) 新潟県災害救助条例の適用基準

- ア 市内の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき
（滅失世帯数の算定は、3被害状況の判定基準による）
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(6) 救助の種類等

- ア 炊き出しその他による食品の給与
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ウ 応急仮設住宅の設置
- エ 災害にかかった住宅の応急修理
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
- キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間は新潟県災害救助条例施行規則の別表に定めるとおりとする。

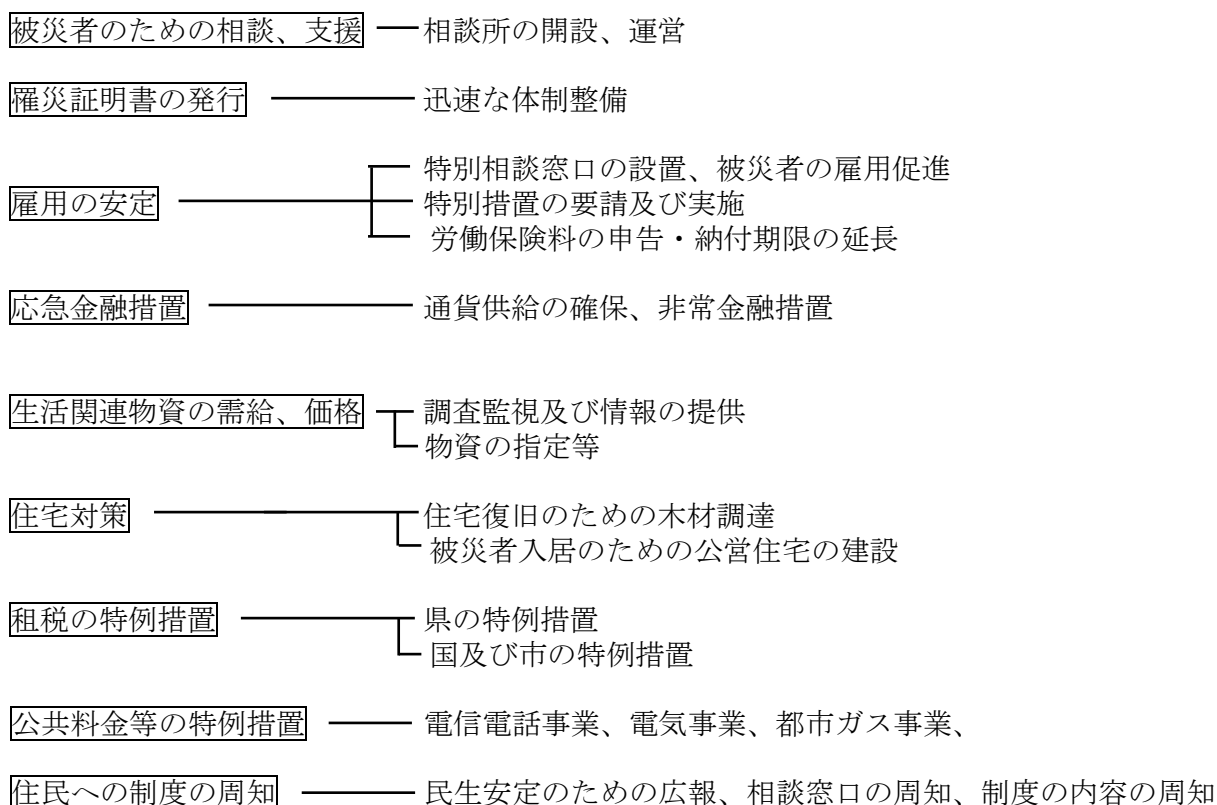
第4章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施するものとする。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

市、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市役所などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

県及び市町村は、被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、県と市町村は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。

4 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。

県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができ

ない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

- (ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
- (イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
- (ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

- (エ) 損傷日本銀行券および貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。
- (オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。
 - (ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。
 - (イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。
 - (ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。
- (5) 各種措置に関する広報
災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。
財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3) および(4) に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

- (1) 調査・監視及び情報の提供
県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。
- (2) 物資の指定等
ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

- (1) 住宅復旧のための木材調達
県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。
- (2) 被災者入居のための公営住宅の建設
災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市町村は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。
この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市町村及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。
- (3) 国有財産の活用
財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。
また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等は、それらの制度の普及促進に努める。

10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。

(イ) その他の場合、納税者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により家屋が滅失若しくは損壊し、その代替りの家屋を取得した場合又は家屋を取得した直後に滅失若しくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ウ) 自動車税

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の一定割合を減免する。

(エ) 自動車取得税

a 自動車の取得日より1ヶ月以内に災害により当該自動車が滅失又は損壊して使用に耐えなくなった場合、既に納めた税額を還付する。

b 災害を受けた自動車（aの適用を受けたものを除く。）の代替りのものを災害を受けた日から6ヶ月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(オ) 軽油引取税

a 災害により特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合、又は災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

b 災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(カ) 狩猟税

納期限前に災害により住宅又は家財について一定割合以上の損害を受けた場合、税額の一定割合を減免する。―

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

1.1 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函で

きる便箋)の無償交付支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

ア 避難勧告等により実際に電話サービス等受けられない契約者の基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間(1か月未満は日割り計算)とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

(以下は過去の例)

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約内容に限る)

エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除

ウ 不使用月のガス料金(基本料金)の免除

1.2 住民への制度の周知

県、市町村及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 広報車、広報紙、チラシ等
- (3) 防災行政無線、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等
- (4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	企画調整課	防災企画課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	企画調整課	防災企画課
	(4) 被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	企画調整課 (財)都道府県センター	防災企画課
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	企画調整課	防災企画課
	(6) 生活福祉資金 ア 災害援護資金 イ 住宅資金	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員)	福祉保健課 健康福祉(環境)部等
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	こども課 地域振興局健康福祉(環境)部 健康福祉(環境)部 事務所	子ども家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部等
	(8) 住宅金融支援機構 (災害復興住宅資金)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	地域経済課 住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課 地域振興局地域整備部
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	地域経済課 金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農林創生課 農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課 水産課 地域振興局農林振興部
	(11) 日本政策金融公庫金	被害農林漁業者	農林創生課 農林公庫 受託金融機関	
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	地域経済課 金融機関 県信用保証協会	

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓 口
災害 弔 慰 金	1 見附市において 5世帯以上の住家 が滅失した災害	1 実施主体 市 (市条例に よる)	死亡者の 配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 (※)	死亡者1人につき主たる 生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	企画調整 課
	2 新潟県内におい て5世帯以上の住 居の滅失した市町 村が3以上ある場 合の災害	2 経費負担 ①対象災害区 分が1～4 の場合 国1／2 県1／4 市1／4 (災害弔慰 金の支給等 に関する法 律)	※兄弟姉妹に おいては、死 亡した者の死 亡当時その者 と同居し、又 は生計を同じ くしていた者 に限る。また、当該配偶 者、子、父 母、孫又は祖 父母のいずれ も存しない場 合に限る。	支給の制限	
	3 新潟県内におい て災害救助法第2 条に規定する救助 が行われた災害	②対象災害区 分が5の場合 県1／2 市1／2 (新潟県災 害弔慰金等 に関する要 綱)		1 当該死亡者の死亡がそ の者の故意又は重大な過 失により生じたものであ る場合	
	4 災害救助法第2 条に規定する救助 が行われた市町村 を含む県が2以上 ある災害 (以上、平成25年内 閣府告示第230 号による)			2 法律施行令(昭和48 年政令第374号)第2 条に規定する内閣総理大 臣が定める支給金が支給 された場合	
	5 新潟県内におい て新潟県災害救助 条例が適用された 市町村が1以上あ る場合の災害			3 災害に際し、市町村長 の避難の指示に従わなか ったこと等市町村長が不 適当と認めた場合	

(2) 災害死亡者弔慰金（日本赤十字社新潟県支部）

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。（平成18年4月1日現在）

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ窓口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社地区長及び分区長（市社会福祉協議会）

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（令和2年4月1日現在）

種別	対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）	問い合わせ窓口
災害障害見舞金	1 見附市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体市 （市条例による）	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	企画調整課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国1／2 県1／4 市1／4		支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	（災害弔慰金の支給等に関する法律）		1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害（以上、平成25年内閣府告示第230号による）			2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。
(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 事業主体 都道府県（※） ※支援金の支給に関する事務は、（公財）都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表の通り	（公財）都道府県センター
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害	2 経費負担	2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	国1／2 県1／2 【被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）】	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯		
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）		
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害		5 住宅が半壊し、相当規模の補修を「行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）		
	6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）				
	※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）				

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、核が伊藤蘭の金額の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

(単位：円)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万	—

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：円)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万 (100万)	100万 (50万)	50万 (25万)

※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額。

※ 一旦住宅を貸借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。
(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村 (条例) 3 経費負担 国2/3 県1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%	企画調整課

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和2年4月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額所得者があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額所得者があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和4年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.0% (連帯保証人の有無による)

*その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7及び第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和5年1月1日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」 以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700 万円 土地取得しない場合 2,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 3 年間 （その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」 以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 3 年間 （その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」 交付	補修資金 （移転資金、整地資金含む） 1,200 万円	償還期間 20 年以内 据置期間 1 年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災者住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市町村
利子補給期間 5年間
補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金。
(補給率が1%をこえる場合は1%が限度)
補助率 1/2

[貸付金]

貸付対象 住宅金融公庫又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者
貸付限度額
建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)
補修 400万円(50万円以上10万円単位)
貸付利率
〔当初10年〕住宅金融公庫の災害復興住宅融資の金利マイナス1%
〔11年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。
(令和4年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な 運転資金	一定以上の被害 を受けた農林漁 業者	200万円 激甚災害の場合 は250万円	被害程度 によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合 は4～7年 以内
事業資金	被害を受けた肥料、農 薬、漁業用燃料、生産 物等の在庫品の補てん に充てるための事業運 営資金	災害によって施 設、在庫品等に 著しい被害を受 けた農業協同組 合、漁業協同組 合、連合会等	組合2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合 は 組合5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融金庫資金

被害農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。
(令和5年1月19日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40～0.80%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.40～0.80%	25年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人	0.40～0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 ((1) への転貸に限定)	0.40～0.80% 0.40～0.80%	(1) 15年以内 (2) 25年以内	(1) 3年以内 (2) 10年以内
林業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	農業を営む個人、法人、集落営農組織などの団体	0.40～0.80%	15年以内	3年以内
	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～0.80%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～0.80%	15年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業者等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

4 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 県災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
- (イ) 新聞紙面による周知
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

イ 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
(県等の支援制度及び市町村個別制度の周知)

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) メディアの活用

F M局等の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得るものとする。

第3節 公共施設等災害復旧対策

市は、公共施設等の風水害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努めるものとする。また、市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

1 被害状況及び集計の体制

(1) 被害状況調査

風水害により被害が発生した場合、施設管理者はその被害状況を的確に把握し市災害対策本部及び県にその状況を報告する。

(2) 被害状況の集計

市災害対策本部は、市全体の集計を行い、県に報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供する。

2 災害復旧事業計画の策定等

(1) 災害復旧事業計画の策定等

被災した施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次の計画とする。

- ア 公共土木施設災害復旧計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

3 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

5 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずるものとする。

6 災害復旧事業に係る財政支援

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(1) 地方財政措置制度

- ア 普通交付税の繰り上げ交付
- イ 特別交付税
- ウ 地方債制度

7 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成するものとする。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施するものとする。

2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図るものとする。

イ 復興対策の円滑な実施をきすため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図るものとする。

ウ 復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得るものとする。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

(3) 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

イ 市及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成するものとし、その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのない計画とすることとし、市民の理解を得るよう努めるものとする。

ウ 復興計画作成にあたり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図るものとする。

3 防災まちづくり

(1) 市民の合意形成

- ア 市及び県は、復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する市民の合意形成を図ることが必要となる。円滑な合意形成のために、市民参加による施策・計画の策定を行うものとする。
- イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行い、迅速な合意形成に努めるものとする。
- ウ 復興計画における市民の迅速な合意形成を図るために、市は、災害の起きない普段から、地域住民とまちづくりについて話し合い、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努めるものとする。
- エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市及び県は、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの市民の協力を得るため、都市計画決定を行うものとする。

(2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

- ア 防災まちづくりにおいて市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用するものとする。
- イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、県等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図るものとする。
- ウ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(4) 防災性向上のための公共施設等の整備

- 県、市及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、必要に応じて、防災性向上のための公共施設等の整備を図るものとする。
- ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図るものとする。
 - イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフラインとするものとする。
 - ウ 建築物や公共施設の耐震不燃化